

官報

号外 昭和四十八年三月二十七日

第七十一回国会 衆議院会議録 第十八号(一)

昭和四十八年三月二十七日(火曜日)

議事日程 第十四号

昭和四十八年三月二十七日

午後二時開議

第一 関税法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

一 健康保険法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)の趣旨説明

○本日の会議に付した案件

日程第一 関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

提出

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時六分開議

○議長(中村梅吉君) これより会議を開きます。

日程第一 関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(中村梅吉君) 日程第一、関税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

関税法等の一部を改正する法律案
[本号(一)に掲載]

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。

大蔵委員長(鴨田宗一君)。

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。

[報告書は本号(一)に掲載]

[鴨田宗一君登壇]

○鴨田宗一君 ただいま議題となりました関税法等の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における内外の経済情勢の推移に対応し、対外経済関係の調整、国民生活の安定、充実に資するため、関税率について所要の調整を行なうほか、各種の関税制度の整備を行なおうとするものでありまして、その大要を申し上げますと、次のとおりであります。

第一は、特惠関税制度の改正であります。開発途上国との経済取引を拡大し、これら諸国の経済発展に寄与するため、まず、農水産物の特惠関税については、その適用品目を拡充するため、新たに十一品目を追加するとともに、現行特惠関税適用品目のうち十四品目について税率の引き下げを行ない、次に鉱工業産品であつて、特惠税率を一般税率の二分の一にとどめている品目のうち、六品目についてその税率を無税に引き下げることと

いたしております。また、現在、鉱工業産品の特惠関税適用輸入額が一定の限度額に達した場合に、特惠税率の適用を停止することとしておりますが、この制度につきましても、特惠適用輸入額が限度額に達しても特惠税率の適用を継続することができるとし、輸入拡大をはかることとしております。

第二は、関税率の改正であります。国民生活の安定、充実をはかるため、まず、国民生活に關連の深い物資を中心に三十二品目の関税率を引き下げることとしております。

次に、関税割当て制度の改善をはかるため、硫化鉄鉱及び天然黒鉛についてこの制度の適用を廃止し、その関税率を無税とするにとともに、魚粉、木炭の二次税率を引き下げることとしております。

また、通関実務を簡素化し、輸入者の便宜をはかる見地から、識別困難な類似品目間の税率を低いものに統一することとし、三十五品目について関税引き下げを行なうこととしております。このほか、本年三月三十一日に期限の到来する百八十七品目の暫定税率につきましても、その適用期限を一年間延長することとしております。

第三は、各種の関税制度の改正であります。まず、わが国の居住者に対する贈与品について、政令で関税を免除し得る限度額を五千円から一万円に引き上げるほか、輸入後一定期間使用されて再び輸出される物品に対する減税制度の対象の拡大、保税展・示場に関する制度の緩和等を行なうこととしております。

また、わが国の宇宙開発の推進に資するため、人工衛星等宇宙開発の用に供する物品等について、関税を免除する制度を創設することとしております。

本案につきましては、審査の結果、去る三月二十三日質疑を終了し、ただちに討論に入りました

昭和四十八年三月二十七日 衆議院会議録第十八号(一) 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

四一四

ところ、日本共産党・革新共同を代表して増本一彦君より、本案は大企業の利益優先の構造を促進するもので、反対である旨の意見が述べられました。

次いで採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しましては、附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(中村梅吉君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(中村梅吉君) 日程第二、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議

題といたします。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

〔本号(二)に掲載〕

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。通信委員長久保田円次君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔久保田円次君登壇〕

○久保田円次君 ただいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に關し、通信委員会における審査の経過と結果とを御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和四十八年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めようとするものであります。

まず、その収支予算は、事業収支におきましては、事業収入一千五百四億二千万円、事業支出一千三百二十五億八千万円、事業収支差金百七十八億四千万円、資本収支におきましては、資本収入、資本支出とも三百六十八億六千万円の規模となっており、特別収入及び特別支出を除く、経常事業収支においては、九億九千万円の支出超過となっております。

また、事業収支差金のうち、百四十三億五千万円を資本収支に繰り入れ、三十四億九千万円を翌年度に繰り延べることであります。

次に、事業計画は、難視聴の早期解消をはかるためのテレビラジオ両放送網の建設、放送番組の充実刷新及び社会情勢の変化に即応した営業活動の推進等の諸施策を実施することとしております。

また、放送センター建設の完了に伴い、不用となる東京放送会館の土地、建物を売却することとしておりますが、その収入は、最も有効に国民に還元する趣旨のもとに、放送センターの建設及び沖繩の復帰にかかる債務の返還、放送界全般の向上に寄与する放送文化基金の設立並びに事業安定化資金の確保を行なうこととしております。

通信委員会におきましては、二月二十七日日本件の付託を受け、数回の会議の後、三月二十六日、討論なく、採決を行なった結果、全会一致をもって本件はこれを承認すべきものと議決した次第であります。

なお、採決の後、委員会は、本件に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付することを全会一致をもって決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

なる東京放送会館の土地、建物を売却することとしておりますが、その収入は、最も有効に国民に還元する趣旨のもとに、放送センターの建設及び沖繩の復帰にかかる債務の返還、放送界全般の向上に寄与する放送文化基金の設立並びに事業安定化資金の確保を行なうこととしております。

通信委員会におきましては、二月二十七日日本件の付託を受け、数回の会議の後、三月二十六日、討論なく、採決を行なった結果、全会一致をもって本件はこれを承認すべきものと議決した次第であります。

なお、採決の後、委員会は、本件に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付することを全会一致をもって決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

○中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、内閣委員長提出、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(中村梅吉君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(中村梅吉君) 委員長の趣旨弁明を許します。内閣委員長三原朝雄君。

〔三原朝雄君登壇〕

○三原朝雄君 ただいま議題となりました国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のとおり、現行の国民の祝日といたしましては、国民の祝日に関する法律によりまして、元日、成人の日、建国記念の日、春分の日、天皇誕生日、憲法記念日、こどもの日、敬老の日、秋分の日、体育の日、文化の日、勤労感謝の日の十

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

二の祝日が設けられており、これらの日は、国民こそぞって祝い、感謝し、または記念する日として定められ、また、同時に休日とすることと定められております。したがって、祝日を休日として定めているのは、それぞれの祝日の意義を考え、平常の勤務を離れて、それにふさわしい一日を過ごし得るようという趣旨と考えられるのであります。

本法律案は、これらの国民の祝日が日曜に当たるときは、その翌日を休日としようとするものであります。祝日、日曜ともに、それぞれ平常の勤務を離れた日として確保し得るようにならなければならないのであります。

今日、わが国の政治における第一の政策課題は、国民の福祉増進であるといわれており、その実現は、各般にわたる行政施策を通じて遂行されるべきであります。現在、すでに国民各層の間から、生活の中にゆとりある余暇を求める声が高まっていることはいふまでもありません。

また、諸外国におきましても、祝日と日曜日が重なったときは、翌日を休日としている例もあり、この際、本改正を行なうことは、時宜を得た措置であると考えた次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(中村梅吉君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

[本号(二)に掲載]

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。
法務委員長中垣國男君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔中垣國男君登壇〕

○中垣國男君 ただいま議題となりました法律案について法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、地方裁判所における交通関係の業務上過失致死傷事件及び簡易裁判所における民事事件などの適正迅速な処理をはかるため、判事補三人、簡易裁判所判事四人、裁判官以外の裁判所職員二十八人計三十五人を増員しようとするものであります。

当委員会におきましては、去る二月二十日提案理由の説明を聴取し、自來長時間真摯な質疑応答を重ねてまいりました。

かくて、本日質疑を終了し、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の各派共同提案による附帯決議が付されましたが、その詳細は会議録に譲ります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

した。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

○中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(中村梅吉君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件を議題といたします。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

[本号(二)に掲載]

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。
農林水産委員長佐々木義武君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一)

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案 四一六

〔佐々木義武君登壇〕

○佐々木義武君 ただいま議題となりました漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、最近における漁業情勢その他経済事情の著しい変化に伴い、昭和四十四年第六十一回国会で承認された漁港整備計画を全面的に変更しようとするもので、昭和四十八年度以降五年間に四百二十港の漁港を全国にわたり計画的に整備拡充し、その機能の増進と安全性の確保をはかり、もって漁業生産の増大、流通の円滑化及び漁業経営の安定に資するためのものであります。

本件は、去る二月二十一日農林水産委員会に付託され、三月二十三日政府から提案理由の説明を聴取するとともに、同日及び三月二十七日の両日にわたって慎重審議を行ない、三月二十七日質疑を終局し、採決の結果、これを適切な措置であると認め、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

なお、本件に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(中村梅吉君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。建設委員長服部安司君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔服部安司君登壇〕

○服部安司君 ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、居住環境の良好な住宅の建設及び個人住宅の取得の負担軽減をはかるため、住宅金融公庫の業務範囲を拡大するとともに、貸し付け条件の改善を行なうことを目的とするもので、おもな内容は次のとおりであります。

第一に、賃貸住宅建設事業者または分譲住宅建設事業者で、公庫の貸し付けを受けて、政令で定める規模以上の一団地の住宅建設を行なうものが、住宅の建設とあわせて関連利便、公共施設の建設、整備を必要とするときは、それらの建設または整備に必要な資金を貸し付けることができることとしております。

第二に、個人住宅建設資金、賃貸または分譲住宅建設資金、関連利便、公共施設の建設、整備資金等にかかる貸し付け金の利率については、法律で定める限度の範囲内で、政令で定めることとするほか、関連利便、公共施設にかかる貸し付け金の償還期間等を十年以内とし、政令で定める大規模な事業による学校等の施設にかかる貸し付け金にあっては、二十年以内に延長することとしております。第三に、宅地造成資金、特定中高層耐火建築物

建設資金及び店舗等建設資金等にかかる貸し付け金の限度、利率及び償還期間等は、政令で定めることができることとしております。

なお、政令で利率を定める場合は、事業が促進されるように配慮するほか、銀行その他一般の金融事情を勘案しなければならないこととしております。

第四に、以上の改正に伴い、産業労働者住宅資金金融通法、北海道防家住宅建設等促進法について、公庫の貸し付け金にかかる金額の限度、利率及び償還期間等に所要の改正を行なうこととしております。

本案は、去る二月二十日本委員会に付託され、三月七日建設大臣より提案理由の説明を聴取し、慎重審議いたしました。その詳細につきましては会議録に譲ることいたします。

かくて、本二十七日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略し、直ちに採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、民間デベロッパーに対する指導監督、個人住宅に対する貸し付け条件の抜本的改善など六項目の附帯決議が付されました。右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出の趣旨説明)

○議長(中村梅吉君) 内閣提出、健康保険法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生大臣齋藤邦吉君。

(國務大臣齋藤邦吉君登壇)

○國務大臣(齋藤邦吉君) ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

医療保険制度の問題につきましては、財政の健全化を含めた抜本的な改善がかねてから重要な課題となつておるところでありますが、制度の中核的存在である政府管掌健康保険が現在まで十年間深刻な財政難を続けてまいりましたこともありまして、昭和三十六年の皆保険達成以来、健康保険においては見るべき改善が行なわれないうまま今日に至つております。医療保険の分野では関係者の間で利害がいろいろと錯綜し、問題の根本的な解決をはかることが困難なものが多々あることも事実であります。これを何とか解決の方向へ導く努力の積み重ねが必要と考へるものであります。

今回は、これまでの経緯にかんがみ、また、関係審議会の意向等を尊重いたしまして、国民の福祉水準の向上を求める要請にこたへるべく、福祉重点施策の一環として、実現可能なものから段階的に制度の改善に着手するとの見地に立ち、改正を行なうこととしたものであります。

すなわち、今回の改正は、制度創設以来三十年間改善されないうままになつてゐる家族療養費の給付率の引き上げ、高額療養費の支給等家族医療給付の改善を中心に、国民医療の確保に関する医療保険の側での対策を充実強化するため給付改善を行なうとともに、保険の運営上重要な問題である保険財政の恒常的な安定を確保するための諸施策を講じようとするものであります。この改正によつて懸案の抜本改正の第一歩が踏み出せるものと確信いたしておる次第でございます。

まず、健康保険法の改正について申し上げます。

第一は、医療給付の改善でありまして、家族療養費の給付率を五割から六割に引き上げますとともに、高額な医療につきましては、家族療養費にあわせて高額療養費を支給し、自己負担とされてゐるものうち一定限度額をこえるものを保険から全額給付することとしたしております。

第二は、現金給付の改善でありまして、本人分療養の最低保障額を現行二万円から四万円に引き上げ、さらに配偶者分療養について現行一万円から本人分療養の最低保障額と同額の四万円に引き

上げるとともに、家族埋葬料につきましても改善をはかることとしたしております。

第三は、標準報酬の改定でありまして、その等級区分が最近における給与の実態と著しくかけ離れるに至つておる結果生じておる負担の不公平を是正するため、現行三万円から十萬四千円までの三十六等級でありますのを、二万円から二十万円までの三十五等級に改めるものであります。

第四は、保険料の改定でありまして、政府管掌健康保険の保険料率を七・七・三に改定するとともに、当分の間の措置として、現在保険料の算定の基礎とされてゐない賞与等について、支給のつど、その一割を労使折半により特別保険料として徴収するものであります。なお、この特別保険料は、報酬月額五万円未満の者からは徴収せず、賞与等が五十万円をこえるときは、五十万円として計算することとしております。

第五は、国庫補助の拡充でありまして、財政基盤の脆弱な政府管掌健康保険に対して、これまでの定額国庫補助を改め、定率制の国庫補助を導入することとして主要な保険給付に要する費用の一〇%を国庫補助するものであります。

第六は、保険料率の調整とこれに連動した国庫補助率の引き上げの問題でありまして、政府管掌健康保険の保険料率について、厚生大臣は必要あるときは社会保険審議会の意見を聞いて、法定料率の上下〇・七%の範囲内でこれを調整できる規定を設け、同時に、この規定により法定料率をこ

えて保険料率を引き上げた場合は、さきに述べました定率国庫補助の割合を料率〇・一%につき〇・四%ずつ増加することとしております。

第七は、健康保険組合関係でありまして、それぞれの組合の規約で定めるところにより、特別保険料を徴収できることとするともに、保険料率の調整幅が現行三%から八%までであるのを三%から九%までに、被保険者の負担料率の限度が現行三・五%であるのを四%にそれぞれ改めることとしております。

次に、船員保険法の改正について申し上げます。

船員保険の疾病部門につきましても、さきに述べました健康保険の改正に準じ、家族療養費の給付率の引き上げ等保険給付の改善を行なうとともに、標準報酬の改定等所要の改正を行なうものであります。

また、国民健康保険法の改正につきましては、健康保険法の改正に準じて高額療養費を支給することとしております。

次に、厚生保険特別会計法の改正について申し上げます。

この改正は、昭和四十八年度末における政府管掌健康保険の借り入れ金に係る債務をたな上げるとともに、新規の借り入れを限定し、また、昭和四十八年度以前に健康勘定において生じた損失を一般会計からの繰り入れによって補てんする方途を講ずるものであります。

なお、この法律の実施時期につきましては、本年四月一日からとしておりますが、高額療養費の支給に關する部分につきましては、諸般の準備手續等を考慮いたしまして本年十月一日から実施することとし、また、国民健康保険法の改正は昭和五十年十月一日からとしております。

以上が健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(中村梅吉君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。山下徳夫君。

〔山下徳夫君登壇〕

○山下徳夫君 私は、自由民主党を代表して、ただいま趣旨説明のありました健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、若干の質疑を行ないたいと存するものであります。(拍手)

思いまするに、国民の健康と福祉を守り、これを向上していくためには、まず医療保険制度を整備し、よりよく、より高い医療を国民全体に均てんし、普及していくことが近代国家としての当然の方向であります。このため、わが自党内閣は、先進諸国に類例を見ない国民皆保険制度をすでに昭和三十六年に達成し、国民医療の負担軽減と健康の増進に貢献してまいったのであります。

すなわち、保険制度の普及は、医学、薬学の進歩と相まって、乳児や結核の死亡率を驚異的に激減させ、平均寿命も著しい伸長を見せ、もはや世界の長寿国グループに入るまでになりました。しかし、わが国の人口の老齢化と高度経済成長に伴う社会構造の変化は、成人病や各種公害病等を惹起し、医療を一そう複雑化してまいりました。

これらに対応する国民医療は、機敏かつ積極的に展開されなければならず、今回の法律案もその一翼をなすものであります。しかしながら、医療制度全般に対する国民の不満は、むしろ漸次高まりつつあり、三時間待って三分診療とか、保険ありて医療なしといわれるのも、その不満感のあらわれであります。この際、政府は、医療制度改革に對する基本方針を国民の前に明らかにすべきであると思ひますが、総理よりお聞かせ願ひたいと存するものであります。

医療制度の中で最も重要な問題は、医療供給体制の確立であり、その中で最も重要なのは、質量ともにすぐれた人的、物的医療施設整備の問題であります。皆保険の目的が、いつでも、どこでも医療が受けられることにありするならば、今日なお無医地区が三千カ所もあるのは、皆保険の基礎的条件が整備されていないことであり、大きな問題であります。同時にまた、基幹病院の整備と救急医療対策も急を要する問題と思ひますが、厚生大臣の御所見を伺ひたいと存じます。また、差額ベッドの問題がしばしば論議されて

おりますが、これも根本は、施設整備の問題と密接につながっていると考えます。今日の医療施設は、高度の機器の整備を必要とし、その経費は、一ベッド当たり一千万円ともいわれ、個人資本のとうてい及ぶところではありません。ここに国公立病院に対する思い切った公的資金の投入が必要とされるわけで、英国、イタリアが医療施設を国営とし、米国においても、病院整備法に基づいて病院の施設整備には国家が一定の割合を負担しているのも、このような事情を背景とするものと考えられるのであります。

しかるに、公的病院の代表たる日赤、済生会等が、それぞれの病院で独立採算制をしいられて、経営管理の面でかなり無理がいつているのではないかと心配されるのであります。火事を出さなきや消防署が成り立たぬというような制度は、すみやかに改むべきだと思ひますが、厚生大臣はいかにお考えか、承りたいのであります。次に、公費負担医療についてお尋ねいたします。

現行では、戦傷病者、予防接種事故等、国家補償の性格のもの、結核、精神病、法定伝染病のごとき、地域社会に不安を与えるものに限定されておるのでありますが、今日の社会構造の変化に対応して、今後は、公害病やスモン、ベリチェットの如く、社会的にその対策を必要とするものにも及ぼしてはいかでございませうか。さらにはまた、疾病予防診査等で、社会が必

要と認める妊産婦、乳幼児や成人病予防等の健康診査、あるいは疾病予防措置としての予防接種等、一連の疾病予防対策にまで適用範囲を拡大されてはどうでございませうか。消火より火災予防に力を注ぐことが、さらに国民の健康管理上重要と考えますが、この点につきまして厚生大臣にお伺いをいたします。

次に、お尋ねしたいことは、医療従事者の確保の問題であります。

医療施設の整備につきましては、GNP第二位を誇るわが国の財力からすれば、早期解決の可能性は十分にあると思われませんが、人の問題はしかく簡単ではございません。

まず、その第一は、医療の最高責任者たる医師の確保であります。特に、量だけでは無視できない問題だけに、甚間伝えられる一部の私立医大の入學負担金数千万円等を耳にすると、りつ然たるものを禁じ得ないのであります。(拍手)政府は、国立の医学部、医大をさらに整備促進することによって、質のよい医師を必要だけ確保できるように要望いたすものであります。

また、医療従事者の問題で最も深刻なのは、看護婦確保の問題であります。このことについて、当局が年々努力されていることは認めるものであります。看護婦という職業が魅力ある職業として評価されるような仕組みをつくらない限り、根本的な解決は困難であります。(拍手)そのためには、看護婦の業務を分析して、真に看護婦の資格

にふさわしい業務内容に整備するとともに、思い切った処遇の改善や年金制度を設けるなど、有効な対策を早急に講ずる必要があると考へるのであります。

また、医師と同様に、看護婦の質の向上も期さなければなりません。四年制の看護学部を設置等について、今後どのように進めていかれるおつもりであるか。

さらに、必要人口を確保するための緊急対策として、従来医師会等で行ってきた中学卒三年課程の看護学院制度のほかに、高校卒隔日制四年課程の制度を実施してみられるおつもりはないか、厚生大臣にお尋ねをいたします。

次に、医薬分業についてお尋ねします。

この問題については、欧州諸国では、すでに十三世紀から実施されておるのであります。わが国でも一応法律の制定を見たといふものの、まさに空文にひとしく、それぞれの立場から主張の多く、全く軌道に乗っておりません。日本の医療の大きなガンの一つは、諸外国と比べて薬の使い過ぎであります。試みに、外国の総医療費に占める薬剤費の割合は、英国で一〇％、アメリカ、スウェーデンで二二％。これに対して、日本は実に四三％にのぼっております。現に総理府広報室の「医療保険に関する調査」昭和四十二年版によりますと、傷病等がなおつて、なお薬が残った者は二七％に達しておると指摘をしておるのであります。しかも薬の乱用は、かえつて弊害をもたら

し、現にスモン病については、キノホルムを禁止してからむしろよくなったといわれておるのであります。「医者は薬売り」という汚名を返上するためにも、医薬分業を推進すべきだと思いますが、厚生大臣はいかに考えてございますか。

さて、今回の改正案の中身についてであります。全体的に福祉の充実を期待する国民の声にこたえるものとして、政府の決意を敬意を表すものであります。しかるに、一部に今回の改正案を値上げ法案ときめつけ、給付の改善を黙殺し、累積赤字のたな上げや、定率一〇％の国庫補助という画期的な国のてこ入れにも目をおおい、いたずらに保険料の増収部分についての誇大な宣伝に狂奔し、国民を欺瞞し、ひいては、健保改悪であるとする動きのあることはまことに遺憾であります。(拍手)

それは、政府が改正案の実体を国民の前に克明に明らかにし、また国民の理解を求める努力がなされなかつたためと考へるのであります。昭和四十一年、四十二年、四十七年の改正案のごとく、給付改善を行なわずに、ただ単に財政措置のみを講じた案ならいざ知らず、今回の改正案は、十分に給付改善を行ない、つまり、中身をよくすることにその主眼が置かれておるのであります。(拍手)値上げ法案のそしりは全く当たらない。この改正案は必ずや国民の福祉の前進につながるものと考へますが、総理大臣の御見解を承りたいのであります。(拍手)

次に、改正案の中身について、具体的に承りたいと存じます。

第一に家族給付率の引き上げであります。このことは大正十五年、健康保険法制定以来初めての改正で、大きく評価されるべきであります。しかし、国保では、すでに昭和三十九年から七割給付を実施しているのにかんがみ、健保でもぜひ七割にすべきだと思いますが、このことについて、総理及び厚生大臣の御意見を承りたいと存じます。

次に、家族高額療養費の支給についてであります。これは、給付率の引き上げと相まって、国民の医療費負担を軽減するための画期的な措置であり、大きな福音であります。

近年は、心臓病、ガン、腎不全あるいは原因不明で治療不確定な難病など、一カ月に五十万、百万と多額の医療費を必要とする疾病がふえております。しかも、いかに費用がかかろうと、最大限の手を尽くしてやりたいのが近親者の心情であり、そのために、すべての財産を手放して、塗炭の苦しみを受ける例は少なくないのであります。このような家庭経済の破綻から救わんとする今回の措置は、まさにグリーンヒットといわなければなりません。(拍手)

この際、特に、国保の全保険者が実施に踏み切るよう切望したいのであります。この点について、厚生、大蔵両大臣の御所見を承りたいと存じます。

次に、保険財政の健全化対策についてお尋ねを

いたします。

御承知のとおり、政管健保は過去十年間赤字を続けてまいりました。これは構造的に常時逆ざやという性格を持っている証拠でありまして、このような体質的な弱さを補強するため、定率一〇％補助を導入したことは、まさに画期的であり、高く評価されるべきであります。

また、過去の三千億円の累積赤字をたな上げして、一般会計で穴埋めすることは、実に英断であり、これで政管健保も身軽になって再出発できるのであります。

しかし、一部に定率国庫補助をもつとふやせという意見もありますが、経済社会基本計画でも、保険料にたよるべき分野と、租税等の一般財源にたよるべき分野を明確にせよといっておるのであります。受益者負担を一切否定して、すべて租税負担でまかなえという主張が世論に逆行することは、これまた当然であります。

次に、標準報酬の改定であります。このことは、昭和四十一年以来、全然手を加えられておりません。今日の賃金の実態等からすれば当然の改定で、審議会もおおむね了承しておるところであります。また、料率の改定及び特別保険料についても、これによる増収は、被保険者一人当たり月百八十円で、給付改善よりはるかに下回っております。社会保険の趣旨からすれば、これまた当然といわなければなりません。

次に、弾力条項の問題であります。累積赤字

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する山下徳夫君の質疑

四二〇

を保険の負担外にたな上げする以上、今後、政府が責任を持って保険財政を安定させる仕組みとして当然必要であり、組合健保、共済組合、労災保険、失業保険等の短期保険ではすでに行なわれているところであり、ただ、巷間流布されているやに聞かれているところでは、政府がこの弾力条項を用い、保険料率を一挙に最高限度の八割まで引き上げるのではないかとという疑惑と懸念であります。

さて、今回の改正案は、収入にのみ力を入れて、支出には何らの措置も講じていないという意見があります。

そこで、お尋ねいたしますが、政府は、診療報酬体系の合理化、出来高払い制度の欠陥の是正、乱診乱療に対する監査の強化、医薬分業の計画的推進、一部負担の適正化など、支出適正化の諸制度をすみやかに改善実施するとともに、五人未満の事業所への適用拡大についても、今後どのような方針で対処されるおつもりであるか、勇断をもって実行される決意のほどを厚生大臣から伺いたいのであります。

最後に、お尋ねしたいことは、御承知のとおり、政管健保は零細中小企業の従業員を対象としており、これらの方々の家族に対する給付改善は、もはや一日たりとも放置できない問題となっておりますのであります。長年政権を担当しているわ

が党としても、この十年来、赤字、空白、不毛の健保の分野に、大きな光を投げかける今回の改正案は、待望久しい国民の期待にこたえるものとして、ぜひ早期実現をはかるべきものと信ずるのであります。(拍手)

また、本法案は、給付の改善と財政の健全化という二本の柱により、懸案の医療保険抜本改正の第一歩ともなるのであります。

総理は、この健康保険法改正を、不退転の決意をもって、今国会においてぜひ成立させるお気持ちがあるかどうか、重ねて御決意を承って、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角榮君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角榮君) 私から四点にわたってお答えをいたします。

第一点は、医療制度改革に対する基本方針を明らかにせよということでございます。

医療制度につきましては、医学、医師の研究開発、医療施設の体系的整備、医療従事者の養成及び資質の向上など、広範にわたり課題が山積をしておるのであります。これらの課題を計画的に解決していくため、目下、社会保障長期計画の策定を急いでおりますので、医療供給体制の整備を最も重要な柱と考えて策定を急ぐつもりでございます。

第二点は、今回の改正案が、十分な給付改善を行なう点に主眼を置いたので、値上げ法案のそしりは当たらないと思うがいかな、こういう御質問

でございますが、今回の改正案は、御指摘のとおり、福祉政策の一環として、実現可能なものから段階的に制度の改善に着手するという立場で、家族医療給付率の引き上げなど、給付改善をはかりますとともに、財政の健全化に必要な諸施策を講じて制度の充実強化をはかり、国民の福祉水準の向上に資することを目的としたものであることは、御指摘のとおりでございます。

第三点は、家族給付率については、国保ではすでに七割給付を実施しておるので、健保でも、ぜひ七割以上に引き上げるべきではないかという御意見を交えての御発言に対してでございます。

家族給付率の引き上げは、医療保険の内容の充実のため、最も重要な課題であります。三千億円にのぼる累積赤字をたな上げしながら、あえて制度創設以来初めての改善を行なおうとするものでありますので、今回は、とりあえず六割まで引き上げることとしたわけでありまして、最後の問題は、政府は、この健康保険法案を不

退転の決意で、今国会において成立させる決意があるのか、こういう御激励を含んだ御発言に対してでございますが、国民医療の充実を期するため、その中核をなす医療保険を国民の要望にこたえ得るよう改善することが目下の急務であることは、お説のとおりでございますので、その意味におきまして、今回の改正は、今国会においてぜひとも成立させたいと考えておるのでございまして、各位の御理解を特に求めたいのであります。

(拍手)

〔国務大臣小坂善太郎君登壇〕

○国務大臣(小坂善太郎君) 愛知大蔵大臣不在中代理をつとめておりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

私に対する御質問は、家族の高額療養費の支給を、国保加入者全部に対して実施すべきであると思いがどうかということでありまして、結論から申し上げますと、ぜひそうしたい、ただし、全面実施については、三年程度の準備期間を置いて、着実にその実現をはかりたいということでございます。

御承知のように、国民健康保険は、被保険者の構成、また、市町村は、それぞれの財政基礎が異なっておりまして、非常に多様な基盤をなしておるわけでありまして、家族の高額療養費支給の実施に伴いまして、新しく国庫補助給付を導入することにしたしておりますが、保険料の負担増を伴うものであり、すべての保険者について、実施態様を同時に整備することは困難であるといわざるを得ないのでありまして、世帯員の療養給付率を、たとえば四年計画で五割から七割に、また、助産費を三年計画で三千円から一万円に、それぞれ過去において引き上げた例がございますので、こうした例にならしまして、三年程度の準備期間をおいて実施するようにいたしたい、こう考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣齋藤邦吉君登壇〕

○国務大臣(齋藤邦吉君) お答えを申し上げます。

国民医療供給体制というものは、非常に範囲が広範にわたっておりまして、僻地医療の問題、救急医療の問題あるいは医療施設の体系的整備、あるいは看護婦、助産婦等の養成、こういう各般にわたる問題でございますが、厚生省におきましては、今日までそうした面に努力はいたしてまいりましたが、まだ十分でない点もございますので、先般、閣議決定をいたしました経済社会基本計画に基づきまして、年次別な社会保障長期計画を策定することとしたし、医療供給体制の確立をはかってまいりたいと考えております。すべての国民が充実した医療を受けられるように、私としても真剣に取り組み決意でございます。

国公立病院に対する問題でございますが、国公立の医療機関は、原則として独立採算制をたてましていたしておるわけでございますが、本来、公的病院に期待されておりますのは、ガンとか救急医療とか僻地医療、こういったふうな高度、不採算の医療を行なっておる、こういうことが非常に地域医療において期待されておるわけでございまして、今日まで補助をいたしております国立病院におきましては、施設整備のためには、一般会計財源の繰り入れを行なうことによりまして、国公立病院の整備につとめておるわけでございますけれども、まだまだ、私は、こうした国公立病院の

整備のためには思い切った財政投資をするということが必要だと考えておりますので、私としても、今後とも、一そうこうした実現のために努力をいたしたいと考えております。

次に、公費負担医療の問題でございますが、スモン、ベーチエツト病等の特定疾患につきましては、昭和四十七年度において、四疾患の入院患者に對してだけ、その医療費の一部について補助を行なつてまいりました。四十八年度におきましては、この範囲を拡大いたしまして、対象疾病を六疾患に拡大する、さらにまた、入院だけじゃありませんで、今度は入院、通院両患者を通じて、医療費の自己負担を全額公費とする、こういうことにいたしておるような次第でございます。

さらにまた、妊婦、乳幼児につきましては、従来所得の制限がございましたが、四十八年度におきましては、この妊婦、乳幼児につきましては、全額公費によって、全階層に拡大して、公費による健康診査を行なおり、こういうことにいたしておるわけでございます。

なお、将来は、予防検診につきまして保険で何とか考えてもらえぬか、こういうお話もございましたが、そういう問題につきましても、将来、保険財政が許すようになりまして、ひとつ前向きに検討したいと考えておる次第でございます。

次に、看護婦の問題でございますが、最近の医療の高度化に伴い、医療需要はますます増大をい

たしております、看護婦の確保は非常にむずかしい問題でございます。

先般、私どもは、来年度から、看護婦さんの夜間手当を三百円程度から、三百五十円から千円と飛躍的に上げることいたしました。今後とも、私どもは、処遇の改善あるいは夜間保育所の設置、こういうふうな点にできるだけの努力をいたし、そして看護婦の確保に全力を尽くしてまいりたいと考えておる次第でございます。

さらにまた、四年制の看護学部の設置、その他緊急対策としてのいろいろな御提案がございましたが、前向きに慎重に検討させていただきたいと考えております。

次に、医療分業でございますが、医療分業については、すべての関係者がこれについて正しい認識と理解を持つ、これが一番大事なことでありまして、それぞれの分野で協力する、これが基本であるわけでございますが、なかなかまだそこまではいっていないことは遺憾でございます。そこで、政府といたしまして、今後とも、国民的合意のもとに、その推進をはかり、国民全体の医療の向上を期するようにならねばならないと考えておる次第でございます。医療分業の推進には、全力を尽くす考えでございます。

次に、家族給付率の引き上げ等の問題に関連してお話ございましたが、今回の改正案は、すでに御承知のように、家族給付率の引き上げとか、あるいは家族高額療養費の新設、すなわち、一応

私どもはその限度を三万円と予定しておりますが、たとえば成人病、心臓病等において自己負担がたかさんかかる場合においても、一月三万円さえあればどの病院に行っても安心してかかる、こういう制度でございます。思い切った給付改善の措置であります。それに対して、保険料率の引き上げはわずかでございまして、七％に、わずかに〇・三でございまして、十萬円の標準報酬の方は、労使折半でございまして、月百五十円という料率の負担になるわけでございます。そういうわけでございまして、私どもは、この法律は、まさしく福祉政策の一環としての福祉改善の法律であると考えておる次第でございます。

(拍手)

なお、政管健保につきましては、現在の財政が非常に苦しいために、一応、私どもは、六割給付といたしました。しかし、私どもは六割で満足するものでありません。したがって、この法律が通りました時、直ちにそのあと、七割給付にするように、私としては積極的に努力することを申し上げておきたいと思っております。(拍手)

それから、家族の高額療養費につきまして、国民健康保険にどういふふうに及ぼすのか。一応、これは三年計画ということで、慎重なかまを見せしておりますが、できるだけ早く全国民に及ぶようにしたいというのが私の念願でございます。

次は、弾力条項の規定でございますが、これは

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する金子みつ君の質疑

四二二

もう、私が申し述べるまでもなく、こういうふうな短期保険については、よその社会保険全部に備わっている制度であります。御承知のように、失業保険、さらにまた共済組合、こういうふうな短期保険については、弾力条項、これは当然のことです。単年度の収支のバランスをとる、これが短期保険の原則であります。こういうふうなことで、今回の規定を設け、しかも上限、下限の制限を設けて、社会保険審議会の議を経て慎重にやろうというわけでございます。

しかも、この弾力条項の発動はどのような場合に発動するのか。それは、中医協等によっていろいろお考えいただく、診療報酬の改定等において発動されるものであります。ただいたすに、みだりに、最高限まで引き上げようなどということには夢にも考えていないことを、この機会に明らかにいたしておきたいと思ひます。(拍手)

それから最後には、診療報酬体系の合理化、出来高払い制度の欠陥、乱診乱療等のいろいろな御意見を交えての御質問でございます。まさしくそのとおりでございます。中医協等の意見も十分に承りまして、今後、そういう方面に改善の努力をいたしますと同時に、五人未満の事業所に対する適用拡大の問題、まさしくごもっともでございます。今後、そういう方向に努力をいたしたいと考えておる次第でございます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 金子みつ君。

〔金子みつ君登壇〕

○金子みつ君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま趣旨説明のありました健康保険法等の一部を改正する法律案について、総理並びに関係閣僚に対し、質問を行なうものであります。(拍手)

近代医療は、健康増進から始まり、予防、治療、リハビリテーション、そして社会復帰に連なる一貫した機能であり、健康の保持と健康破壊からの回復を中心とする、包括的、総合的体系であります。

一方、国民の生活は、GNPに比例しない低所得、低賃金、加えて物価の高騰に苦しみ、国民が今日ほど国の福祉政策の充実を強く求めているとまではいえないのであります。(拍手)

国民のための医療を完全に行なうためには、福祉の充実が同時に必要とされてはなりません。すなわち、医療と福祉は縦糸と横糸の関係にあります。ところが、わが国の現状は、医療と福祉がずれ違っていてかみ合わず、その接点が存在しない結果、医療は国民の福祉として実現されていないのであります。

わが国の医学は世界的水準に達しているといわれておりますが、医療はまさに立ちおくれの状態にあり、医学を応用して国民の医療を行なう手段、方式、すなわち医療政策もまた未熟であり、適正を欠いております。それは医療保障の中心をなしている医療保険制度が不完全、不合理で、矛盾に

満ちているからにはかなりません。(拍手)このことは、わが国政府が政治の反動化、経済の軍事化の政策をとる限り、労働者や農民、市民の命と暮らしに脅威を与え、一段と収奪と搾取を強めていくのであります。

政府は政管健保の財政の硬直化を理由に、今日まで、高福祉ならぬ低福祉、高負担、また、受益者負担の政策を堅持し、国民の反対にもかかわらず推し進めてまいりました。政府がこのような政策をとり続けていく限り、医療制度の抜本的改革は決して前進いたしません。

今回政府は、再び公約に違反し、たな上げされてきた抜本的改正については何一つ手をつけず、健康保険法等の一部改正を提案してまいりました。まず第一にお尋ねしたいことは、一体なぜ抜本的改正について手をつけようとしなかったのか。国民の命を守る責任ある立場としてのお考えを、総理、明確にお聞かせいただきたいのであります。(拍手)

次にお伺いしたい点は、今回の改正案は、前回の改正案のような、政府管掌健康保険の財政対策ではなく、給付の改善と単年度収支バランスを貫いたものであると厚生大臣は述べておられますが、政管健保はその性格上、赤字になるのは当然なのであります。その対象である中小零細企業に働く労働者は、職場の労働条件がきわめて劣悪で、昭和四十六年度現在では、一人当たり国保の約二倍の平均七・八日病気にかかり、受診件数

は、一人当たり国保の約二倍半の十・七六回であります。また、ぎりぎりまでがまんしてから受診するということもあって、医療費の支出が国保の約二倍、組合健保の約一倍半の四千二百四十八円とかさむのは当然のことといえるのであります。

現在、十分とはいえませんが、農民や自営業者を対象とする国民健康保険には四五％、日雇い労働者の健康保険には三五％の国庫補助があることを考えますれば、政管健保に二〇％の国庫補助は当然過ぎるほど当然のことです。今回のやりとりの半分の一〇％を定率化したにすぎないことは、もはやおそきに過ぎた措置といわなくてはならず、はなはだ遺憾とするところであります。(拍手)政府は即刻二〇％に改められることを強く要求し、大蔵大臣並びに厚生大臣の所信を述べていただきたいと思ひます。

第三には、いま国民が強く要望しておりますことは、重い病気になったときや、療養が長期にわたる場合に必要の高額医療費の完全給付であります。このように国民が苦しんでいる高額医療費について、政府として責任を持つことは当然のことです。したがって、今回の三万円までを自己負担としたことについても問題は残りますが、それよりもこの高額医療費の支払い方式がいわゆる療養費払いであるために、事後に支給されるのであつては、やはり見せかけの仕組みにすぎず、実際問題として国民が苦しむのに変わりはないのであります。したがって、真に国民のためを考える

なら、これを現物給付にすべきではないでしょうか。お考えをお聞かせ願いたいのであります。

ところで、もし、健康保険の給付が家族の医療費を重点的にカバーすることに意味を持つものであるとするならば、その医療給付は、本人も家族も他の医療保険も含めて、すべて同一化することが論理的ではないでしょうか。その意味におきましては、社会党は、本人、家族とも給付を十割と主張し続けてきたところでありまして、さしあたっては家族を八割にと提唱しているのであります。

このたびの改正案では、健保の家族給付を五割から六割に改善したと、鬼の首でも取ったように言われますが、これとても、言うならば昭和十八年以来三十一年ぶりのことであり、しかも今回、社会保障制度審議会も社会保険審議会ともに七割を答申しているにもかかわらず、六割に値切ってしまったことは、審議会無視もはなはだしいといわなくてはなりません。(拍手)この点についても、政府は、直ちに七割給付に改善する意思があるかどうか、あわせて、この際、はっきりと御回答をお願いします。

第四に、今回の改正案につきまして、さらに厚生大臣にお尋ねしたいと思ふことは、一つには、今後保険料の引き上げについて、前回改正案では、社会保険庁長官の手でなされるようになっておりました弾力条項であります。このたびは厚生大臣に変えたこと、審議会の意見を聞くこと

に変更したわけでありましたが、前回も今回も常に審議会無視をあえて実施してきておられる厚生大臣にこのような権限を与えることは、形式を整えるだけにすぎないと思われまして、(拍手)国会無視、また、国民無視の姿勢は前回と少しも変わってはいないのであります。

議事録によりますと、去る昭和四十四年八月、医療保険制度改革要綱草案を両審議会に諮問された際、当時の斎藤厚生大臣は、「保険料の増減は、被保険者、事業主ともに大きな影響を与えるものであり、その方式については国会において決定していただきたい」と説明しておられるのであります。今回、一度ならず二度までも同じ趣旨の提案をされるということは、国会を侮辱するものではないかとはいえませんが、(拍手)そればかりでなく、国会の議決なしに官僚の独断で国民生活に影響を与える重大な事項が左右されますことは、断じて容認されるものではありません。(拍手)

その第二は、保険料率の引き上げとともに実現される、ボーナスの導入による総報酬制恒常化の意図についての問題であります。

このことは、ひとり政管健保のみにとどまらず、今後、他の健康保険制度や年金制度に及ぼす影響を見のがすことのできないきわめて重大な問題であります。国民生活の圧迫をもたらす保険料引き上げとともに、強く反対せざるを得ないのであります。

今日、わが国の医療制度はまさに混乱をきわめ

ているといえましょう。分立する各種医療保険制度、僻地医療対策の貧困、救急医療体制の不徹底、また、医師や看護婦をはじめとする医療従事者の不足からくるサービスの悪化、特に看護婦の不足は慢性的で社会問題化し、次々にベッドを閉鎖して、さなきだに少ないベッドを一そう狭め、医療内容を低下せしめている現状は、放置しておけない重大問題であります。

また、入院すれば、医療費のほかに差額ベッド代、付き添い看護料、冷暖房料などの差額徴収の公認は、医療制度の不完全さが生んだまことに論外の搾取だといわなければなりません。(拍手)

そのほか、国民の健康管理の不徹底、また、国民を食いものにしようとする製薬資本の跳梁、不正入学の矛盾に満ちた医学教育など、国民の命と健康を守るための医療には、解決を目前に迫られている重要事項が山積しております。

日本社会党は、すべての国民は、「だれでも、いつでも、どこでも、よい医療を無料で」というのが基本方針でありまして、「保険から保障へ」を提唱しているのであります。その具体的内容は、さきに発表いたしました医療保障基本要綱に明らかにいたしております。「保険から保障へ」の考え方は、すでにILO、国際労働機関、また、WHO、世界保健機関などにおける基本的見解でもあるのであります。国民に対する医療の包括的、総合的公共サービスをなうことを終局の目的としているのであります。国民が最高の健康を

享有する権利を行使するために、予防と治療、公衆衛生と臨床のリンクされた運営による完全な保健医療サービスが、一日も早く実施されなくてはならないのであります。

政府は、いまこそ医療問題の抜本的改革に乗り出さなくてはならない最大の政治課題を負わされていると思うのであります。総理は、今回の、依然として変わらない財政対策を目的としたこそく、な改正案を撤回し、医療制度全般に対する真の抜本的改革への決意と構想をお持ちになっておられるかどうか、明確にしてください。これを強く要求いたします。日本社会党を代表しての質問を終わりたいと思ふます。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角榮君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角榮君) 今回の、医療制度の抜本改正に手をつけなかった理由は何か、抜本改正に対する決意と構想はどうかという問題に対してお答えをいたします。

医療需要の増大、高度化に対応し、政府としては、医師等の確保、医療施設の整備など、医療供給体制については、総合的かつ計画的整備を早急にはかる必要があると考えておるのであります。

第六十八回国会に提案をしました医療基本法案につきましては、各方面からいろいろ意見もありましたので、時間をかけて練り直すことにいたしましたわけでございます。

また、同法案が目的としておりました医療供給体制の整備につきましては、先般閣議決定をいた

しました経済社会基本計画を受けまして、現在厚生省において長期計画の策定を急いでおるわけでございます。この長期計画の策定に基づきまして、今後総合的な施策を講じてまいる所存でございます。(拍手)

〔国務大臣小坂善太郎君登壇〕

○国務大臣(小坂善太郎君) 政管健保に対する国庫補助率を二〇％に引き上げるべきではないかというところでございます。

今回の健康保険は、家族療養費の給付割合を、五割から六割に引き上げるほかに、家族の高額な医療についての自己負担を軽減するため、家族高額医療費の支給制度を設ける等、医療給付の画期的な改善をはかるとともに、その実施の前提となる政管健保の財政の健全化をはかろうとするものであります。

このために、被保険者に相応の保険料負担をお願いする等、保険制度のためまえに基づく健保会計の自主的努力を前提とし、国としても、政府管掌健康保険の収支均衡に積極的に努力をするために、まず、御承知のごとく定額補助であったものが、これは二百二十五億円給付でございましたが、これを一〇％の定率に切りかえました。これによりまして、四十八年度の予算額は八百一十億円になるわけでございます。二百二十五億円から八百一十億円に引き上げますとともに、保険料率の調整規定に基づく引き上げに連動して国庫補助率を引き上げる。すなわち料率が〇・一％ふえま

すと、国庫補助率は〇・四％連動してふえるわけでございます。そういうことをいたしまするほかに、約三千億円にのぼります過去の累積の収支不足額をたな上げいたしました。さらにその累積の損失約二千五百億円を、一般会計から繰り入れて補てんする道を開くなど、思い切った財政援助を行なうことにしております。国の前向きなこの姿勢については、十分御理解を願いたいと思うのであります。(拍手)

なお、この機会に申し上げておきますが、列国の先進工業国の中におきまして、イギリスはナショナル・ヘルス・サービスという制度をとっておりまして、アメリカには医療保険制度はございませんが、ドイツ、フランスはやっておりまして、ドイツにおいてもフランスにおいても国庫補助の制度というのはいないのでございまして、日本は特に国庫補助の制度をやっておる、こういうことでございまして。

第二点は、家族給付率の七割引き上げについてでございますが、今回の健康保険の給付改善については、関係審議会の御意見をしんしゃくしながら、実現可能な面から段階的に実施するというところによりまして、この充実をはかっていくということでありまして、家族療養費の給付率についても、保険財政の状況等諸般の事情を勘案の上、今回の改正では、まず、この保険制度始まって以来の改正でございます。従来の五割から六割に引き上げることとしたわけでございます。

その他、家族の高額療養費の支給制度を設ける等、保険給付の画期的な改善をはかることにしているわけでございます。

なお、七割給付を実施します場合には、さらに三百七十三億円の財源を必要といたしまして、この額を保険料率に換算しますと、約〇・三四％に相当することになるのであります。われわれは漸を追うて確実にこの健康保険を改善していく、こういう考えでおるわけでございます。

以上、お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣齋藤邦吉君登壇〕

○国務大臣(齋藤邦吉君) お答えを申し上げます。

医療供給体制につきましては、先ほど総理からも御答弁がございましたが、医師あるいはまた看護婦、助産婦、こういう方々の養成計画を立てる、そのほか僻地医療の問題、救急医療の問題、各般にわたる問題でございますが、医療供給体制の確立は、医療問題のうちの最重要点でございます。先ほど総理からお話のありましたように、経済社会基本計画に基づく長期社会保障計画の中核として、真剣にこの問題を立案し、実行に移すように努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

次に、政管健保の体質からいって赤字は当然であるのではないかと、もつと国庫補助をふやしたらどうだろうか、こういう御質問でございました。医療保険制度は、被保険者相互の連帯意識を基

調として、各々の負担能力に応じた保険料を負担する、それによって給付費をまかなう、これが本質であることは間違いないと思いますが、政管健保は、御質問にございましたように、中小企業の方々が対象でございます。であればこそ、普通のよその組合ならば国の補助は出さぬでいいわけでございますが、こういうふうな中小企業であるからこそ、今日まで私どもは定額の金を補助をいたしておったわけでございますが、たった二百二十五億という定額では、これだけの給付改善をやるには不十分であろうというので、この際、思い切った給付費の定率一〇％、すなわち約八百億という国の負担をしようという、この私どもの気持ちをどうか御理解をいただきたいと思ふ次第でございます。(拍手) 国庫の負担が多いことは、これにいたしましたことではないでしょうが、現在の段階では、まず二百二十五億から八百億になる、ここでひとつごしんぼうをいただきたいものと考えておる次第でございます。

高額療養費の給付につきましては非常に評価していただいております。まことに感謝にたえないところでございますが、療養費払いにしたのはどういうわけだ、現物給付にしたらどうか、こういう御意見でございますが、これはほんとうに事務的な考え方でございます。関係方面の事務量の軽減をはかり、わかりやすい制度とする必要がありまして、従来とも、健康保険組合の付加給付におきましてはこういう償還制をやっております。

するために、これを採用することにいたしましたことを御理解いただきたいのであります。

家族療養費の給付の割合を六割にしないで八割ぐらいに上げたかどうか、こういうお尋ねでございました。

私どもは、今回の給付改善にあたりましては、趣旨説明でも申し上げましたように、実現可能な面から早期に着手し、段階的に実施する、こういうことを基本といたすわけでございまして、政管健保においては、今日までの財政が非常に脆弱でございまして、三千億の赤字をかかえ、一年間にまた一千億もの赤字も出なければならぬという状態でございまして、この財政再建のために、私どもは、まず三千億の赤字はたな上げにいたしました。う、しかも中小企業であるからこそ定率の一〇％、八百億の国の負担を出しように、こういう状況でございまして、やはり、ものというものは順序がございまして、一足飛びに七割というわけにはまいらぬと考えておるものでございまして。(拍手)

次に、弾力条項の規定でございまして、これは先ほども申し上げましたように、単年度の短期保険というものは、医療保険ばかりじゃございせん、組合健保、各種共済組合、労災保険、失業保険、みんな弾力条項を備えて単年度収支のバランスをとる、これが基本になっておるわけでございまして。しかもまた、私どもの今回提案いたしております弾力条項には上と下に幅を持たしてありまして、無限に広げようなどというものは一つも考

えていないのであります。上限下限のワクをはめ、しかも、これを発動するときには診療報酬改定のような場合でございまして、社会保険審議会の十分なる御検討をいただいて厚生大臣がきめるといふ、慎重な取り扱いにいたすわけでございまして。

さらにまた、賞与に対する特別保険料の徴収については総報酬制につながるのではないかと。私も、さようなことは夢にも考えていないのでございまして。現在の給与の実態が非常に不公平に、――

最近の給与の実態がだいぶ変わってまいりましたので、こうすることが、低所得者に対してむしろ厚い措置であると考えておるわけでございまして。御承知のように、標準報酬五万円未満の方々には、賞与については一つも特別保険料はちようだいたしません、こういうことになっておるわけでございまして。

なお、最後でございまして、先ほど申し上げました医療供給体制、それを中心とする医療制度の改革、これは何としてでも私ども真剣に取り組まなければならぬと考えております。御指摘のありましたような差額ベッドの問題、あるいは付き添いさんの問題、こういう問題については、今後私どもは、前向きにこの問題の解決に努力いたしたいということを申し上げて、答弁にかえる次第でございまして。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 田中美智子君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔田中美智子君登壇〕

○田中美智子君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、健康保険法等の一部改正案について、総理大臣と関係閣僚に質問いたします。(拍手)

第一の問題は、田中内閣が、よくいわれるように、保険あつて医療なしという医療の荒廃の現状を根本的に改善する何らの方策も明らかにしないままに、健康保険改正案を提出していることでは、国民の間には、医療に対する不満が急速に高まっています。国民は、大資本本位の高度成長政策のもとで、大気汚染、公害、物価高、低賃金、労働強化などによって、人間の生存に必要な、豊かな暮らしときれいな環境が破壊され、病人やけが人はついに九人に一人という状態になつております。一たび病気になるれば、自民党質問者まで先ほど認めざるを得なかったように、三時間待って診療三分という状態で、十分な医療が受けられないありさです。過疎地帯だけでなく、大都市でも、夜間や休日は無医地区と同様のところが急速に広がっています。もともと病気をなおすはずの薬が、逆に病気の原因となるような不合理も横行しています。入院するにしても、保険だけによる入院は困難で、付き添い料も自己負担せねばなりません。その上、医師、看護婦不足から、あきベッドはあれど入院できずといった矛盾も広がっています。予防とリハビリテーションの

立ちおくれは、障害者と慢性疾患をそやふやすという悪循環を生み出しています。このような現状は、国民に健康で文化的な最低限の生活を保障している憲法第二十五条の精神から見ても、とうてい許すことのできないものです。(拍手)

健康保険のあり方について、国民はもちろん、早くから各種の審議会も、保険の前提条件として医療の現状を早急に改善すべきであると、たびたび答申してきたことは周知の事実です。それにもかかわらず、政府は、この答申に対して何ら責任ある対策を講じてこなかったのです。

私は、こんなにまで医療の荒廃をもたらした政府の責任について、総理はどのようにお考えになつておられるのか、はつきりとお答え願いたいと思います。(拍手)

また、日本共産党が、民主的な医療運動とともにかねてから主張してきたように、いつでも、どこでも、だれでも安心して十分の医療が受けられることを目指して、医療機関の整備や、医師、看護婦などの養成をはかるために、国の責任で年次計画を早急につくり、根本的な対策を立てるべきだと思ひますが、この点について総理の見解を要求いたします。(拍手)

質問の第二は、政府が今回提出している健康保険一部改正法案の問題です。

この法案は、家族給付の五割から六割への引き上げ、高額医療費の支給などわずかな改善と引き

かえに、保険料を千分の七十から千分の七十三に引き上げるだけでなく、ボーナスからも保険料を新しく取り立てるなど、労働者の負担を大幅に引き上げるものです。政府は、しきりに福祉中心型への転換を宣伝していますが、健保一部改正法案の内容は、全く福祉の名に値しないものです。

(拍手)

家族給付が引き上げられたといっても、それは国民健康保険の七割給付にも及ばず、社会保険、社会保障制度両審議会の、家族給付は七割に引き上げるべきであるという答申にもそむくものです。また、政府が目玉商品としている高額医療費の支給にしても、多くの患者が差額徴収されている部屋代や付き添い料金は自己負担となり、支給の対象からはずされています。しかも療養費払い制ですから、まとまった現金がなければ医者にかかることもできません。全面的に現物給付にすべきだと思えます。

私は、さしあたり、少なくとも家族給付を八割に引き上げ、さらに、療養中の生活に直接響く傷病手当の給付率も引き上げ、給付期間も延長する必要があります。この点について政府の責任ある答弁を求めます。(拍手)

また、政府案によれば、給付改善による支出増は五百九十三億円にすぎないのに、保険料値上げによる増収は九百七十一億円となり、差し引き約四百億円も給付改善分を上回っています。政府が何と弁解しようとも、今回の健保改正案が当面の

赤字を国民の負担で穴埋めしようとするものであることは、この数字を見れば明らかです。(拍手) 政府は、保険財政の赤字は国民が負担するのは当然であるという態度をとっていますが、国の無責任さをさらけ出しているといわねばなりません。

今日、労働者の負担する社会保険の保険料は、年間ほぼ一カ月の賃金に相当するもので、保険料の大幅な値上げは、物価高、重税とともに庶民の生活を脅かすものとなっています。健康保険の料率の引き上げに、私は断固として反対いたします。

保険財政の赤字の第一の原因は、すでに見たように、自民党の大資本本位の高度成長政策のもとで、国民の健康破壊が激増していることです。

第二に、政府管掌健保では、中小企業の労働者の賃金は、大企業の労働者と比べて月平均一万二千円も安く、したがって、高率の保険料でありながら保険料収入が少ないわけです。

さらに重要な原因は、薬代の問題です。昭和三十年に総医療費の二〇％であった薬代は、現在四〇％をこえ、保険財政を圧迫する大きな原因となっています。このように薬代が大きな比重を占めるようになったのは、日本の製薬大企業が医療

保険に寄生して独占価格を押しつけ、ぼろもうけをしているからです。(拍手) 昭和四十六年度下期の総利潤率は、製薬業は一八・八％なのに、医薬十二社は四九・三％と、実に二・七倍ももうけています。

政府が、このような製薬大企業のぼろもうけを規制する手段を何一つとせず、保険財政の赤字の負担を国民に押しつけようとしていることは、全く許せません。(拍手) 私は、保険料の値上げをやめ、まず第一に、製薬大企業の利益を規制

することこそ必要だと思います。総理大臣や厚生大臣はどのような考えであるのか、まじめな答弁を求めたいと思います。(拍手)

特に許せないのは、政府が弾力条項と称して、国会の審議を経ずに、厚生大臣の権限で保険料率を千分の八十まで値上げできるようにしようとしていることです。国民の生活に重大な影響のある公共料金の決定権を国会からはずして、政府の手に移そうとすることは、国会軽視もはなはだしといわなければなりません。(拍手)

弾力条項の問題は、前国会でも、議会制民主主義に反するものとして、国民と野党の大きな反対を呼んだものです。総理がほんとうに物価の安定、国民生活の向上と議会制民主主義を尊重しようとするならば、直ちに弾力条項をやめるべきです。総理のきっぱりとした答弁を求めたいと思います。(拍手)

第三に、私は、国民の健康を守り、医療を改善するために、国民が求めている二、三の問題について政府の見解をお聞きしたいと思っています。

まず、健康保険の民主的な改善の問題です。現在の日本の医療保険制度は、職業やつとめ先

によって違っており、さまざまな不公平があります。たとえば中小企業に働く政府管掌健保の労働者は、大企業で働く労働者よりも高い保険料を払っています。ごく平均的な企業をとってみても、八万円の賃金の中小企業労働者は、同じ賃金の大企業の労働者よりも年に五、六千円も保険料が高く、家族給付は五割ばかりで、家族に対する付加給付のある大企業よりも、はるかに悪い条件です。同じような不公平は、国民健康保険にも、日雇健康保険にもあります。比較的よいといわれている組合健康保険も、決して十分ではありません。

このような日本の劣悪な保険制度を改善するためには、現在のばらばらな医療保険制度を大幅に改善する方向で改め、労働者健康保険と国民健康保険の二本立てに再編成することが必要です。(拍手)

また、保険財政の赤字負担を国民に押しつけることをやめ、国と資本家の負担で本人、家族とも十割給付の実現を目指すべきです。さしあたり本人十割、家族八割を主張いたします。

保険料については、労資折半主義を改め、当面労資の負担比率を三七七にし、労働者の負担を減らさなければなりません。政府管掌健保でさえ、労働協約によって労働者三、企業主七を認めさせている職場がすでに幾つか生まれています。国際的にも、フランスやイタリアでは、労働者よりも資本家がはるかに多く保険料を負担するのが常識

によって違っており、さまざまな不公平があります。たとえば中小企業に働く政府管掌健保の労働者は、大企業で働く労働者よりも高い保険料を払っています。ごく平均的な企業をとってみても、八万円の賃金の中小企業労働者は、同じ賃金の大企業の労働者よりも年に五、六千円も保険料が高く、家族給付は五割ばかりで、家族に対する付加給付のある大企業よりも、はるかに悪い条件です。同じような不公平は、国民健康保険にも、日雇健康保険にもあります。比較的よいといわれている組合健康保険も、決して十分ではありません。

このような日本の劣悪な保険制度を改善するためには、現在のばらばらな医療保険制度を大幅に改善する方向で改め、労働者健康保険と国民健康保険の二本立てに再編成することが必要です。(拍手)

また、保険財政の赤字負担を国民に押しつけることをやめ、国と資本家の負担で本人、家族とも十割給付の実現を目指すべきです。さしあたり本人十割、家族八割を主張いたします。

になっています。

政府は、労働者と資本家との保険料の負担割合を、さしあたり三対七に改める気があるかどうか、中小企業主については、負担がいま以上に増加しないように国が補助するつもりがあるかどうか、これに対してお答えいただきたいと思ひます。(拍手)

また、六十歳以上の老人、乳幼児の医療、各種の難病などに対して公費負担医療を広げ改善すること、全国の医師や看護婦が、医療従事者として誇りの持てるような医療が行なえるように、診療報酬を適正に引き上げ、物価、人件費に見合ったスライド制を運用することも重要です。政府にその意思があるかどうか、明確な答弁を求めます。

以上の私の要求は、低福祉低賃金といわれる日本経済の体質を改めるために医療の面で行なわなければならない最小限の要求です。円・ドル問題の論議を通じて明らかになったことは、いまこそ日本経済を福祉中心型に転換させることが国民的な願いであり、それこそが、日本経済の安定とつり合いのとれた発展のために欠かせないものです。政府が、大資本優先の低福祉政策を真の福祉優先へと転換を目ざす勇気があるならば、以上の要求を誠意をもって実行するのが当然です。政府にその勇気があるかどうか、総理大臣の責任あるお答えを要求して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角榮君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角榮君) まず第一番目は、医療供給体制について年次計画を立てて抜本的な対策を立てようという御議論でございますが、医療に關しては、休日夜間の急患の診療の確保、無医地区における医療の確保など、問題は山積をいたしており、医療供給体制の整備は、目下策定を急いでおる社会保障長期計画の重要な柱と考えておるのでございます。国民医療の確保のため今後最大限の努力を払い、計画的にこれらの問題の解決に当たってまいりたいと思ひます。

第二は、赤字を理由に掛け金を上げるのはなぜかという意味の御質問でございますが、今回の改正では、政管健保の三千億円にのぼる過去の累積赤字をたな上げするほか、新たに給付費の一〇%の定率国庫補助を設けるなど、政管健保の被保険者の負担軽減に着目して、国としても相当思い切った援助を行なうこととしたわけでございます。

なお、被保険者につきましても若干の負担増を求めておりますが、これは、給付の大幅な改善との見合いで相応の負担を求めたいという趣旨によるものでありまして、理解がいただけるものと考えておるのでございます。

第三点は、弾力条項は国会軽視ではないかという問題でございますが、保険料率の調整については、その上下限が法律で定められておること、その保険料率の決定に際して、法律上社会保険審議

会の意見を聞くこととされておりますので、国会軽視ということにはならないと考えておるのでございます。

残余の問題については関係閣僚から答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣齋藤邦吉君登壇〕

○国務大臣(齋藤邦吉君) 医療供給体制につきましては、総理からすでにお答えのありましたように、長期計画を中心として策定をし、これが実現をはかってまいるようにいたしたいと考えております。

政管健保につきましては、中小企業を対象とする関係もありますので、私どもは、労働者の負担軽減ということで、従来とも定額の補助をいたしてまいりましたが、今回は思い切って一〇%という定率補助を設けることとしたしておるような次第でございます。

家族給付率の引き上げにつきましては、私も実現可能な面から早期に着手し、段階的に実施する、こういう考え方でさしあたり六割ということにいたしましたのでございまして、八割などをいたす考えは全然ございません。

傷病手当金の改正につきましては、将来の問題として私は十分検討に値する問題であると考えておる次第でございます。

高額療養費の療養費払いの問題につきましては、できるだけ事務量の軽減をはかり、わかりやすい制度とする必要がありましたので、すでに事

務的に定着いたしております健康組合の付加給付の例を参考といたしまして採用することにしたわけでございます。

製薬大企業についてのお尋ねがございましたが、医薬品産業は、他産業と比べて集中度が低く、新規参入も多いなど、最も自由競争が行なわれておる産業でございまして、医薬品の価格につきましては、独占価格や寡占価格が形成されておるとは考えていないのでありまして、薬価基準につきましては、かかる自由競争によって形成される市場価格を基礎として定めておるものでございまして、毎年薬価調査によつて実勢価格を把握し、その結果に基づいて薬価基準の引き下げを行なつておるような次第でございます。

弾力条項につきましては、国会無視、軽視ではないかというお尋ねでございますが、これは、先ほど来お答え申し上げてありますが、これは、先の短期保険はみんなこういう制度を持つておるのであります。組合健保、各種共済組合、失業保険、労災、こういうふうな短期保険は、こういう弾力条項の規定を設けておるのでございまして、絶対にこれは私どもは必要なことだと考えております。

しかもまた、この保険料率の調整につきましては、無制限に上げようなどというのではなく、上下、幅を持たせており、しかも法律でその幅を書いていただいて、そしてこれを実際に行なうときには、社会保険審議会の意見を聞いて行なう、

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一)

健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する田中美智子君の質疑 健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する坂口力君の質疑

四二八

こういう制度でございますので、国会を無視しようななどという考えは毛頭ございませんし、国会無視の法律ではないと確信をいたしております。

医療保険の保険料の労使負担の割合を三七に改めたらどうかというお話でございますが、わが国の社会保険制度は、今日までそれぞれの長い沿革を経ておりまして、成熟をいたしております。労使折半ということが定着をいたしておる考えでございますので、いまこれを改める考えはございません。

いな、むしろそれよりも、労使全部をひっくるめて、中小企業を対象とする政管健保について国の補助を多くするというこのほうが適切でありますので、定額よりも定率一〇％ということにいたしましたわけでございます。

社会保険制度の整理統合につきまして、地域保険、戦域保険、二つに統合したらどうかというお尋ねでございますが、御承知のように、社会保険制度はそれぞれの沿革を經た長い歴史のなものが多いのでございまして、いま直ちにこれを整理統合するということは困難であろうかと考えております。

次に、公費負担制度の問題でございますが、医療費の負担区分につきましては、従来より保険医療というものを原則といたしておりまして、ただ戦傷病者に対する医療といったふうな国家補償的なもの、あるいは精神病といったふうな地域社会に不安を与えるようなもの、こういうものは公費負担をたてまえることといたしております。

て、そのほか老人問題等につきましては、それぞれの社会的配慮を要するものについて自己負担分について公費負担、こういうことにならしておるわけでございまして、今後とも私どもは、医療保険の充実と相まって、それぞれの疾病の性格に応じ、公費負担医療の範囲をいかに定めるかということを検討いたしてまいりたいと考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣小坂善太郎君登壇〕

○国務大臣(小坂善太郎君) 御質問は大部分厚生大臣からお答えになりましたので、一点だけ私のほうに關するものを申し上げます。

原爆病とか乳幼児、老人医療の全額公費負担分にお答えを申し上げるのでありますが、私どもは、社会保険給付としての医療給付は、基本的には医療保険制度を中心に行なわなければならないと考えておる次第でございます。

現行の医療公費負担制度も医療保険制度を前提としておりまして、まず全額公費負担の前提をとっておりますものは、社会防衛的な見地からする法定伝染病、結核、精神病者、こういう社会にほつておけば害をたらすようなものを第一に考へております。それから第二の点は、生活保護世帯に對するものでございまして、最低生活水準を維持することが困難な方々に對する負担、これは全額を考へておるわけです。第三点は、特殊な援護措置としての戦傷病者、原爆病の患者に對する負担、これらに限定されておりました、その他の

公費負担制度は、身障者、結核、児童、老人等の特殊な社会的な弱者について、医療保険の補完的措置として、残された自己負担を公費で肩がわりしようというものでございます。

さようなことでございまして、御趣旨は承りましたが、われわれは、すべて公費負担ということになりますと、医療保険制度というものの意味がなくなる、かように考えておる次第でございます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 坂口力君。

〔坂口力君登壇〕

○坂口力君 私は、公明党を代表して、ただいま趣旨説明のありました健康保険法等の一部を改正する法律案に對し、幾つかの問題点を取り上げ、総理大臣及び関係大臣の明確なる答弁を求めるものであります。(拍手)

この改正案は、過去二回にわたって国会に提出され、いずれも廢案となつたものであります。この健保改正案に對し、反対運動がなぜこれほど強く繰り返されているかについて、数々の理由をあげることができまが、その最大のものは、国民が保険料等の財政負担に見合つたと信じていることと、できるよい医療が平等に保障されていないこととあり、それを耐えがたい不満としておるからでございます。

四大公害病に對する判決からも明らかのように、七〇年代の政治課題の重要な一つは、生命の

危機にいかに対処し、その脅威を取り除くかにあると思つております。さらに、病氣に對しては、個人よりも社会的見地から対処すべきであるという方向性の中で、医療問題に国民的合意を求めねばならないときであります。

まず第一に重要なことは、わが国の医療のあるべき姿について、政府が基本的な態度を明らかにし、その中でこの健保改正案がいかに位置づけられているかを明確に示される必要があるということです。

政府の主張が、一挙に抜本改正を行なうことは困難だから、改められるところから徐々に変えていくのだということであるならば、この改正案が全体のどのような医療制度の中に位置づけられるか、総理は理念のもとに改革されようとしているのか、総理はいまここでそのオリエンテーションを明らかにされる責任があると考えております。それなくして、健保問題は幾万言の議論を繰り返しても無意味といわなければなりません。(拍手)この点について、総理の十分にして納得のいく御答弁を要求するものであります。

御承知のごとく、戦後の日本は、農林漁業という一次産業から、二次、三次産業への比重の増大という変化を遂げ、これが都市への人口集中を引き起こし、昭和四十五年における都市人口は、実に七二・二％に上昇する結果になつたのであります。この人口移動の中で、日本の職場のパターンは、大企業と中小零細企業にはっきり二分され、

大企業のほうは相対的に高い賃金、雇用の安定、昇給の保証、職場の安全性、退職金、いずれをとっても、中小零細企業のそれと比べて、大きな格差を生じているのであります。

労働者は、この二重構造になった職場のいずれかに属し、中小零細企業にあつては、その体質から、まず経営的躍進のみに全エネルギーが集中され、その当然の帰着として、職場の労働環境や福利厚生は最小限に押えられ、時間外労働を余儀なくされ、その上、低賃金をしいられていた結果になつてゐるわけでありました。そのため、職業病や労働災害の発生は非常に多く、たとえば労働災害の死者数は、従業員五十人未満の小企業において六割強を占め、死亡者のみでは約七割を占めてゐることが統計上明らかであります。また、健康診断の結果は、十人に一人がどうしても治療を要することを示し、その多くの人は、症状がありながらがまんをして働き続けているのであります。この二重構造の底辺に属する人々の多くが、いま議題となつてゐる政管健保の加入者であるということに、まことに重大でございます。

政管健保におきましては、月額十萬四千円以上の人は一三・七六％であるのに対して、組合健保の加入者は二八・八九％と二倍以上になつてゐるのを見ましても、政管健保に属する被保険者がいかに低賃金層であるかがわかつてゐるのであります。

しかるに、今回の健保改正案は、この底辺で生

きる人たちに相互扶助と受益者負担の原則を強制し、古典的な保険主義を貫こうとしてゐるのであります。そして、国庫補助率を一〇％にとどめ、低所得者の保険料率の引き上げをはじめ、特別保険料を新設して、一方的に被保険者の負担増を強化して、財政の立て直しをはかろうとしてゐます。

もし相互扶助と受益者負担を主張されるならば、政管健保内での操作よりも、八種類に分立してゐる各種保険の格差は正こそ先決であります。政治のひずみとして、断層が生じた二重構造の各階層間でこそ、まず第一に相互扶助の原理を導入されてしかるべきであります。それなのに、低所得層の間でのみ相互扶助の精神を振りかざし、格差は正に手を触れないことの理論的矛盾に對して、総理はどのようにお考えになつてゐるのか、納得のいく御答弁をお願いする次第であります。(拍手)

この改正案におきましては、政管健保においてのみ大幅な保険料率の引き上げを決定づけ、特別保険料を新設し、弾力調整を計画してゐるのであります。これらの処置は、各保険間の格差を増大し、それを固定化するものと断定せざるを得ません。少なくとも、政管健保は、組合健保と比較し、政管健保本人の年齢別平均給与が組合健保の本人と同じレベルと仮定して計算をした場合、保険料拠出金はかなり増加するはずであります。この増加分に匹敵する額を国庫補助として出すこと

を提案するものであります。おそらく国庫補助二〇％前後になると推定されますが、それでもなお、政管健保に属する人々には、職場環境、労働条件の悪さがあり、健康破壊による医療費の増額が、組合健保より不利な条件として残るのであります。

日本における健康保険法案の歴史をひもといてみますと、大正十一年に、時の貴族院で健保法案は成立してゐるのであります。そのときの希望決議の第三として、「本案に定むる国庫の負担は、十分と認め難きをもつて、政府は、漸次、その率および、その額を増加し、制度の本旨を全うせられんこと」と書かれてあります。この点こそいまもお健保の中心課題であり、「制度の本旨を全うせられんこと」、このことばをそのまま田中総理に申し上げ、この初心に返つて英断を下されよと声を大にして叫ぶものであります。(拍手)

日本国民の健康水準をながめてみますと、平均寿命は、昭和二十二年に男女とも「人生五十年」を突破しましたが、四十六年には、ついに男七十歳、女七十五歳の大会をこえることになりました。したがつて、当然のことながら、年齢構成は変化し、四十五年には六十五歳以上が七〇強でありましたが、二十ないし三十年先には、五人に一人が老人となる日があとすれようとしてゐます。この年齢構成の変化は、また疾病構造の変化と関連し、

結核をはじめ、肺炎、胃腸炎など炎症性の疾患が著しく減少し、脳卒中、ガン、心臓病など、生

る者が避けることのできない老化現象と関係深い、いわゆる成人病が上位を占めるようになってきたのであります。

これらの文明病の特徴は、何ら症状がなく、知らない間に病状が進み、気づいたときには取り返しのつかなくなるものであり、長期療養を要し、最も医療費の多くかかるものであります。たとえばガンは、医療点数平均八千点をこえ、一件当たり最も点数の高いものであります。この成人病は、早期発見、早期治療こそが最も重要なことを医学は教えています。

しかるに、今回提出されました健保改正案には、この予防に対する配慮が全く認められていず、財政悪化の原因をみずからつくつてゐるといわざるを得ません。予防こそが医学の真髄であり、健康管理による早期発見は、一時的な保険財政の負担になることがありますが、長期的な展望に立つならば、保険財政正常化の基本であることは、市町村における国保保健婦の活躍ですでに実証されてゐるところであります。この疾病構造の変化に對処する政策のないところに、この改正案の国民の側に立つた将来への展望と現状分析の欠陥があると断ぜざるを得ません。厚生大臣の御見解を賜りたいと思ひます。

最後に、医療の内容でございます。

政管健保の被保険者が病院にかかるとき、昭和四十年に一人当たり外来点数は四十二点でありましたが、四十五年には七十八点と二倍近くになつて

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する坂口力君の質疑

四三〇

おります。また、一人当たりの受診件数を比較いたしますと、政管健保の本人が年平均六回で最も多く、また、一人が一回の病気で何日間病院にかかると見ますと、政管健保の本人が四・一日、家族三・二日、組合健保では、本人三・六日、家族三・二日であり、政管健保の本人が、最も多く医療機関を利用していることがわかるのであります。それでもなお、健康診断の結果、治療を必要としながら、治療を受けてない人が一〇％も存在するわけであります。

また、一回の病気についての医療費は、政管健保の本人が五千四百九十八円で最も多く、組合健保の本人よりも千円を上回っております。

これらの数字は一体何を物語るのでしょうか。中小零細企業に働く人々の労働環境、生活環境がいかに健康を害する条件に満ちたものであるかを示していると思ふのであります。

また、各種保険の中で、自己負担分の多いグループほど、一件当たり、すなわち一回病気にかかったときの医療費が少なくなっていることに着目しなければなりません。政管健保の家族は、五割給付のため、最も一件当たりの医療費が少なく、おそらくぎりぎりまで診療を受けないか、十分なおり切らないうちにやめてしまふか、その両方が重なっているものと理解するのであります。国民健康保険が昭和四十三年から七割給付になりましたが、それを境に、急速に一件当たりの医療費の上がつたことを思い起こせば、保険の給

付率が、人々の受診という行動を決定する重要なファクターとなつてゐることを認識することができるのであります。

今回の改正案では、保険審議会の答申が七割であつたにもかかわらず、これが無視され、六割に据え置かれたことは、国民の怒りと不信を買ふものであり、それによつて起こる受診抑制への影響は、単に個人の問題でなく、一国の将来に大きな損失を招くといわざるを得ません。

日本の中で最も医療を必要とする人々の多い保険の家族に対して、給付率六割に押えられたのは、いかなる基礎資料によるものか。さらに、保険審議会の答申をなぜ無視されたのか。厚生大臣の御所見を賜りたいと思ふのであります。

弾力調整にいたしましたも、保険審議会の意見を聞くことになつていますが、軽々しく答申無視が行なわれては、国民の声として歯どめにはならないと考えるのであります。

われわれの試算によりますと、国庫補助を一五％に引き上げれば、家族給付を七割にし、保険料率は現行のまま、特別保険料は徴収せず、弾力条項をはずし、労使保険料率を七対三にしても、六百十二億の赤字になるのであります。

以上、幾つかの理由を申し述べましたが、いずれの点を取り上げましても、健保に対する議論は、人権問題として論じられるものであり、断じて経済問題として論じてはならないものであります。(拍手)

政府・与党が健康の保障をしきの御旗とし、人権問題としての論議の場に立たれるならば、われわれは、新たな角度から議論を尽くし、国民への責任を果たすものであります。しかしながら、経済問題に終始した議論であるならば、国民とともに、断固阻止する決意であります。(拍手)

最後に、総理大臣及び各関係大臣の御答弁は、健保そのものに対する御意見もさることながら、どのような医療全体の流れの中でこの健保を把握されているかについて、明確なる態度を示されることを重ねて申し述べ、私の代表質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角榮君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角榮君) 第一は、今回の改正案は、全体の医療保障体制の中でどのような位置づけをし、改革をするのかという問題でございますが、わが国は昭和三十六年に国民皆保険体制を確立し、これを中心に医療保障を推進してきたのでございますが、今後とも、この基本方針のもとに国民医療の確保につとめてまいりたいと考えます。

今回の健康保険の改正も、この方針に沿つて、家族医療給付の改善を中心として、あわせて、保険の運営上重要な問題である保険財政の恒常的な安定を確保するための諸施策を講じようとするものであります。

医療問題は、関係者の利害が複雑に錯綜し、その解決に時日を要するものが少なくないのであります

ますが、今回の改正はこのような点も考慮し、当面急を要し、かつ実現可能と考えられるものから着手したものでございます。この改正によりまして、懸案の抜本改正への第一歩が踏み出せるものと確信をいたしておるのでございます。

第二は、政管健保と他の保険との間に格差が生じているが、政管健保加入者のみとの相互扶助の原則を貫こうとするのは問題があるのではないかと御指摘でございますが、医療保険制度は、被保険者相互間の連帯意識を基調として、各々の負担能力に応じた保険料を負担することによつてその給付費をまかなうのがたてまえであることは申すまでもありません。しかしながら、それぞれの制度を構成する被保険者の階層によつては、保険料の負担能力が低く、このためを支え支えが困難な場合もありますので、その財政体質の状況等を総合的に勘案し、必要なものについては、応分の国庫補助の措置を講ずべきものと考えておるのであります。

この意味で、政管健保について三千億円に及ぶ累積収入不足をたな上げするほか、給付費の一〇％に及ぶ定率国庫補助を新設し、財政体質の強化をはかることにしたものでございます。

最後に一点申し上げますが、抜本的な改正案を出すのが先だと言われているのでございますが、この問題に対して、政府も、抜本的な改正案を出したいという熱意に対しては同じ考えを持っておりるのでございますが、過去の例に徴してもおわか

りになるとおり、非常に錯綜しておる問題がありますので、当面改正を必要とするものに対しては、これを改善をはかるうとしておるのでございますから、その間の事情を御理解の上、御理解賜わりたいと思うのでございます。(拍手)

〔国務大臣小坂善太郎君登壇〕

○国務大臣(小坂善太郎君) 政管健保に対する一〇%の定率国庫補助の根拠、及び組合健保との権衡上これを二〇%に引き上げるべきではないかという御所論に対して申し上げますが、組合健保に對しましては、一部の石炭などの非常に財政基盤の脆弱な組合に対する定額補助、これは四十八年度で三億円出す予定でございますが、こういうものを除きましては、原則として国庫補助を行なっておりませんが、政管健保については、被保険者が中小企業の被用者であり、その所得水準が、大企業の被用者を主体とする組合健保の被保険者より低いという点を考慮して、従来からも二百二十五億円の定額補助を行なってきたわけでございます。

今回の健康保険改正にあたりましては、被保険者に相応の保険料を負担していただくことのほか、また、保険制度のたてまえに基づく保険会計の自主的努力を前提とし、国としても、政府管掌健康保険の収支均衡に積極的に寄与するために、先ほども申し上げましたが、定額補助を定率補助に切りかえまして、一〇%に切りかえたわけでございます。

これによりまして、従来の定額補助では二百二十五億円であったものが、八百十一億円とするこゝたになりましたが、そのほかに、保険料の調整規定に基づく引き上げに連動して国庫補助率を引き上げる、すなわち、料率〇・一%について国庫補助〇・四%上がるわけでございますが、そういうような措置を講じたり、従来の不足額のたな上げや、あるいは損失の一般会計からの繰り入れというふうなことをやっておるわけでございまして、まさにこれは、私どもは、保険財政の赤字の解消策ばかりでなくて、給付内容を改善するということを強く指向しておるのでございまして、前向きな姿勢については、どうぞ十分御理解を賜わたくお願いをする次第でございます。(拍手)

〔国務大臣齋藤邦吉君登壇〕

○国務大臣(齋藤邦吉君) お答えを申し上げます。

医療問題に対する基本的な態度から申し上げますと、あまねく国民が充実した医療を受けられるということを基本といたすわけでございまして、医療供給体制の確立こそが最も大事なものでございまして、この問題につきましては、今度の新しい経済社会基本計画に基づく社会保障の長期計画の中で、十分案を練って、これが実現をはかってまいるようにいたしたいと思ひますが、それと相まって、特に政管健保においては、組合健保あるいは国民健康保険等に比較いたしまして劣っておる

給付を改善し、何とか少しでも保険制度も一緒に改正していく、こういう考え方で立案されたことをまず御了承をお願いしたいと思ひのでございます。それと同時に、今回の改正案は、昨年出しました法律とは全然違ふのでありまして、昨年出したのは赤字対策法でございまして、給付については何ら触れていなかったでございしますが、今回は、給付改善を主とし、それに見合つて庶分の保険料負担をお願いしたい、こういうわけでございします。

昨年度提案いたしました法律とは、その構想を異にしておることをまず御理解いただきたいと思ひのでございます。

なお、政管健保につきましては、その体質が劣悪でございまして、中小企業の被用者であり、その賃金水準も大企業の被用者に対して低い。こういうことでございまして、この政管健保にできるだけ国の補助をふやす。従来は二百二十五億という定額でございましたが、今回は、医療費総額の一〇%を国が負担しよう、こういうことでございまして、私どもは、大体一〇%程度が現在の段階においては適当ではないかと考えておりまして、二〇%まで国庫補助をふやすということは、いまのところ困難であると申し上げることができると思ひます。

なお、家族給付の六割につきましても、七割給付というお尋ねがございましたが、脆弱な政管健保でございますので、まず、さしあたり六割にする、これがいまの時点で適当と考えておるものでございます。

それからさらに、最近の成人病の増加等による疾病構造の変化等に伴ひまして、予防給付というものを今後は考えたいではないか、非常にごもつともな御意見でございまして、政管健保の今回の改正法律案が成立いたしました際には、この予防給付についても、福利施設として十分考究する必要がありますのではないかと、前向きに私は検討いたしたいと考えておる次第でございます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 和田耕作君。

〔和田耕作君登壇〕

○和田耕作君 私は、民社党を代表いたしました、ただいま問題になっております健康保険法の問題あるいはそれに関連した問題について、総理あるいは関係大臣の御所見を承りたいと思ひます。(拍手)

わが国の医療は、ほんとうに国民の医療のために役立っているのか、この問題を真剣に考えてみる時期にきておると思ひます。

いままで十数年にわたりまして、この健康保険法の問題をめぐって、政府あるいは医療関係者で熱心な討議を重ねておりますけれども、しかし、やればやるほどおかしくなつてしまふ。一歩前進

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する和田耕作君の質疑

四三二

するように見えて、実際は二歩後退をしておるといふ繰り返してはないかと思ひます。

総理、このような問題をどのようにお考えになるのか。つまり、このような問題についての切っ先の入れ方が間違っておるのじゃないのか。一番大事なことは、いろんな制度をこまかくすることではないのでございまして、りっぱな医者から、りっぱな医療機関から、りっぱな医療サービスを受けられるようにすることです。議論があまり保険制度のこまかな点ばかり入って、支払う側はできるだけ少なく払う、お医者さんのほうではできるだけもうけるように、このような観点からこの問題を議論するから、いつまでたつてもよくならない、ますます悪くなる、このようなことじゃないかと思ひます。

総理、ひとつこのあたりでこのような悪循環を断つて、国はもつと真剣になつてお金を出して、そして正しいお医者さん、正しい医療機関ができるにはどうしたらいいかという問題を突っ込んでいただきたいと思ひますが、総理の御所見を承りたいと思ひます。(拍手)

現在、いままでいろいろの質問者が述べましたように、日本はたいへん危険に満ちた状態だと思ひます。産業公害あるいは都市公害、交通事故の激増、それに加えて成人病の増加、難病の続発など、各種の傷病の危険に對して、国民はたいへん生命、健康を脅かされておるのでございまして。これに對して、医療機関の整備は全く立ちおくれ

の状態である。過疎地帯の医療の確保はますます困難になつておる。大都市においても医療機関は混雑をきわめておる。一日がかりの診断を受けなきやならぬのが通常である。入院するにもかなりの期間が必要であり、そしてまた、入院となれば、高額な差額医療やあるいは高額な付き添い料を出さなければ入院できない。

特に、私がここでお訴えしたいことは、救急病院の状態の乱脈でございまして。また、夜間あるいは休日診療ができなくて困つておる問題でございまして。そしてまた、一方では、病院などはいへん深刻な赤字に悩んでおる、人手不足に悩んでおる、看護婦等の確保ができない、せつかくの病床を利用するにも事欠くというよう、不合理千萬な問題が山積したしております。

このような状態にもかかわらず、医療を担当する労働者は、驚くほどの低賃金にあえておる。患者も、病院も、労働者も、関係者すべてが苦しんでいる状態があるわけでありまして、これがはたして福祉国家の医療といえるかどうか。私はまず総理に、このような問題について、総理は深い反省を持つておられるのか、申しわけないことだったということが言い切れるのか、その点からお伺いを申し上げてみたいと思ひます。

そうしてまた、先ほど抜本策の要求に對して、総理は、何とかしようと思つていま検討しておるのだというふうなお答えでございましてけれども、抜本策の検討も必要ですけれども、いま申し上げ

たような問題が山積しているわけでもございまして、このような問題についての効果的な具体策を精力的に準備しなければならぬと考えております。このような問題について総理の御所見をお伺いしたいと思ひます。(拍手)

また、厚生大臣に對しては、過疎地帯の医療はますます困難になつておる。昭和三十一年から対策をしておると言つておりますけれども、ますます困難になつておる。これで一体国民の皆保険なんということが言えるかどうか。

第二に、また、高額な差額ベッドや付き添い看護人の負担の問題がある。このような問題を解決しないで、給付の改善や、また先ほどから、この法案にあります高額医療の問題等のことをいばつておりますけれども、はたして、こういう問題に對して手をつけないで、政府は給付の改善をしたということができるかどうか。

また、その次には、病院等の赤字、看護婦の確保についてお伺いをしたいと思ひます。

病院の占める役割りというのは、ますます重要になつております。一般の開業医に比べて、病院の赤字の状態がひどいということは常識となつております。また、看護婦の不足も、病院においてはないとはいわれない。この際、病院の基本施設その他について、国はもつと配慮が必要である。この病院の状態を、中医協で代表する代表者がいないということはおかしなことです。厚生大臣は、この問題について即刻対策を講じて、

病院の状態について中医協が十分理解するような処置を講ずべきだと思ひます。

また、その次には、救急病院の拡充の問題でございまして。

いま、交通事故にかかった。救急病院に行く。あの病院がいい、この病院が悪いなどという判断はできない。しかし、救急病院では、このような患者に對して、はたして適切な、良心的な治療をする体制にあるのかどうか。また、夜やあるいは休日の患者の問題がますます大きな社会問題になつております。このような問題を処理するために、どうしても救急病院というものの中に、休日や夜間の診療を義務づける要員の配置が必要だと思ひますけれども、この問題について厚生大臣はどのようにお考えになつておるのか、お伺いをしたいと思ひます。

その次に私は、現在一番大事な問題、医療担当者側の中核となつておるお医者さんの問題についてお訴えをしてみたいと思ひます。

保険制度やいろいろな機関の拡充も必要ですけれども、それにも増して重要なことは、信頼のできるりっぱな医者をどうして確保するかということだと思ひます。さらに、量的に医療機関が拡充した、形だけりっぱな保険制度ができた、安い保険料で十割の給付が得られたとしても、肝心の医者の質が悪ければ何にもならないのでございまして。医療は他のサービスと違つて、国民の健康と生命を守るといふかけがえのない仕事をしており、また、病人は医者を選ぶ権利があるとはい

ても、事実上は、医者の無条件な管理下に置かれておるといのが実態でございます。

このようにお医者さんが、薬を売らなければ収入が得られないというような保険制度は、早急に改めなければなりません。薬は薬剤師の職分であることは、昭和三十一年の法律ではつきりしております。最初に自民党の代表の方が言われた医業分業の問題、これはただ一つ正しいことを言われたと思つて感心をいたしておりますけれども、この問題については、法律の趣旨を忠実に実施するという点において、自民党政府はさぼつておつた。昭和三十一年にはそういう法律ができておるんだから、それをやらないというのはさぼつておつたことになる。ぜひともこの問題に着手しなければならぬ。具体的にとりしたらこの問題が推進していくのか、この問題について厚生大臣のお答えをいただきたい。

また、これに見合ふ問題は、お医者さんの待遇改善の問題でございます。生命を守る高貴な職分にあるお医者さんにふさわしい収入が得られるように、十分な診療報酬の制度をつくるべきであります。そのために一時的に医療費がかさむとしても、よい医療が受けられれば国民は納得すると思ひます。

この二点について、総理と厚生大臣の責任のある御答弁をいただきたいと思ひます。

最近、私は日本医師会会長の武見さんとお会いいたしました。武見さんは非常にりっぱな本を出

されております。『将来における医療水準確保のために』という本でございますけれども、この本で強調されていることは、日本の社会保険のこの体制のもとで、日本の医師の技能がいかに低下しておるかという問題を書いておるのでございます。また、これについて、国家試験を含めて、そしてお医者さんの再訓練の問題を含めて、かなりの確かな、そしてきびしい提案をしておるのでございます。医師会の責任者である武見さんがこのような勇氣ある提案をしていることに對して、私は敬意を表したいと思ひます。

総理、このような問題について、日本のお医者さんの技術水準が低下しておる、どうしたら上げられるかという問題について、ぜひとも考慮していただきたいと思ひます。

これと関連して、私は、ぜひともここで申し上げたい問題がございます。

現在、特に私立大学で裏口入学といわれておる問題でございます。文部省の調査によりますと、昭和四十六年、いまから二年前の調査によれば、私立大学の医学部の入学生は二千三百三十七人、そのうち六五％に当たる千三百九十三人は、多額の寄付金を納めて入学しております。その総額は八十三億五千二百万円にのぼっております。一人平均六百万円、最高は二千百万円出しておるというのが文部省の調査でございます。昭和四十八年の三月現在、医科大学に入学する総数は、国立は三千四十人、公立は五百八十人、私立は二千五百八十人、合計六千二百人の人たちが入学するのでございましてけれども、この私立の二千五百八十人のうちの六五％といえは、千六百人以上が裏口入学であることは確実でありましよう。しかも現在では、その寄付金は平均一千万円ともいわれておる。最高は三千万円ともいわれておる。

総理、このような状態を放置して、いい医者ができると思ひますか。

事実、現在お医者さんになるには、大学を卒業する、大学を卒業して国家試験を受ける。卒業するときに落第するものは一人もいない。国家試験の合格率は九八％だといわれておる。このような国家試験は無意味じゃありませんか。つまり、このようにしてできたお医者さん、毎年つくってお医者さんの三割近いものが、このようにしてつくられておる。国民は、このような方から医療サービスを受けておる。

総理大臣、文部大臣、厚生大臣、この事実を放任する政府の責任は重大だといわなければなりません。この点だけについて、私は武見さんの意見に賛成です。国家試験のやり方を含めて、政府は早急に対策を講ずべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

第三は、健康保険法の改正の問題についてであります。

政府は、今回の改正案を、給付の改善と財政の健全化を目的としたものと述べておりますけれども、六割給付にせよ、高額医療費にしても、すべて、昨年国会に提案した、そして廃案になつた、そのままのものを提出されております。ほとんど目新しいものはありません。

しかも、家族の六割給付に至つては、社会保険審議会でも社会保障制度審議会でも、七割給付にすべきだと強く答申をいたしております。なぜ七割にできなかったのか。かりに本年でできなくても、来年できる。法律では、今年から実施するとして、来年からやりますということがどうして言えないか。この点についての厚生大臣の御所見を承りたいと思ひます。

次に、高額医療費の制度についてであります。そのねらいとするところは、一応評価することができると思ひますけれども、月に自己負担が三万円ということになれば、勤労者の平均の所得の四割近いものになります。このようなものを毎月納める。大部分の国民にできると思ひますか。できやしませんよ。三万円にしたその根拠をひとつ教えていただきたい。

そしてまた、三万円を二万円あるいは一万円と少なくしていく予想をしておられるのか。現在、少なくとも三月ぐらいいいあには全額を国が補償するよりなことを考えていないのか。このような問題について厚生大臣にお伺いをしたいと思ひます。

次に、弾力条項について。昨年、本院において修正、削除された保険料率の弾力条項とはほとんど類似の形で再提出をしていることは、これは何と

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する和田耕作者の質疑

四三四

言っても議会の軽視だといわざるを得ないので、少なくともこのような問題を出す場合には、去年の本院で議論になった諸点を参考にして、どのような場合にこの弾力条項を発動するのかという、具体的な内容を明らかにするぐらいのことはしなければなりません。そうしなければ審議のしようがないじゃありませんか。このような意味において、私も政府のこの問題についての真剣さを疑わざるを得ないのでありまして、反対せざるを得ないのでございます。

また、ポナスの問題に対する特別保険料の徴収が今回も提案されておりますけれども、これは、一般の保険料では見合ふものがあります。たとえば出産費あるいは傷病手当を増加するとかいうような見合ひがありますけれども、このポナスの問題についてはそのような見合ひが一つもない。収入一方のものだ。こういう点はぜひともお考えを願わなければなりません。やめていただくなければなりません。

保険料率の引き上げについても、内容は昨年と全く同じものであります。政府の説明では、給付の改善を行なう、それだから保険料率の負担は当然じゃないか、こう言っておりますけれども、審議会の七割はやらないで、六割程度でお茶を濁しておいて、負担増を言うということは、国民を愚弄するものにはしませんが。

○副議長(秋田大助君) 和田君、申し合わせの時間が過ぎましたから、ごく簡単に願います。

○和田耕作者(続) これらの点について何とか勇断をお願いしたいと思ひます。

さらにまた、国庫補助の問題について申し上げたいと思ひます。

定率一〇%、これも昨年と同じだ。政府は、今年には福祉国家、福祉予算をつくらうとしておるのに、去年と同じものを出して、福祉予算中心の予算を組むなんと言ふことはおかしいことなんです。

また、先ほどから厚生大臣の御所見を承っておりますと、保険は大体国が金を出すべきものではないという趣旨のことを言っておりますけれども、冗談じゃありませんよ。大体社会保険制度というものは、社会保障制度を実現するための手段としての保険制度です。国庫補助をして何らかしいことはしない。特に政管健保のようなものは二〇%、少なくとも一五%の国庫負担をやるべきです。

このようないろんな問題がございまして、私も何でも反対と言ふのじゃありません。できるだけこのような問題について政府が、ひとつ良心的な答弁をいただき、そしてできるだけ改善をしてもらいたいと思ふのでございまして。何としても先ほど申し上げたとおり……

○副議長(秋田大助君) 和田君、なるべく簡単に願います。

○和田耕作者(続) 政府が十分な医療サービスを、よい医療サービスを提供してないところに、

さまざまな問題まで問題になるわけでございますから、政府はひとつこのあたりで勇断をもって、政府の負担で思い切つて日本の医療をよくするためがんばつてほしいと思ひます。

これでもって質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君答壇〕

○内閣総理大臣(田中角栄君) 第一点は、医療制度の抜本改正についての基本姿勢についてでございますが、先ほど申し述べましたように、医療制度につきましては、医学、医術の研究開発、医療施設の体系的整備、医療従事者の養成及び資質の向上など広範にわたる課題が山積をしております。医療供給体制の計画的整備は、現在作業を進めている社会保障長期計画の最も重要な柱として考えておるのでございます。

国民医療の確立のため、今後最大の努力を払い、計画的にこれらの問題の解決に当たつてまいりたいと考えます。

次は、大学医学部への入学者をどう認識し、いかに対処するつもりかという問題でございますが、人命を預かる医師には、他の職業に比べて高い資質と専門職業人としてのモラルが要求されることは言うまでもないことでございます。

国としては、資質の高い医師の養成、確保と教育の機会均等をはかるために、私立医科大学の入学者に付金につきましては、それが入学の条件とされたり、あるいは高額にわたることのないよう、十分指導し、また、その助成について、今後

とも一そう配慮してまいりたいと考えておるのでございます。

次に、国家試験の問題でございますが、医師の国家試験は、国民医療にかかわる重要な試験であるので、その実施にあたっては、厳正を期していることは言うまでもないのであります。

また、医師の資質の向上は、単に国家試験のみならず、卒業前の教育、資格取得後の研修を含めた医学教育全体の向上が必要でありますので、医科大学の充実とともに、臨床研修についてもその充実をはかつてまいりたいと考えます。

残余の問題に対しては、担当大臣から答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣小坂善太郎君答壇〕

○国務大臣(小坂善太郎君) 四十八年から五十二年までの五カ年間にわたつて、経済社会基本計画というものをくりまして、皆さまのほうにも差し上げておるわけでございますが、その中で、振替所得は、五十二年には十二兆三千億円になる。国民所得との対比が八・八%になるということにいたしておりますが、この五年間の伸び率は二二%でございます。昭和三十五年から四十五年までの五カ年の伸びに比べまして、非常に大きく伸びております。この期間は一八%でございますから、四四%よけいになっているわけでございます。

そこで、この計画に基づきまして、この健保の改正案ができておるわけでございますが、この計

画と斉合する形においてできておるわけでございますが、今日の政管健保の状況を見て、だれもこれだいいと思つてゐる人はないと思うのであります。三千億円にのぼる累積の収支不足がある。また、累積した損失が二千五百億円あるという状況を見て、これだいいと思つてゐる人はないと思うのでありますから、私どもも、この機会に三千億円の収支不足はたな上げにする、二千五百億円の赤字を一般会計から埋めるといふことによつて財政を立て直して、また、このたびの改正案においては、給付内容を画期的によくしう、こう言つてゐるわけでございます。

なお、たいして変わりはないじゃないかという御意見もございましたが、御承知のように、三年計画で家族高額負担の療養費を新設いたしましたり、また分べん費等をとつてみましたが、本人の最低保障は二万円から四万円でございますが、家族は一万円から四万円に上げるといふことにしておりますし、また、埋葬料の改善等を見ましても、今日二万円であるものが二万円になるというところで、著しく内容を改善してゐるわけでございますので、どうぞいろいろ御意見もございませうけれども、このよい点について特に御賛同を賜わりたく、お願いする次第であります。

(拍手)

〔国務大臣齋藤邦吉君登壇〕

○国務大臣(齋藤邦吉君) お答え申し上げます。

昭和四十八年三月二十七日 衆議院会議録第十八号(一) 健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する和田耕作君の質疑

は、医療供給体制の確立であることは、先ほど来申し上げておるとおりでございます。そこで、医療供給体制の整備の問題につきまして、具体的ないろいろな問題を御質疑いただいたわけでございますが、なるべく簡単に御答え申し上げます。

まず第一に、過疎地帯に対する医療確保対策について御質疑がございましたが、今日まで私どもは僻地診療所の問題、あるいは診療車の整備の問題、医師の派遣等々の措置を講じてまいりました。が、まだまだ十分ではございませんので、今後は、こうした町村ごとに具体的に、医師との連携政策、措置といふものを樹立させて、僻地医療の医療確保に万全を期してまいりたいと思つておると思つております。

次に、具体的には高額差額ベッドの問題、付き添い看護婦の問題等も御意見がございましたが、こういう問題につきましても、今後、十分保険医療機関を指導して、誤りなきようにいたしたいと努力いたしますが、同時に、患者さんの負担の軽減につとめるようにいたしたいと考えております。

病院の赤字対策の問題もございましたが、赤字を解消するためには診療報酬が適正でなければならぬ、これは当然のことでございますが、同時に、国といたしましても、ガンとか救急医療とか、そういう面においていろいろ援助をいたしておりますので、そういう施策の一そのの拡充をはかつてまいりたいと考えております。

看護婦の問題は、当面最も大事な問題でございます。養成の施設を整備することと相まって、処遇の改善、これが一番大事なことでございます。来年度におきましては、国公立の病院、診療所におきまして夜間勤務手当の増額等をいたしました。が、今後とも処遇の改善をはかつてまいりたいと思つております。

救急病院、救急医療センター等に関連いたしまして、お医者さんに休日、夜間診療を義務づけたらどうかというお尋ねでございますが、義務づけるというところは困難かと思つて、現在、御承知のように、休日、夜間におきましては、国公立病院を中心として、私的医療機関の御協力もいただいて、それぞれの地域で協議会をつくつて、必要なお医者さんには必ず配置されるという仕組みができておるわけでございまして、今後、そういう仕組みの強化に努力をいたしたいと考えております。

さらに、中医協に病院代表を別ワケで入れたらというお尋ねもございましたが、現在は、御承知のように、医師会の推薦で委員が出ておるわけでございますが、日本医師会などには、すでに病院の医師もたくさん入つておるわけでございまして、医師会は当然病院の代表をすべきものであり、また現実、代表いたしておると思つておる次第でございます。

医薬分業の問題につきましては、今日まで十分定着いたしていませんことは遺憾とするところ

でございます。今後、私どもは、薬局の受け入れ体制を整備するなど分業の基礎的条件をもつともつと整へ、国民に対しても医薬分業の趣旨を十分に徹底させまして、これが実施を推進していく考えでございます。

もとより、医薬分業の推進に伴い、お医者さんの診療報酬制度の確立ということが問題になるわけでございます。当然、医薬分業の推進に伴い、中医協において適正な措置をとつていただくことを期待いたしておる次第でございます。

次に、最近における医師の水準が低下してゐるではないかというお尋ね、まことにございまして、私どもは国家試験を厳格にいたしておりますが、最も大事なことは、国家試験が済んだあとの卒後の研修といふことが一番大事なことでございますので、今後、私どもは、国立病院に臨床教育センターを併設いたしました。医師の水準、医療の水準向上のために努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

家族療養費の給付の割合を六割にしたことは審議会の無視ではないかというお尋ねがございました。七割にすることも私は望ましいと思つて、何と申しまして今日政管健保の基礎が脆弱でございますので、まず六割にして、それが実現した後に、私は、今後七割にするということに真剣に取り組んでまいりたいと思つておる次第でございます。

高額療養費の給付三万円という問題、これにつ

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する和田耕作者の質疑 朗読を省略した議長長の報告 四三六

いては評価していただいておりますが、将来軽減する考えはないか、こういうお尋ねでございます。これも私も、ごもっともな御意見だと思っておりますが、これはわが国の医療保険についての新しい制度でございますから、まずこの制度を充足させていただいて、そして、その実績を見た上でそうした問題を考えてみたいと考えておる次第でございます。

なお、弾力条項についてはいろいろ御批判がございましたが、弾力条項についてはたびたび申し上げておりますように、診療報酬の改定あるいは給付改善その他緊急な場合にのみ限るようにして運営することが当然であると考えておる次第でございます。また、社会労働委員会において法案審議の際に、そういうことを申し上げたいと考えておった次第でございます。

賞与に関する特別保険料の徴収についてのお尋ねでございますが、この特別保険料の徴収をやめますと、保険料率を〇・五％程度上げなければならぬ。そういうことになりまると、低収入の、報酬の安い方々にはお気の毒でございますので、むしろ五万円以下の標準報酬の方には賞与からの特別保険料は取らないで、それ以上の方からいただくというわけでありまして、所得の高い者からこういうものをいただく。負担の公平をはかった趣旨でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

最後に、国庫補助をもっと増額したらどうかという御意見を交えてお尋ねでございますが、私

どもは今日、まあ昨年まで二百二十五億の定額でございました。それを今度は思い切つて定率、八百億というところにいたしましたわけでございます。で、将来はいざ知らず、現在の段階においては定率一〇％が適当であると考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣奥野誠亮君登壇〕

○国務大臣(奥野誠亮君) 私立医大の入学からみまます寄付金の話の絶えませんことは、私も、現状をこのままにしておいてはいけなないのではなからうかと考えている一人でございます。医学教育に多額の経費のかかることでもございますので、総理からもお話がございましたように、国からの助成策の充実についてくふうを払っていききたいと考えるものでございます。同時にまた、設立の認可の申請にあたりましては、自己資金を経費の三分の二以上準備する、昨年から四分の三以上準備するということになっておりますので、そのとおりの運営が行なわれているものかどうか、調査に取りかかったところでございます。

より根本的には、私立の医科大学の設置認可、これについては慎重を期していきたい。反面、国立の医科大学を計画的に増設していきたいと考えているわけでございます。四十八年度には医学部も含めまして三つの国立医大、四十九年度には四つの国立医大を設置するということで、関係の経費を予算に計上させていただいているところでございます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	田中 角榮君
法務大臣	田中伊三次君
文部大臣	奥野 誠亮君
厚生大臣	齋藤 邦吉君
農林大臣	櫻内 義雄君
郵政大臣	久野 忠治君
建設大臣	金丸 信君
大蔵大臣臨時代理	小坂善太郎君
国務大臣	坪川 信三君
国務大臣	吉國 一郎君

出席政府委員

○朗読を省略した議長長の報告

(政府委員退任)

一、去る十五日、田中内閣総理大臣から中村議長あて、三日付をもって人事官島田巽は任期満了により退職したので政府委員としての資格を

失った旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る十五日、中村議長は、田中内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十一回国会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員任命)

一、去る十六日、田中内閣総理大臣から中村議長あて、十五日議長において承認した島田巽を十六日第七十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(報告書受領)

一、去る十五日、人事院総裁佐藤達夫君から、国家公務員法第百三条第九項の規定に基づく昭和四十七年の営利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十四日、農林水産委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 津川 武一君 (理事津川武一君去る七日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	補欠
東中 光雄君	津金 佑近君
津金 佑近君	東中 光雄君

地方行政委員

辭任

保岡 興治君
瀧尾 弘吉君

補欠

瀧尾 弘吉君
保岡 興治君

文教委員

辭任

栗田 翠君
高橋 繁君
不破 哲三君
矢野 絢也君

補欠

不破 哲三君
矢野 絢也君
栗田 翠君
高橋 繁君

農林水産委員

辭任

笠岡 喬君
福田 一君

補欠

福田 一君
笠岡 喬君

建設委員

辭任

松浦 利尚君
安宅 常彦君

補欠

安宅 常彦君
松浦 利尚君

予算委員

辭任

瀧尾 弘吉君
福田 一君
安宅 常彦君
津金 佑近君
不破 哲三君
矢野 絢也君
安里積千代君
永末 英一君

補欠

松永 光君
稻村佐近四郎君
松浦 利尚君
庄司 幸助君
栗田 翠君
高橋 繁君
永末 英一君
安里積千代君

松浦 利尚君

安宅 常彦君

稲村佐近四郎君

松永 光君

栗田 翠君

庄司 幸助君

高橋 繁君

矢野 絢也君

津金 佑近君

不破 哲三君

瀧尾 弘吉君

福田 一君

安里積千代君

佐々木良作君

安里積千代君

佐々木良作君

安里積千代君

佐々木良作君

安里積千代君

佐々木良作君

安里積千代君

佐々木良作君

安里積千代君

佐々木良作君

安里積千代君

佐々木良作君

安里積千代君

辭任

瀧尾 博義君
紺野与次郎君

補欠

紺野与次郎君
瀧尾 博義君

決算委員

辭任

吉永 治市君
小此木彦三郎君

補欠

小此木彦三郎君
吉永 治市君

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辭任

越智 伊平君
國場 幸昌君

補欠

國場 幸昌君
越智 伊平君

運輸委員

辭任

國場 幸昌君
三浦 久君
宮崎 茂一君
平田 藤吉君

補欠

宮崎 茂一君
平田 藤吉君
國場 幸昌君
三浦 久君

通信委員

辭任

平田 藤吉君
三浦 久君
宮崎 茂一君
平田 藤吉君

補欠

三浦 久君
宮崎 茂一君
平田 藤吉君
國場 幸昌君

農林水産委員

辭任

平田 藤吉君
三浦 久君
宮崎 茂一君
平田 藤吉君

補欠

三浦 久君
宮崎 茂一君
平田 藤吉君
國場 幸昌君

内閣委員

辭任

越智 伊平君
栗原 祐幸君

補欠

栗原 祐幸君

林 大幹君

三塚 博君

栗原 祐幸君

小泉純一郎君

三枝 三郎君

林 大幹君

三塚 博君

小泉純一郎君

三枝 三郎君

林 大幹君

三塚 博君

小泉純一郎君

三枝 三郎君

林 大幹君

三塚 博君

小泉純一郎君

三枝 三郎君

林 大幹君

三塚 博君

小泉純一郎君

三枝 三郎君

林 大幹君

三塚 博君

小泉純一郎君

三枝 三郎君

林 大幹君

三塚 博君

小泉純一郎君

三枝 三郎君

林 大幹君

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 朗読を省略した議長長の報告

四三八

園田 直君 西銘 順治君
本名 武君 三ツ林弥太郎君
村上 勇君 森下 元晴君

一、去る十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

通信委員
辞任 補欠

内海 英男君 佐藤 守良君
木村 武雄君 保岡 興治君
草野 一郎平君 小林 正巳君
園田 直君 小沢 一郎君
長谷川四郎君 渡部 恒三君
本名 武君 住 栄作君
村上 勇君 竹中 修一君
米田 東吾君 堀 昌雄君
堀 昌雄君 米田 東吾君
小沢 一郎君 園田 直君
小林 正巳君 草野 一郎平君
佐藤 守良君 内海 英男君
住 栄作君 本名 武君
竹中 修一君 村上 勇君
保岡 興治君 木村 武雄君
渡部 恒三君 長谷川四郎君

(条約提出)
一、去る十九日、内閣から提出した条約は次のとおりである。
物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件
職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
(議案提出)
一、去る十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。
地方税法の一部を改正する法律案(山口鶴男君外七名提出)
一、去る十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案
航空法の一部を改正する法律案

雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案
都市緑地保全法案
一、去る十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
出入国法案
中小小売商業振興法案
一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案
一、去る二十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
輸出販売元掛金経理臨時措置法を廃止する法律案
昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金

の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
地価公示法の一部を改正する法律案
公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案
商法の一部を改正する法律案
株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律案
商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案
一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
防衛施設周辺の整備等に関する法律の一部を改正する法律案
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案
一、去る二十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。
地方自治法等の一部を改正する法律案(山口鶴男君外七名提出)
一、昨二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案
一、今二十七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
公害対策並びに環境保全特別委員
辞任 補欠
木下 元二君 浦井 洋君
浦井 洋君 木下 元二君

一、去る十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案
都市緑地保全法案
一、去る十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
出入国法案
中小小売商業振興法案
一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案
一、去る二十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
輸出販売元掛金経理臨時措置法を廃止する法律案
昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金

の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
地価公示法の一部を改正する法律案
公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案
商法の一部を改正する法律案
株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律案
商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案
一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
防衛施設周辺の整備等に関する法律の一部を改正する法律案
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案
一、去る二十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。
地方自治法等の一部を改正する法律案(山口鶴男君外七名提出)
一、昨二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案
一、今二十七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

(案約受領)

一、去る十九日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

千九百七十二年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件

(議案受領)

一、去る二十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

災害見舞金法案

一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案

(案約付託)

一、去る十九日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件(案約第七号)

職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件(案約第八号)

展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約の締結について承認を求めるの件(案約第九号)

航空業務に関する日本国とギリシャ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(案約第一〇号)

以上四件 外務委員会 付託

一、去る十九日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

千九百七十二年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件(案約第一一号)(予)

外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

大蔵委員会 付託

都市緑地保全法案(内閣提出第九〇号)

建設委員会 付託

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案(山口鶴男君外七名提出、衆法第五号)

地方行政委員会 付託

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

内閣委員会 付託

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案(内閣提出第九五号)

大蔵委員会 付託

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)

地方行政委員会 付託

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

大蔵委員会 付託

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

農林水産委員会 付託

輸出融資安売金整理臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出第九八号)

商工委員会 付託

地価公示法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)

建設委員会 付託

一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

以上二件 地方行政委員会 付託

法第一号(予) 災害対策特別委員会 付託

一、昨二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方自治法等の一部を改正する法律案(山口鶴男君外七名提出、衆法第六号)

地方行政委員会 付託

(議案送付)

一、去る十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

昭和四十八年度一般会計予算

昭和四十八年度特別会計予算

昭和四十八年度政府関係機関予算

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案

一、去る十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方税法の一部を改正する法律案(山口鶴男君外七名提出)

一、昨二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方自治法等の一部を改正する法律案(山口鶴男君外七名提出)

(調査要求承認)

一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十三日これを承認した。

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 朗読を省略した議長の報告

四四〇

一、予算の実施状況に関する事項

二、予算制度等に関する事項

二、調査の目的

予算の実施等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十八年三月十三日

予算委員長 根本龍太郎

衆議院議長 中村 梅吉殿

(質問書提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

核兵器と憲法との関係に関する質問主意書(永末英一君提出)

(答弁書受領)

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員赤松勇君提出医薬分業の推進に関する

る再質問に対する答弁書

医薬分業の推進に関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十八年三月八日

提出者 赤松 勇

衆議院議長 中村 梅吉殿

医薬分業の推進に関する再質問主意書

わが国の医薬分業制度は、法制的には昭和二十六年以来確立されている。それにもかかわらず、政府は、今日まで法律の施行を怠り、法律を誠実に執行するという憲法上の義務を事実上放棄しているといふべきである。

このため、さきの質問主意書において、医薬分業の実施状況を問い、今後の方策をただしたのであるが、これに対する内閣の答弁書からは、法律を誠実に執行しているものとはとうてい判断しがたし、また、まったく答弁の要領を得ないので再質問したい。

一 答弁書によれば、昭和四十六年度における保険薬局の調剤報酬は、医療費総額のわずかに〇・四四パーセントを占めるに過ぎない。また、医療金融公庫の薬局に対する貸付けは、過

去十三年間の総計でわずかに二十五件を数えるに過ぎない。

この事実は、法律施行後十七年間、医薬分業をほとんど実施していないことを立証している。この怠慢について政府はどのように反省しているかを明らかにせよ。

二 答弁書によれば、「無薬局地区の解消」について「所要の措置を講じている」という。しからばいかなる措置を講じ、その結果無薬局地区とその解消地区の分布にどのような変化が生じたかを具体的に明らかにせよ。

三 答弁書によれば、「広報活動」等を通じ「国民に対する積極的な啓発宣伝を行なうなど」をしているという。

しからば、厚生省がみずから広報ポスターを作成したことがあるか。

四 答弁書によれば、「医療金融公庫の貸付け等を通じて」薬局の整備に努めているという。過去十三年間の貸付総件数二十五件、一件当たり貸付金額平均が四十万円にも満たない実績に照らして、果たして薬局の整備に努めているといえるか。

五 さきの質問主意書において薬局整備の現状を

明らかにするよう求めたが、これに対する答弁がない。現状を明らかにせず、ただ抽象的に整備に努めているという答弁をすることは、内容の欠落した単なる文言だけの羅列に過ぎない。このことは、言葉としての薬局の整備を強調しつつ、実体的には薬局の整備を事実上放置してきた証左ではないか。

六 薬局の整備のための資金援助について関係者の要望も多い現状にあるにもかかわらず、医療金融公庫の融資制度が前述のごとき実績しか生まれないことについて、検討を加えたことがあるか。また、この制度自体についてあるいはこの制度の運用において何らかの欠陥があると考えないか。

七 医薬分業と診療報酬適正化との関連については、厚生大臣が衆議院本会議において、みずから言及したところである。従つてさきの質問主意書において、その点の具体的な内容をただしたものである。しかるに答弁書によれば、結局診療報酬は、従来から適正化されており、今後適正化の審議が行なわれるので善処したいという意味のように推察されるが、およそ日本語の通常の読解力をもつてしては、その意味はま

つたく理解しがたい。結局、いかなることを答弁しようとしているのか、その真意は何か。

入 法律施行の経過を顧み、かつ、現状を客観的に分析するならば、結局のところ、政府は、法律を誠実に執行するというみずからの義務を放棄しながら表面上は、法律の施行について積極的に取り組んでいるかのように偽装している。しかも政府は、何らの積極的な施策を講じない点を覆いかくし、事実を明らかにしないことによつて、医薬分業体制未確立の基本的要因が薬局側それ自体にあるかのように印象づけ、すべての責任をこれに転嫁させている。このような二重の行政的政治的手法を用いて、政府は、医薬分業の事実上の遅延を図っていると判断せざるを得ない。この点をいかに考えるか。

九 最後に答弁書によれば、「医薬分業の推進は国民医療の向上を期するため必要と考えている」ともいう。この言葉をこの際あえて文字通り信ずるとすれば、重ねて医薬分業の推進について政府の決意を問う。

昭和四十八年三月十六日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 中村 梅吉殿

衆議院議員赤松勇君提出医薬分業の推進に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤松勇君提出医薬分業の推進に関する再質問に対する答弁書

一について

医薬分業は、昭和三十一年から制度的に確立されたが、実施状況がなお低い水準にとどまっていることは、ご指摘のとおりである。

政府としてはこの間医薬分業の推進を図るために、薬局の受入れ体制を整備する等分業の基礎的条件をととのえとともに、国民に対して医薬分業の意義について周知徹底していくこともつて施策目標としてきたところであるが、今後とも医薬分業推進のための施策に対する各方面の意見をも十分に勘案したうえ、施策の一層の改善、充実に努めてまいる所存である。

二について

現在医療金融公庫の融資制度においては、薬局の不足地域における薬局に対する貸付けに

いて特に配慮しているが、このほか無薬局地域の解消については薬局のない地域に薬局の開設を促進するよう都道府県に対し指導を行なう等努めており、無薬局町村数は昭和四十六年末現在一、一四二町村、昭和四十六年末現在一、〇二七町村となつている。なお、今後とも無薬局地域の解消に努めてまいりたい。

三について

薬局及び薬剤師の社会的役割については、都道府県等を通じて常時国民に対してその趣旨の徹底が図られるよう努めているほか、例年十月に薬と健康の週間を設け、この期間中に厚生省がテレビ、ラジオによる広報活動を行ない、また関係団体と協力してポスター（壁新聞）、リーフレット類の作成、配布を行なっているところであり、今後とも国民に対する啓発に努めてまいりたい。

四について

医療金融公庫による薬局に対する貸付けは昭和三十九年度から開始され、これにより調剤を行なう機関としての薬局の整備が期待されることとなつたが、医療金融公庫の融資制度の運用面の改善充実については今後とも努力し

てまいる所存である。

五について

わが国の薬局数は昭和四十六年末現在二、四二八施設であつたが、その後年々増加し、昭和四十六年末には二四、四六七施設となつてゐる。

今後ともさらに受入れ体制の整備を図るため、調剤施設の整備等薬局の機能の向上と薬剤師の資質の向上に努めるとともに、都道府県薬剤師会の設置する医薬品検査センターを整備する等地域全体の受入れ体制の水準向上に努めていく方針である。

六について

薬局は、一般的にいって調剤部門及び商品販売部門からなつており、そのほかに開設者等の住宅を兼ねているものもあり、薬局を整備する場合これらを一括して行なうことが多く、そのため調剤を行なう場所である薬局の整備を目的とする医療金融公庫以外の融資制度を利用するためあつて医療金融公庫の貸付けの実績が必ずしも上つていないものと考えらる。

薬局の整備は医薬分業の推進を図るため必要であるので、従来も調剤専門薬局については一

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 朗読を省略した議長長の報告

般薬局に比し建築資金の貸付対象面積をひろげているところであるが、融資の限度額等については、今後とも改善していくとともに、本制度の周知徹底に努める等本制度の活用を図つてまいりたい。

七について

診療報酬体系については、昭和三十三年における調剤料と処方薬剤料の分離、昭和三十六年における処方せん料の新設等点数項目の設定、さらに昭和四十二年及び昭和四十七年における処方料及び調剤料の割数日数比例制の廃止による薬剤と技術の分離等医薬分業をも考慮してきたところであるが、なおその推進のためには薬価基準及び診療報酬体系の適正化との関連においてさらに検討を要する問題があるものと考えている。

これら診療報酬体系の問題については、従来の種々の経緯もあり、保険医療行政の円滑な運営を期するため、中央社会保険医療協議会における審議の結果をまつて今後ともその適正化に努める考えである。

八について
医薬分業を推進するためには、すべての関係

者がこの問題について正しい認識と理解を持ち、それぞれの分野において協力することが必要であり、政府としても国民的合意のもとにその推進を図ることが国民全体の医療の向上を期するゆえんであると考えている。従つて政府としては今後ともこの問題に積極的に取り組んでいく所存である。

九について

政府としては、医薬分業が国民医療の向上を図るために必要であるとの基本的な考え方を今後とも堅持し、医薬分業の推進を図るため努力を払つていく所存である。

右答弁する。

一、去る二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員永末英一君提出核兵器と憲法との関係に関する質問に対する答弁書

核兵器と憲法との関係に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和四十八年三月十四日

提出者 永末 英一

衆議院議長 中村 梅吉殿

核兵器と憲法との関係に関する質問主意書

三月十三日の衆議院予算委員会において、田中総理は私の質問に答へ、「核兵器は攻撃的な兵器」であり、「憲法に背反」するとの見解を明らかにされた。

この見解は、これまで政府が、昭和三十二年五月参議院予算委員会での岸首相の発言、昭和三十九年三月参議院予算委員会での林内閣法制局長官の発言、昭和四十年十二月参議院日韓特別委員会での佐藤首相ならびに高辻内閣法制局長官の発言等で明らかにしてきた「防衛目的に限った戦術核兵器は合憲」という見解を政府自ら変更したものと考えられるがどうか。

右質問する。

昭和四十八年三月二十三日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 中村 梅吉殿

衆議院議員永末英一君提出核兵器と憲法との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す

る。

〔別紙〕

衆議院議員永末英一君提出核兵器と憲法との関係に関する質問に対する答弁書

三月十三日の衆議院予算委員会における永末委員の質問に対する田中内閣総理大臣の答弁は、自衛の正当な目的を達成する限度内の核兵器であれば、これを保有することが憲法に反するものではないとのこれまでしばしば述べてきた政府の見解を変更したものではなく、その真意は、普通に核兵器といわれているものは、他国に脅威を与えるような攻撃的兵器を指していると考えられるので、そのような攻撃的兵器を保有すれば憲法に反することとなる、その憲法の精神が非核三原則の基本的な前提であるという趣旨を述べたものである。

なお、その答弁でも述べているとおり、政府は、非核三原則の政策を堅持し、どのようなものであつても、核兵器を保有しないとの方針は、今後とも貫く所存である。

右答弁する。

衆議院會議録第十六号(一)中正誤

へい 段 行

誤

正

三五 二二 中村正暉君

中山正暉君

二五 二二 所有税

保有税

二六 四二 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

二六 四三 障害者

障害児者

衆議院會議録第十六号(一)中正誤

へい 段 行

誤

正

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

四〇 二二 補助金

補助金

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一)

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一)

四四四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和四十八年三月二十七日

第七十一回国会 衆議院会議録 第十八号(二)

〔本号(一)参照〕

関税定率法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十八年二月十日

内閣総理大臣 田中 角榮

関税定率法等の一部を改正する法律

〔関税定率法の一部改正〕

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三号の三中「国際博覧会、国際見本市」を「博覧会、見本市」に、「国際博覧会等」を「博覧会等」に改め、同条第六号の三中「五千元」を「一万元」に改める。

第十五条第一項第五号の二中「国際博覧会等」を「博覧会等」に改める。

第十七条の二第一項中「機械又は装置の組立てに使用する工具、建設事業に使用する機械その他これらに類する貨物(本邦で生産することが困難なものに限る。のうち政令で定める物品)」を「長期間にわたつて使用することができ、かつ、通常その輸入が貸借契約に基づき、又は請負契約の履行に關連して、本邦で一時的に使用するため行なわれる貨物のうち政令で定めるもの」に、「が長期間」を「のできる期間が特に長期」に改める。

別表第九・〇一号中「(一) コーヒー豆(いつてないものに限る。)

三五%」を

「(一) コーヒー豆(いつてないものに限る。)

無税」に改める。

昭和四十八年三月二十七日 衆議院会議録第十八号(二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

別表第二二・〇八号中「三 その他のもの

一〇%」を

三 こんにやくいも(切つたもの、乾燥したもの及び粉状にしたものを含む。)

四〇%
一〇%」に改める。

別表第二四・〇五号を次のように改める。

一四・〇五 植物性生産品(他の号に該当するものを除く。)

一 海藻(乾燥したものを含む。)

(一) てんぐさその他寒天製造用のもの

(二) その他のもの

三 雁皮

三 その他のもの

無税
五%
無税
一〇%

別表第一八・〇一号中「五%」を「無税」に改める。

六 モリブデン鉱

別表第二六・〇一号中

(一) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

無税
一五%

六 モリブデン鉱

無税」に改める。

別表第二九・〇一号中「ベーターメチルナフタリン」を「メチルナフタリン」に改める。

別表第七一・〇二号中

(一) 研摩、あなあげその他これらに類する加工をしてないもの
(二) ボルト、カーボナードその他の工業用ダイヤモンド
(三) 水晶
(四) その他のもの

無税
無税
一〇%

一 研摩、あなあげその他これらに類する加工をしてないもの

無税」に改める。

別表第八四・四五号を次のように改める。

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 関税定率法等の一部を改正する法律案

八四・四五

金属又は金属炭化物の加工機械(第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。)

一 工作機械

- (一) 数値制御式のもの 一五%
- (二) その他のもの 一五%
- (三) 数値制御式のもの 一五%
- (四) その他のもの 一五%

(関税法の一部改正)

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の二中「同条第一項」を「第四十五条第一項」に改める。

第六十二条の二中「国際博覧会、国際見本市」を「博覧会、見本市」に、「国際博覧会等」を「博覧会等」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(宇宙開発用物品等の免税)

第六条 人工衛星、人工衛星打上げ用ロケット、これらの打上げ及び追跡に使用する装置その他の宇宙開発の用に供する物品並びに税関長の承認を受けた工場においてこれらの製作に使用する素材のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、昭和五十年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第八条第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

第八条の四第一項第一号中「第八条の二第一項」の下に「第二号又は」を加え、「及び同項第二号に掲げる物品」を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項前段又は後段に規定する場合において、特惠対象物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に關する本邦の産業に損害を与えるおそれがなく、かつ、当該特惠対象物品の輸入の促進を図るため必要があると認めら

れるときは、政令で定めるところにより、物品を指定し、同項前段又は後段の規定の適用を停止することができる。

別表第一第〇二・〇六号を次のように改める。

〇二・〇六

肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家きんの肝臓を除く。)

一 ハム及びベーコン

- (1) 課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格に七分の一五を乗じて得た額以下のもの

一キログラムにつき、当該基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額の差額 一〇%

- (2) その他のもの
- (1) 豚の肉及びくず肉

- (i) 課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格に七分の一五を乗じて得た額以下のもの

一キログラムにつき、当該基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額の差額 一〇%

- (ii) その他のもの
- (2) 牛の肉及びくず肉

一キログラムにつき、九〇円 七・五%

別表第一第〇三・〇三号中

- (一) その他のもの

- (一) その他のもの

六%に改める。

- (二) 生鮮のもの

別表第一第〇八・〇一号中

- (1) 毎年四月一日から同年九月三〇日まで輸入されるもの
- (2) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの

四〇% 六〇% を

(一) 生鮮のもの

(1) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの

(ii) 昭和四十八年九月三〇日までに輸入されるもの

(iii) 昭和四十八年一〇月一日から昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 昭和四十九年四月一日から昭和五〇年三月三十一日までに輸入されるもの

(i) 昭和四十九年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの

(ii) 昭和四十九年一〇月一日から昭和五〇年三月三十一日までに輸入されるもの

四〇％
五五％
四〇％
五〇％

に

改める。

別表第一〇八・一一号を次のように改める。

〇八・一一 一時的に貯蔵した果実(たとえば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)

一 バナナ

(1) 昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの

(i) 昭和四十八年九月三〇日までに輸入されるもの

(ii) 昭和四十八年一〇月一日から昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 昭和四十九年四月一日から昭和五〇年三月三十一日までに輸入されるもの

(i) 昭和四十九年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの

(ii) 昭和四十九年一〇月一日から昭和五〇年三月三十一日までに輸入されるもの

その他のもののうち

グレープフルーツで、政令で定める日から昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの

(1) 昭和四十八年六月一日から同年十一月三〇日までに輸入されるもの

(2) 昭和四十八年五月三十一日及び同年十一月一日から昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの

四〇％
五五％
四〇％
五〇％

別表第一〇九・一〇二号及び第〇九・一〇二号中「三〇％」を「二五％」に改める。

「一 カレー」

二 しょうが(塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限る。)

二〇％
二〇％

を

「一 カレー」

「一六％」に改める。

別表第一二・〇七号中

「二 除虫菊のうち」
当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

無税

を

「一 セメンシナその他サントニン採取用のもの」

無税

に改める。

「二 除虫菊のうち」
当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

無税

別表第一二・〇八号中「三 海草(乾燥したものを含む。)」を「一 海草(乾燥したものを含む。)」に改める。

別表第一二・〇五号中「二 海草(乾燥したものを含む。)」を「一 海草(乾燥したものを含む。)」に改める。

別表第一二・〇一五号中「二 キログラムにつき二二円」を「一 キログラムにつき一〇円」に改める。

別表第一二・〇七号中「一 キログラムにつき二五円」を「一 キログラムにつき二三円」に改める。

別表第一二・〇一七号を次のように改める。

「一七・〇一 二 かん菜糖及び甘しや糖(固体のものに限る。)

一 キログラムにつき五七円

別表第一二・〇四号の次に次の一号を加える。

「一八・〇五 ココア粉(甘味を付けたものを除く。)

二五％

別表第一二・〇一五号中「一 キログラムにつき二〇円」を「一 キログラムにつき一七円」に改める。

別表第一二・〇七号中「二 海草(乾燥したものを含む。)」を「一 海草(乾燥したものを含む。)」に改める。

別表第一二・〇二五号及び第二五・〇四号を次のように改める。

「二五・〇三 いおり(昇華いおり、沈降いおり及びコロイドいおりを除く。)

一 トンにつき三、〇〇〇円

「二五・〇四 天然黒鉛」

一 全重量の七五％以上のものが政令で定める規格による一〇五ミクロンのふるいを通過するもの

二二％

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 関税定率法等の一部を改正する法律案

別表第一第二五・一一号の次に次の一号を加える。

二五・二〇

天然石膏、天然無水石膏及び天然石膏を焼いたもの並びに硫酸カルシウムをもととしたプラスチック(天然石膏を焼いたもの及びプラスチックにあつては、着色してあるかどうかを問わないものとし、歯科用に特に調整したプラスチックを除く。)

二 天然石膏を焼いたもの

別表第一第二六・〇一号に次のように加える。

六 モリブデン鉱

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
(2) その他のもの

別表第一第二七・〇九号及び第二七・一〇号を次のように改める。

二七・〇九

石油及び歴青油(原油に限る。)
(1) 低い原油(いおう原油)の含有量が全重量の二%以下のものに限り、(2)のうち製油の原料として使用されるもの

(2) その他のもの

二七・一〇

石油及び歴青油(原油を除く)並びに石油又は歴青油の調製品(調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限り、他の号に該当するものを除く。)

一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。)

(一) 揮発油

A 低重合度の混合アルキレンのうちトリプロピレン

B 政令で定める分留性状の試験方法による減重量加算五%留出温度と減重量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの(Aに掲げるものを除く。)

C その他のもの

(b) その他のもののうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガ

無税

七・五%

一キロリットルにつき
五三〇円
一キロリットルにつき
六四〇円

無税

一〇%

スの製造に使用するもの

(一) 燈油

B その他のもの

(四) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

(1) 製油の原料として使用されるもの(これらの物品を原料とする製油が関税法第五六条第一項(保税工場の許可)に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第五九条の第二項(原料課税)の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。)

(2) その他のもの

(i) 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度二三〇度以下のもの(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するものに限り、)のうち、農林漁業の用に供されるもので、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(ii) 重油及び粗油で製油の原料として使用されるものの以外のも(農林漁業の用に供されるものを除く)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(iii) その他のもの

一キロリットルにつき
二二五円

一キロリットルにつき
一、五二〇円

一キロリットルにつき
六四〇円

無税

一キロリットルにつき
九五五円
一キロリットルにつき
二、二八〇円

別表第一第二九・一三号中「で、政令で定める旋光度測定方法による比旋光度の絶対値が三以下」を削る。	
別表第一第二九・三八号中	三 ビタミンB群及びその誘導体 七・五％ に改める。
二 ビタミンA及びその誘導体 三 ビタミンB群及びその誘導体 (一) ビタミンB ₁ 及びその誘導体	七・五％ 七・五％ 七・五％ に改める。
別表第一第三一・〇九号中	四 合成樹脂を含有する塗料(一から三までに掲げるものを除く。) (一) 合成樹脂塗料 一〇％ を
四 合成樹脂を含有する塗料(一から三までに掲げるものを除く。)	(一) 合成樹脂塗料 七・五％ 七・五％ 七・五％ 四％ に改める。 七・五％ 二・五％ に改める。
五 バールエッセンス 一〇 その他のもののうち (1) 人造プラスチックの溶液 (2) 壓青質塗料	七・五％ 七・五％ 七・五％ 四％ に改める。 七・五％ 二・五％ に改める。
別表第一第三七・〇一号中	(一) カラープレート及びカラーフィルム 昭和四九年三月三十一日までに輸入されるもの 二〇％ を
(一) カラープレート及びカラーフィルム	二〇％ に改める。
別表第一第三七・〇二号及び第三七・〇三号を次のように改める。	
三七・〇二 感光性のロール状フィルム(露光しないものに限るものとし、パーフォレーションを有するかどうかを問わない。)	一 映画用フィルム (一) カラーフィルム A フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもので、反転現像方式のもの 二〇％ B その他のもの 二〇％ C その他のもののうち エキス線用のもの 一三・五％ 二 その他のもの (一) エックス線用のもの (二) カラーフィルム 一八％ 一三・五％ 感光性の紙、板紙及び布(露光してあるかどうかを問わないものとし、現像しないものに限る。)

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 關稅定率法等の一部を改正する法律案

四五〇

一 カラー印刷紙 二 その他のもののうち 写真感光紙(転写材及び現像剤を結合したもので、拡散転写方式のものに限る。)	二〇%	を
別表第一第三八・一四号の次に次の一号を加える。 三八・一五 調製したゴム加硫促進剤	七・五%	を
別表第一第三八・一九号中 七 耐火性建設材料 一〇% に改める。 七・五%	七・五%	を
別表第一第三九・〇二号中 二 塊、粉(モルデイングパウダーを含む。) 粒、フレイクその他これらに類する形状のもの イオン交換樹脂のもの以外のもの その他のもののうち	一〇%	を
一 液状又はペースト状のもの(乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。) その他のもののうち ポリブテンのもの(政令で定める動粘度の試験方法による温度九九度における動粘度が一、〇〇〇センチストークス以上のものに限る。) 二 塊、粉(モルデイングパウダーを含む。) 粒、フレイクその他これらに類する形状のもの その他のもののうち イオン交換樹脂のもの以外のもの	一〇%	を
改める。 別表第一第三九・〇七号中 (一) その他のもの (1) 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーシングその他これに類する物品(管状のもので、平らにした幅が九〇ミリメートル以上のものに限る。) の製品 (2) その他のもの	一〇%	を
改める。 別表第一第四三・〇二号及び第四四・〇二号中「一〇%」を「八%」に改める。 別表第一第四四・一四号を次のように改める。 四四・一四 木材(長さの方向にひいたもの及び平削りし又は丸はぎしたものに限るものとし、さらに加工したものを除く。) 薄板及び合板用単板(厚さが五ミリメートル以下のものに限る。)	無税	に
一 かりん、つけ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。) 二 その他のもののうち インセンススターのもの(長さが二〇センチメートル以下で幅が八センチメートル以下のものに限る。)	一五%	を
別表第一第四四・一六号の次に次の一号を加える。 四四・一八 再生木材(かんなくず、ウッドチップ、のこくず、木粉その他の木質のくずを天然又は人造の樹脂その他の有機結合剤で凝結した物品で、板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。)	無税	を
一 板状のもの 別表第一第四八・〇七号中 九 その他のもの 一〇% に改める。 一〇%	一五%	を
別表第一第四八・〇九号中「二%」を「一八%」に改める。 別表第一第六八・〇二号中「六・二五%」を「二・五%」に改める。 別表第一第七〇・一三号を次のように改める。 七〇・一三 ガラス製品(通常食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供するものに限るものとし、第七〇・一九号に該当するものを除く。) (1) ガラスセラミックス製のもの (2) その他のもの (i) コップ類(貴金属又はこれをめつきした金属を用いたものを除く。) (ii) その他のもの	七・五%	を
別表第一第七一・〇二号を次のように改める。 七一・〇二 貴石及び半貴石(カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通したものを除くとともに、格付けしない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。) 二 その他のもの (一) その他のもの	一〇%	を
別表第一第七一・〇二号の次に次の一号を加える。 七一・〇三 合成又は再生の貴石及び半貴石(カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通したものを除くとともに、格付けしない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)	一五%	を
別表第一第七一・〇二号の次に次の一号を加える。 七一・〇三 合成又は再生の貴石及び半貴石(カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通したものを除くとともに、格付けしない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)	五%	を

二 その他のもののうち
合成のダイヤモンド
別表第一第七二・一六号の次に次の一号を加える。
七二・〇一 貨幣
三 その他のもの
(二) その他のもの
無税

別表第一第八一・〇四号の次に次の一号を加える。
八二・〇二 のこぎり(機械式のものを除く。)及び手動式又は機械式のもの
のこぎりのブレード(無歯式のものこぎりのブレードを含む。)
一 ハックソーブレード(厚さが〇・六八ミリメートル以上
のものに限る。)
二 機械式のこぎりのブレード(ハックソーブレードを除
く。)
七・五%

別表第一第八二・〇四号の次に次の一号を加える。
八二・〇五 手工具用、動力駆動式手持工具用又は機械用の交換性工具(伸線
用ダイス、金属押出し用ダイス及びさく岩用ビットを含むもの
とし、プレス、型打ち、きりもみ、ねじ切り、中ぐり、プロ
テクト、ミリング、切断、切削、ドレッシング、ほぞあなあ
け、ねじの締め付けその他の作業に用いるものに限る。)
一 ドリル、ビット、リーマー及びスクリータップ
三 その他のもの
(一) 超硬工具(金属炭化物を焼結した物品を用いたものに
限る。)及びダイヤモンド工具のうち
機械用刃工具(ダイヤモンドを用いたものを除く。)
以外のもの
九%

別表第一第八四・〇六号を次のように改める。
八四・〇六 内燃機関(ピストン式のものに限る。)
一 内燃機関
(一) 自動車用のもの
七・五%

別表第一第八四・一〇号中「(三) 部分品
(一) 揮発油の計量販売用のポンプ(積算液量計及び電動装置を自蔵す
るものに限る。)
(二) 液体ポンプ(一)に掲げるものを除く。)
(三) 部分品
七・五%」を
七・五%に

改め、同号の次に次の一号を加える。
八四・一一 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及
びガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を含む。)並びに
ファン、送風機その他これらに類する機械
七・五%

昭和三十八年三月二十七日 衆議院会議録第十八号(一) 関税定率法等の一部を改正する法律案

一 ポンプ
(一) 真空ポンプ
(二) その他のもの
二 気体圧縮機
三 ファン、送風機その他これらに類する機械
七・五%
七・五%
七・五%

別表第一第八四・一二号中「一〇%」を「五%」に改める。
別表第一第八四・四五号を次のように改める。
八四・四五 金属又は金属炭化物の加工機械(第八四・四九号又は第八四・
五〇号に該当するものを除く。)
一 工作機械
(一) 数値制御式のもの
(1) 多軸自動旋盤(六軸以下の棒材用のものを除く。)、
ならいフライス盤(形彫り盤を含む、フライス軸が
三本以上のもの及び加工面積が一・五平方メートル
以上のものに限るものとし、ならい操作をカム式機
構により行なうものを除く。)、平面研削盤(研削す
ることができる長さが三、〇〇〇ミリメートルをこ
えるものに限るものとし、ロータリーテーブル式の
ものを除く。)、ねじ研削盤、平歯車形削盤(ピニオン
工具型のもので加工することができる直径が九〇
〇ミリメートル以上のもの及びラック工具型のも
ので加工することができる直径が一、二〇〇ミリメー
トル以上のものに限る。)、及び平歯車研削盤
九%
(2) その他のもの
(三) その他のもの
一三・五%

(1) 旋盤
(i) 普通旋盤(ベッド上の振りが一、〇〇〇ミリメー
トル以上のものに限る。)、自動ならい旋盤、単軸
自動旋盤(棒材用のものに限る。及び立旋盤(テー
ブルの直径が二、〇〇〇ミリメートル以上のもの
に限る。))
(ii) その他のもの
二%

(2) 多軸自動旋盤
九%
(3) その他のもの
六・五%

(4) フライス盤
二%

(5) 万能工具フライス盤、ならいフライス盤(形彫り
盤を含む、フライス軸が二本以下のもの)のうち加
工面積が一平方メートル以上のもの
六・五%

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 關稅定率法等の一部を改正する法律案

(iii) 工面積が一・五平方メートルに満たないものに限る。及びプラノミラー 六・五% 一・一%	(iv) 平削盤 六・五% 一・一%	(v) 研削盤 六・五% 一・一%	(i) 内面研削盤(研削することができる内径が二〇〇ミリメートルに満たないセンターレス式のものを除く。及び平面研削盤(立型ロータリーテーブル式のもの、研削することができる長さが二、〇〇〇ミリメートルに満たない長テーブル式のもの及び研削することができる長さが二、〇〇〇ミリメートル以上で三、〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。) 一・一% 六・五%	(ii) 歯切盤及び歯車仕上機械 六・五%	(i) 単軸ホブ盤(立型のもので、テーブルの直径が七〇〇ミリメートル以上のものに限る。) 一・一% 六・五%	(ii) その他のもの 六・五%	(i) ホーニング盤(円筒形の内面の加工用のものに限る。及びブローチ盤 一・一% 六・五%	(ii) その他のもの 六・五%	(i) 数値制御式のもの 一・一% 六・五%	(ii) プレス、剪断機及び鍛造機(鍛造ロール機を含む。) 六・五% 六・五%	(iii) その他のもの 六・五%	別表第一第八四・四八号の次に次の一号を加える。 八四・五一 タイプライター(計算機構を有するものを除く。及びチェックライター 七・五%	別表第一第八四・六二号中「定格圧力」を「公称圧力」に、「一五%」を「二・五%」に改め、同号の次に次の一号を加える。 八四・六二 ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードルローラーベアリング 七・五% 七・五% 七・五% 二 ベアリングの部分品
---	-----------------------------------	----------------------------------	--	----------------------------------	---	-----------------------------	--	-----------------------------	---------------------------------------	--	------------------------------	--	---

別表第一第八五・二〇号の次に次の一号を加える。 八五・二二 熱電子管、冷陰極管及び光電管(蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。)、光電池、圧電気結晶素子、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス 二 ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路のうち ゲルマニウムダイオード、シリコンダイオード、シリコントランジスタ及びシリコン整流素子 二・五% 一〇%」を	別表第一第八七・〇一号中 一 車輪式のもの 七・五% 二 その他のもの 七・五%」に改める。	別表第一第八七・〇六号中 二 その他のもの 七・五%」に改め、同号の次に次の一号を加える。 八七・〇七 フォークリフトトラック、プラットフォームトラック、ストラッドルキャリアーその他の作業トラック(工場、倉庫、埠頭又は空港で貨物の短距離の運搬又は荷役使用する型式のもので、自走式のものに限る。及び停車場のプラットフォームで使用する型式のトラック並びにこれらの部分品のうち 部分品 七・五%	別表第二第四・〇七号の次に次の二号を加える。 〇三・〇二 魚(塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。及びくん製のもの(くん製の前には又はくん製の際には加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。) 一 魚卵のうち さけ、ます、にしん(クルマエビ属の魚)又はたら(ガドス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚)のものの以外のもの 五%	〇三・〇三 甲殻類及び軟体動物(殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。並びに単に水煮した殻付きの甲殻類 一 えび 二 その他のもの 四%
--	---	---	--	---

別表第二〇五・一二号中「一〇%」を「五%」に改め、同号の次に次の二号を加える。 〇五・一三 海綿のうち 課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円に満たないもの 二・五%	別表第二〇八・〇四号の次に次の一号を加える。 〇八・〇五 ナット（生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第〇八・〇一号に該当するものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。） 四 その他のもののうち 甘扁桃仁 五%	別表第二〇九・一〇号の次に次の一号を加える。 〇九・〇一 コーヒー（いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない）、コーヒードの殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒード代用物 三 コーヒード代用物 一〇%	別表第二二一・〇八号の次に次の三号を加える。 二一・〇三 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシツ 一〇%	別表第二二二・〇八号の次に次の三号を加える。 二二・〇三 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシツ 一〇%	別表第二二二・〇八号の次に次の三号を加える。 二二・〇三 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシツ 一〇%
--	--	--	--	--	--

クナ 七 ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩 穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、オーリア、あし、いぐさ、とうり、竹、ラフィア、ライム樹皮その他主として組物に用いる植物性材料 二 竹 ソルゴ、ピアッサバ、カウチグラス、メキシカンファイバーその他主としてブラシ又はほうきの製造に用いる植物性材料（束ねてあるかどうかを問わない。） 二 その他のもの 無税	別表第二二五・一〇号中「六%」を「四%」に改める。 別表第二二五・一〇号中「八%」を「六%」に改める。 別表第二二五・一〇号中「六%」を「無税」に改める。 別表第二二五・一〇号の次に次の一号を加える。 一六・〇二 肉又は肉のその他の調整品 二 その他のもの （一）その他のもの 牛肉、豚肉又はこれらのくず肉を含有しないもの 二〇%	別表第二二六・〇三号中「一〇%」を「八%」に改める。 別表第二二六・〇四号及び第一六・〇五号を次のように改める。 一六・〇四 魚の調整品（キャビア及びその代用物を含む。） 一 キャビア及びその代用物 二 その他のもの 魚卵以外のもの（かつお節その他の魚節並びに気密容器入りのさけ及びますを除く。） 気密容器入りのかつお その他のもの 魚卵（にしん（クルマエビ属の魚）又はたら（ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚）のもので気密容器入りのものに限り。） 甲殻類又は軟体動物の調製品 一 くん製のもの えび その他のもの（帆立貝、貝柱及びいかを除く。） その他のもの えび（単に水煮した後に乾燥したものに限る。） その他のもの （一）以外のもの 九%	別表第二二六・〇三号中「一〇%」を「八%」に改める。 別表第二二六・〇四号及び第一六・〇五号を次のように改める。 一六・〇四 魚の調整品（キャビア及びその代用物を含む。） 一 キャビア及びその代用物 二 その他のもの 魚卵以外のもの（かつお節その他の魚節並びに気密容器入りのさけ及びますを除く。） 気密容器入りのかつお その他のもの 魚卵（にしん（クルマエビ属の魚）又はたら（ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚）のもので気密容器入りのものに限り。） 甲殻類又は軟体動物の調製品 一 くん製のもの えび その他のもの（帆立貝、貝柱及びいかを除く。） その他のもの えび（単に水煮した後に乾燥したものに限る。） その他のもの （一）以外のもの 九%	別表第二二六・〇三号中「一〇%」を「八%」に改める。 別表第二二六・〇四号及び第一六・〇五号を次のように改める。 一六・〇四 魚の調整品（キャビア及びその代用物を含む。） 一 キャビア及びその代用物 二 その他のもの 魚卵以外のもの（かつお節その他の魚節並びに気密容器入りのさけ及びますを除く。） 気密容器入りのかつお その他のもの 魚卵（にしん（クルマエビ属の魚）又はたら（ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚）のもので気密容器入りのものに限り。） 甲殻類又は軟体動物の調製品 一 くん製のもの えび その他のもの（帆立貝、貝柱及びいかを除く。） その他のもの えび（単に水煮した後に乾燥したものに限る。） その他のもの （一）以外のもの 九%	別表第二二六・〇三号中「一〇%」を「八%」に改める。 別表第二二六・〇四号及び第一六・〇五号を次のように改める。 一六・〇四 魚の調整品（キャビア及びその代用物を含む。） 一 キャビア及びその代用物 二 その他のもの 魚卵以外のもの（かつお節その他の魚節並びに気密容器入りのさけ及びますを除く。） 気密容器入りのかつお その他のもの 魚卵（にしん（クルマエビ属の魚）又はたら（ガドウス属、テラグラ属及びメルシウス属の魚）のもので気密容器入りのものに限り。） 甲殻類又は軟体動物の調製品 一 くん製のもの えび その他のもの（帆立貝、貝柱及びいかを除く。） その他のもの えび（単に水煮した後に乾燥したものに限る。） その他のもの （一）以外のもの 九%
---	--	--	--	--	--

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 関稅定率法等の一部を改正する法律案 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

四五四

別表第二一九・〇七号中「二%」を「九・五%」に改める。
別表第二二〇・〇一号中「二%」を「一六%」に、「一五%」を「一二%」に改める。

別表第二二〇・〇二号中
その他のもの
二一・五%
トマト
二二%
その他のもの
一五%

その他のもの
一〇%
トマト
九・五%
その他のものうち気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの
一二%
に改める。

別表第二二〇・〇四号中「二%」を「一六%」に改める。

別表第二二〇・〇六号中
その他のもの
二〇%
桃、なし、さくらんぼ及びアプリコット(砂糖を加えたものを除く)。
二〇%
に、
を

その他のもの
二〇%
桃及びなし(砂糖を加えたものを除く)。
一六%
に、
を

その他のもの
一五%
桃、なし、さくらんぼ、アプリコット、ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル
一二%
に、
を

改める。

別表第二二一・〇五号中「二・五%」を「一〇%」に改める。
別表第二二一・〇五号に次のように加える。

二 その他のもの
容量が一五〇リットルをこえる容器に入れたもの
一リットルにつき八〇円

別表第二二二・〇九号中「一リットルにつき七五円」を「一リットルにつき六〇円」に改める。
別表第二二五・〇一、七五、〇五、七八、〇一、八〇、〇二、八四・五五及び第八五・一八号を削る。

別表第三第八五・二二号中
二 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路
を
と改める。

附 則

- この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。
- この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

最近における内外の経済情勢の変化に対応するため、生活関連物資を中心に關稅率の引下げを図る等關稅率について所要の改正を行なうほか、特惠關稅制度について適用対象品目の拡大、適用關稅率の引下げ、適用停止規定の改正等を行なうとともに、關稅の減免關稅制度について所要の整備を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和四十八年二月二十七日

内閣總理大臣 田中 角榮

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和四十八年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

【別冊】

日本放送協会昭和四十八年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和 48 年 度 収 支 予 算

予算総則

第1条 昭和48年度収支予算の収入および支出を別表収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の月額額は、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約(以下「普通契約」という。)にあつては465円、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約(以下「カラー契約」という。)にあつては465円、5,115円とし、6か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ3,465円、5,115円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ1,735円、2,560円とする。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の月額は、特例措置として普通契約 250 円、カラ－契約 400 円とする。ただし、12 か月分を前納する者についての当該 12 か月分はそれぞれ 2,750 円、4,400 円とし、6 か月分を前納する者についての当該 6 か月分はそれぞれ 1,375 円、2,200 円とする。

第 3 条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第 4 条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむをえない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

第 5 条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第 5 条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第 6 条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第 7 条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の変還または設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第 8 条 前年度の決算において後期繰越金を生じた場合は、これを本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金の返還または設備の新設、改善に充てることができる。

第 9 条 本予算における事業収支差金と事業収支差金受入れとの差額は、翌年度の支出に充てるため、その使用を繰り延べることができる。

2 この場合において、特別収入または特別支出が予算額に比し増減することによつて、事業収支差金が予算額に比し増減するときは、経営委員会の議決を経て、前項の繰り延べることができる金額を増減することができる。

第 10 条 国際放送ならびに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送ならびに選挙放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第 11 条 業務に關連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調

査研究に關係ある経費の支出に充てることができる。

昭和 48 年度 収 支 予 算 書

(事 業 収 支)		
(款) 事 業	収 入	150,419,256 千円
(項) 受 信	料	116,391,321 千円
交 付	入	202,350 千円
金 収	入	2,250,585 千円
入 入	入	31,575,000 千円
特 別	入	132,579,256 千円
支 出	与	41,412,352 千円
給 内	費	30,578,068 千円
国 際	費	802,076 千円
放 送	費	13,120,945 千円
営 業	費	1,723,790 千円
調 査	費	12,647,612 千円
管 理	費	16,500,000 千円
債 権	費	2,645,413 千円
償 却	費	12,749,000 千円
特 別	支 出	400,000 千円
予 備	費	17,840,000 千円
(款) 事 業	収 支 差 金	
(項) 本 収 入	入	36,864,000 千円
事 業 収 支 差 金 受 入	入	14,347,000 千円
減 価 償 却 引 当 金	入	16,500,000 千円
資 産 受 入	入	5,007,000 千円
放 送 債 権 償 還 預 立 資 産 も	入	1,010,000 千円
ど し 入	入	
(款) 資 本	支 出	36,864,000 千円
(項) 建 設	費	17,000,000 千円
放 送 債 権 償 還 預 立 資 産 繰	入	886,000 千円
入	入	
放 送 債 権 償 還 金	入	1,240,000 千円
長 期 借 入 金 返 還 金	入	17,738,000 千円

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常事業収入は 118,844,256 千円、事業支出から特別支出を除いた経常事業支出は 119,830,256 千円であり、経常事業収支差金は -986,000 千円である。

昭和48年度事業計画

1 計画概説

昭和48年度における日本放送協会の事業運営については、事業経営の長期的構想のもとに、中心機能の放送センターへの一元化を契機として、いっそう業務の効率化を推進し、テレビジョン、ラジオ面放送の全国普及の早期達成につとめるとともに、すべての放送を実施して、国民の要望にこたえる。

- (1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるように、テレビジョンにおいては、総合、教育面放送網の早期完成を目標に積極的に建設を行なう。また、ラジオにおいては、超短波放送局の建設を行なう。
 - (2) テレビジョン、ラジオ放送ともに放送系統の性格に即して、番組内容を充実刷新する。また、ローカル放送においては、地域社会の実情に即応した番組の充実刷新を図る。
 - (3) 放送番組の利用については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育面への利用の促進を図るとともに、社会教育面への利用についても積極的に促進する。
 - (4) 受信契約者の普及については、社会情勢の変化と聴取者態様の多様化、複雑化に即応した事業活動を推進し、受信者の開発につとめるとともに、受信者の理解と協力をうるよう協会事業の周知、国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組内容の充実刷新を行ない、放送効果の増大を図る。
 - (5) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を充実するとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発展に資する。
 - (7) 経営管理については、事業規模の拡大と複雑化に対処し、経営全般にわたり業務の効率化をいっそう積極的に推進し、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。
 - (8) 放送センター総合整備の完了に伴い、東京放送会館の土地・建物を売却する。この売却収入については、これを最も有効に国民に還元する趣旨のもとに、放送センターの建設および沖縄の復帰にかかる債務の返還ならびに放送界全般の向上に寄与する「放送文化基金」の設立に充てるとともに、事業安定のための資金確保を行なう。
- 2 建設計画
- 建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に78億9,000万円、放送設備の充実、改善に66億7,100万円、研究設備の整備等に29億3,900万円、総額170億円をもつて施行する。
- (1) テレビジョン放送網計画
- テレビジョン放送の離島離地地域の早期解消を図るため、220地区にテレビジョン局の建設を完成し、140地区の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設については、1,010施設を設置する。
- また、県域放送を実施するため2局のテレビジョン局の建設に着手するほか、テレビジョン放送機器の整備改善等を行なう。
- これらに要する経費は、67億6,100万円である。

(2) ラジオ放送網計画

超短波放送について38局の建設を完成し、20局の建設に着手するほか、第2放送大電力局敷地の整備等を行なう。

これらに要する経費は、6億2,900万円である。

(3) 放送設備整備計画

放送番組の充実に対処し、あわせて良質放送を実施するため、老朽の著しい放送設備を更新するほか、技術革新の進展に対応して設備の改善を行なうこととし、報道用取材機器、中継放送用機器等の整備を行なう。

これらに要する経費は、66億7,100万円である。

(4) 研究設備、一般施設整備計画

新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器等の整備を行なうほか、業務の効率化のための機器の整備、宿舍の整備等を行なう。

これらに要する経費は、29億3,900万円である。

3 事業運営計画

(1) 要員および給与

要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最少限の人員にとどめることとし、前年度どおり総員を16,560人とする。

これに要する給与は、総額414億1,235万2千円である。

(2) 国内放送

放送番組については、テレビジョン放送において、総合放送は、1日18時間の放送時間により、広く一般を対象とした番組を編成し、番組内容の向上刷新につとめ、教育放送は、1日18時間の放送時間により、組織的、系統的な教育番組を中心に番組内容の充実強化を図る。なお、カラーテレビジョン放送時間は、1日22時間30分とする。ローカル放送においては、1日1時間30分の放送時間により、地域社会に直結したニュース、報道、教養番組の充実を図る。

ラジオ放送においては、第1放送は1日19時間、第2放送は1日18時間30分の放送時間により、全般にわたり番組の刷新を図り、受信者の聴取態様に適合した効果的な番組の編成を行なう。また、超短波放送は、1日18時間の放送時間により、県域を基本とするニュース・インフォメーション番組等ローカル放送を充実強化し、あわせてその特性を生かした番組の充実を図るとともに、沖縄県において新たに放送を開始する。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまつて、学校教育面への利用の促進を図るとともに、社会教育面への利用においても積極的に促進する。

このため、番組関係に要する経費の総額は、196億6,748万3千円である。すなわち、番組制作に170億3,784万3千円、番組の編成企画その他に26億2,964万円である。

イ 放送施設の運用維持については、置局等による設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、68億1,129万4千円である。

ウ 通信施設関係においては、前年度46億6,760万3千円に対し、6,881万2千円の減額とな

り、総額 45 億 9,929 万 1 千円である。
以上により、国内放送費総額は、前年度 297 億 7,930 万円に対し、7 億 9,876 万 8 千円の増額となり、総額 305 億 7,806 万 8 千円である。

(3) 国際放送
国際放送については、1 日 37 時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与する。
このため、前年度 7 億 6,804 万 1 千円に対し、3,403 万 5 千円の増額となり、総額 8 億 207 万 6 千円である。

(4) 営業関係
営業関係については、社会情勢の変化に即応した営業活動を推進することとし、協会事業の周知、電波障害対策等受信の改善を積極的に行なうとともに、極力、受信契約者の維持開発につとめ、受信料の確実な収納を図る。
このため、前年度 117 億 6,278 万 3 千円に対し、13 億 5,816 万 2 千円の増額となり、総額 131 億 2,094 万 5 千円である。すなわち、広報および受信改善関係に 13 億 1,015 万 6 千円、契約収納関係に 105 億 3,048 万 4 千円、未収受信料欠損償却費に 12 億 8,030 万 5 千円である。

(5) 調査研究関係
調査研究関係については、番組面において、国民世論調査、番組視聴状況調査ならびに意向調査等を行ない、技術面において、放送技術新分野の開発研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送衛星に関する開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行なう。
このため、前年度 15 億 3,358 万 3 千円に対し、1 億 9,020 万 7 千円の増額となり、総額 17 億 2,379 万円である。

(6) 管理関係
管理関係については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減につとめるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、社会保険費の増加等により、前年度 116 億 6,812 万円に対し、9 億 7,949 万 2 千円の増額となり、総額 126 億 4,761 万 2 千円である。すなわち、一般管理に 15 億 4,695 万 7 千円、施設の維持管理に 23 億 1,725 万 1 千円、職員の厚生保健に 55 億 5,881 万 2 千円、退職手当その他に 32 億 2,459 万 2 千円である。

(7) 減価償却費および財務関係
減価償却費 165 億円、放送債券発行償還経費、支払利息等の財務費 26 億 4,541 万 3 千円および予備費 4 億円を計上する。

(8) 特別収入および特別支出関係
特別収入は、東京放送会館の土地・建物売却益 311 億 8,626 万 2 千円、その他の固定資産売却益等 3 億 8,873 万 8 千円、総額 315 億 7,500 万円を計上する。
特別支出は、「放送文化基金」設立のための支出 120 億円、固定資産売却損等 7 億 4,900 万円、総額 127 億 4,900 万円を計上する。

(9) 事業収支差金関係
事業収支差金 178 億 4,000 万円については、143 億 4,700 万円を債務償還のため事業収支差金受

入れに計上するほか、34 億 9,300 万円を事業安定のための資金として、その使用を翌年度に繰り延べる。

4 受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区 分	昭和 48 年度	昭和 47 年度	増	減
年度 初 頭 契 約 者 数	8,446,000	11,501,000	▲	3,055,000
年度 内 新 規 契 約 者 数	908,000	1,346,000	▲	438,000
年度 内 廃 止 契 約 者 数	3,487,000	4,401,000	▲	914,000
年度 内 増 加 契 約 者 数	▲	3,055,000		476,000

イ 受信料免除者見込数

区 分	昭和 48 年度	昭和 47 年度	増	減
年度 初 頭 免 除 者 数	274,000	226,000		48,000
年度 内 新 規 免 除 者 数	71,000	70,000		1,000
年度 内 廃 止 免 除 者 数	22,000	22,000		0
年度 内 増 加 免 除 者 数	49,000	48,000		1,000

(2) カラー契約

ア 有料契約者見込数

区 分	昭和 48 年度	昭和 47 年度	増	減
年度 初 頭 契 約 者 数	15,611,000	11,791,000		3,820,000
年度 内 新 規 契 約 者 数	4,776,000	4,870,000	▲	94,000
年度 内 廃 止 契 約 者 数	1,561,000	1,050,000		511,000
年度 内 増 加 契 約 者 数	3,215,000	3,820,000	▲	605,000

イ 受信料免除者見込数

区 分	昭和 48 年度	昭和 47 年度	増	減
年度 初 頭 免 除 者 数	14,000	3,000		11,000
年度 内 新 規 免 除 者 数	12,000	11,000		1,000
年度 内 廃 止 免 除 者 数	0	0		0
年度 内 増 加 免 除 者 数	12,000	11,000		1,000

(参考 1)

前記 4 のうち沖縄県の区域における受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和48年度	昭和47年度	増	減
年度初頭契約者数		125,000	0	125,000	
年度内新規契約者数		38,000	166,000	128,000	
年度内廃止契約者数		87,000	41,000	4,000	
年度内増加契約者数		1,000	125,000	124,000	

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和48年度	昭和47年度	増	減
年度初頭免除者数		4,000	0	4,000	
年度内新規免除者数		1,000	4,000	3,000	
年度内廃止免除者数		0	0	0	
年度内増加免除者数		1,000	4,000	3,000	

(2) カラー契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和48年度	昭和47年度	増	減
年度初頭契約者数		20,000	0	20,000	
年度内新規契約者数		16,000	20,000	4,000	
年度内廃止契約者数		1,000	0	1,000	
年度内増加契約者数		15,000	20,000	5,000	

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和48年度	昭和47年度	増	減
年度初頭免除者数		10	0	10	
年度内新規免除者数		40	10	30	
年度内廃止免除者数		0	0	0	
年度内増加免除者数		40	10	30	

(参考2)

有料契約者見込総数

区	分	普通契約者数	カラー契約者数	契約者総数
年度初頭契約者数		8,446,000	15,611,000	24,057,000
年度内増加契約者数		2,579,000	3,215,000	686,000
年度末契約者数		5,867,000	18,826,000	24,693,000

昭和48年度資金計画

昭和48年度収支予算および事業計画に基づき本年度における資金計画は、次のとおりである。

1 本年度の入金額

受信料については、受信料収入予算1,163億9,132万1千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額1,138億9,167万8千円を予定する。

固定資産売却収入については、東京放送会館の土地・建物売却収入354億6,312万円、その他の固定資産売却収入5億5,388万円、総額360億1,700万円を予定する。

このほか、国際放送関係等交付金収入2億235万円、受入利息等雑収入22億5,058万5千円、放送債償還積立資産の増し入れ10億1,000万円、受信料前受金等137億9,196万9千円を見込む。

以上により入金額は、総額1,671億6,358万2千円である。

2 本年度の出金額

事業経費1,110億453万8千円、建設経費170億円、放送債償還の償還12億4,000万円、長期借入金金の返還177億8,800万円、放送債償還積立資産へ繰入れ8億8,600万円、予備費4億円、支払利息等185億9,788万9千円を合わせ出金額は、総額1,668億6,642万7千円である。

3 資金の需要および調達を4半期にみれば、別表のとおりである。

別表

(単位 千円)

区	分	第1・4半期	第2・4半期	第3・4半期	第4・4半期	合 計
1 前期末資金有高		5,000,000	5,504,297	5,568,105	5,513,792	167,163,552
2 人 受 信 金 料		31,282,110	33,537,768	52,575,013	49,768,691	113,891,678
固定資産売却収入		29,910,145	24,850,761	33,587,176	25,543,596	86,017,000
交付金収入		19,200	7,578,324	17,757,710	10,661,766	202,850
雑収入		50,212	50,212	50,640	51,286	2,250,565
放送債償還積立資産増し入れ		291,576	894,803	291,576	772,624	1,010,000
3 出 金 等		0	0	0	0	13,791,969
事業経費		1,010,977	163,662	887,911	11,729,419	166,864,427
建設経費		30,777,813	33,503,960	52,599,326	49,985,328	111,004,538
放送債償還		25,260,498	21,830,262	29,336,919	34,576,859	17,000,000
長期借入金返還		4,875,312	4,080,536	4,678,696	3,865,456	1,240,000
放送債償還積立資産繰入れ		30,000	240,000	30,000	940,000	17,738,000
4 期末資金有高		0	0	0	886,000	886,000
予 備 金 等		100,000	100,000	100,000	100,000	400,000
支払利息等		1,012,003	1,253,162	12,453,711	3,879,013	18,597,889
		5,504,297	5,568,105	5,513,792	5,297,155	—

四五九

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件
内閣は、漁港整備計画の全部を別紙のとおり変更したので、漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)第十七条第三項の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔別紙〕

漁港整備計画

わが国の水産業が、動物性たん白質食糧の供給部門として重要な役割を果たしていることにかんがみ、今後一層その積極的な振興を図ることが必要である。このためには、まず水産業の基盤である漁港について、漁業の動向に即応して全国にわたり計画的に整備拡充し、その機能の増進と安全性の確保を図り、もつて漁業生産の増大と流通の円滑化および漁業経営の安定に資する必要がある。

一 計画方針

1 漁業と漁港施設の現状とを基礎とし、将来における漁業生産の確保と漁船勢力の増大、流通機構の改善、漁港の安全性の確保、地域社会の基盤強化の観点から、遠洋漁業の根拠地として重要な漁港、沖合漁業の根拠地として重要な漁港、沿岸漁業および増養殖漁業振興上重要な漁港ならびに漁場の開発または漁船の避難上特に必要な漁港について整備する。

2 整備する漁港の選定に当たっては、指定漁港のうち漁業振興上重要であり、かつ、漁港施設の不足度の高いもの、経済効果の多いもので緊急整備の必要のあるものを採択する。

二 計画

1 前項の計画方針に基づき、昭和四十八年度以降五年間に四百二十港の漁港について、それぞれの漁港に適応した外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設および漁港施設用地等を整備する。

2 整備漁港

第一種漁港

都道府県名	漁港名	整備を必要とする主な施設
北海道	日 梨 泊	外郭施設 係留施設 水域施設
	幌 泊	外郭施設 係留施設 水域施設
	雄 忠 志 内	外郭施設 係留施設 水域施設
	初 浦	外郭施設 係留施設 水域施設
	前 浜	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地
	濃 呂	外郭施設 係留施設 水域施設
	祝 津	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地
	日 司	外郭施設 係留施設 水域施設
	泊 (後志)	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
	千 走	外郭施設 係留施設 水域施設

登 栄 床	知 布 泊	相 泊	知 円 別	奔 幌 戸	昆 布 森	桂 恋	厚 内	大 樹	えりも 岬	静 内	富 浜	沙 見	伊 達	蛇 田	礼 文	静 狩	大 舟	川 汲	木 直	恵 山	沙 首	涌 元	白 神	静 浦	赤 石(奥尻)	蛇 羅	
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	
輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	
漁港施設用地																											

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(二) 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

東 京	千 葉	福 島	山 形	宮 城	岩 手	青 森
湯 若 郷 の 浜	太 飯 岡 東	真 請 戸 野 川	吹 浦	江 松 室 寄 大 北 の ケ 浜 磯 須 上	門 茂 久 音 の 師 喜 部	小 尻 下 奥 茂 蟹 一 舟 屋 風 戸 浦 田 本 木
外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設

長 崎	佐 賀	福 岡	高 知	愛 媛	香 川	徳 島	山 口	広 島	和 歌 山	兵 庫	滋 賀	三 重	静 岡	新 潟
有 楠 泊 喜	加 加 加 唐 部 島	菱 島	高 岡	岩 篠 蔭 堀 洲 城 塚 淵	樞 石	亀 浦	梶	海 老	雑 賀 崎	灘	沖 尾 上 之 島	奈 屋 浦	地 頭 方	湯 高 千
外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

四六二

熊 本																
	下 桶 川	富 岡	種 合	鳩 之 釜	赤 瀬	丸 田	獅 子 浦	志 々 伎 浦	大 宝 島	日 幡 浦	八 幡 浦	湯 の 本 崎	尾 崎	唐 崎	千 尋 港	佐 賀 浦
	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設

岩 手	青 森																	計	沖 縄
		大 田 沢	太 田 名 部	三 脇 野 沢	松 法	標 津	尾 沼	白 糠	登 別	豊 浦	八 雲	鹿 部	尾 札 部	大 洞	吉 岡	乙 部	頓 別		
外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	百 十一 港	名 護

第二種漁港

整備を必要とする主な施設

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

新 潟	神 奈 川	東 京	千 葉	茨 城	山 形	秋 田	宮 城	船 越
寝 雲 崎 屋	佐 島	坪 田	外 川 和 田	平 潟	堅 由 呂 沢	金 八 浦	浦 荒 閑 泊 (歌津)	長 崎 小 白 部
外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設	外郭施設 係留施設 水城施設	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水城施設	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地

兵 庫	京 都	三 重	愛 知	静 岡	福 井	石 川	富 山
沼 丸 諸 浜 林 垂 水	浅 本 茂 川	神 宿 安 田 曾 乘	日 一 西 間 賀 色 豆	吉 戸 静 岡 浦 美	日 柴 崎 向	高 松 倉 波	黒 部 田
外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

[illegible]

福岡					高知				愛媛			香川	徳島																			
津屋崎	福岡吉浦	西浦	鐘崎	波津	窪津	田野見	安芸	九宮窪	豊田	伊吹	瀬戸	中林岐	野島	野波瀬	和久	安下庄	玉江	上関	大井	秋穂												
外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地							

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(二) 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

熊本					長崎										佐賀								
壠屋	合串	二江	大江	大多尾	宮田	本郷	佐伊津	樺島	薄香灣	生月	小値賀	神の浦	三井楽	奈浦摩	星鹿	戸ヶ里	湊浜	唐房	沖端	中島	岐志	大島	玄界
外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	係留施設 水域施設 輸送施設	係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設

大分		宮崎		鹿児島		沖縄		計	第三種漁港	都道府県名		北海道																																																																																																																																																																																																																														
小祝	長洲	松浦	亀川	四浦	川南	大堂津	江口			小湊	蘭牟田		石垣	糸満	漁港名																																																																																																																																																																																																																											
外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

千 葉	茨 城	福 島	秋 田	宮 城	岩 手	青 森						
小 大	波 那 久 大	四 松 川	椿 (船川港)	女 川	大 釜 大 山	大 青 鰺 沢	戸 白 砂 追 三 様 落					
湊 原	崎 湊 慈 津	倉 浦			大 釜 大 山	大 青 鰺 沢	井 尻 原 直 石 似 石					
外郭施設 係留施設 水城施設	外郭施設 係留施設 水城施設	外郭施設 係留施設 水城施設	外郭施設 係留施設 水城施設	係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設	外郭施設 係留施設 水城施設	外郭施設 係留施設 水城施設	外郭施設 係留施設 水城施設	外郭施設 係留施設 水城施設	外郭施設 係留施設 水城施設	外郭施設 係留施設 水城施設	外郭施設 係留施設 水城施設
輸送施設 漁港施設用地	輸送施設 漁港施設用地	輸送施設 漁港施設用地	輸送施設 漁港施設用地		輸送施設 漁港施設用地	輸送施設	輸送施設 漁港施設用地	輸送施設 漁港施設用地	輸送施設 漁港施設用地	輸送施設 漁港施設用地	輸送施設 漁港施設用地	輸送施設 漁港施設用地

兵 庫	京 都	三 重	愛 知	静 岡	福 井	石 川	富 山	新 潟	神 奈 川			
香 住	舞 鶴	波 錦 切	豊 形 浜	用 田 稻 取	小 浜	橋 立 島	新 水 見 湊	西 能 津	小 田 原	船 千 鴨 天	形 倉 川 津	
外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

大分	熊本	長崎	佐賀	高知	愛媛	徳島	山口	広島	島根	鳥取	和歌山
蒲江	牛深	館奈芦野 浦良辺母	高申	清宇室 水佐戸岬	八幡浜	牟岐	萩	草津	西恵曇 郷雲	網代	勝申田 浦本辺
外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	係留施設 水域施設 漁港施設用地 外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地 外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地 外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	係留施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

福岡	島根	鳥取	静岡	神奈川	千葉	宮城	青森	都道府県名	特定第三種漁港	鹿兒島	宮崎
博多	浜田	境	焼津	三崎	銚子	石巻 塩釜	八戸	漁港名	八十二港	阿久根 串木野 山川	土々呂 門川 油津 目井津
係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地 外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	整備を必要とする主な施設		外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地 外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地 外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地 外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地 外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

四六八

第四種漁港

計	鹿兒島	長崎
十二港	枕崎	長崎
	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

北海道	都道府県名	漁港名	整備を必要とする主な施設
小島	神威	外郭施設 係留施設 水域施設	輸送施設 漁港施設用地
須築	外郭施設 係留施設 水域施設	輸送施設	
余別	外郭施設 係留施設 水域施設	輸送施設	
雄冬	外郭施設 係留施設 水域施設	輸送施設	
抜海	外郭施設 係留施設 水域施設	輸送施設	
仙法	外郭施設 係留施設 水域施設	輸送施設	
東浦	外郭施設 係留施設 水域施設	輸送施設	
元府	外郭施設 係留施設 水域施設	輸送施設	
能取	外郭施設 係留施設 水域施設	輸送施設	
宇呂	外郭施設 係留施設 水域施設	輸送施設	
羅白	外郭施設 係留施設 水域施設	輸送施設	
齒舞	外郭施設 係留施設 水域施設	輸送施設	
大津	外郭施設 係留施設 水域施設	輸送施設	
麻野	外郭施設 係留施設 水域施設	輸送施設	
青森	外郭施設 係留施設 水域施設	輸送施設	
小泊	外郭施設 係留施設 水域施設	輸送施設	
佐井	外郭施設 係留施設 水域施設	輸送施設	
白糠	外郭施設 係留施設 水域施設	輸送施設	

岩手	宮城	秋田	山形	千葉	東京	新潟	石川	福井	静岡	愛知	三重	京都	和歌山
鳴之越	鮎川	北浦	飛鳥	片貝	三浦	粟島	狼煙	四ヶ浦	岡良	赤羽根	和具(和具)	中浜	阿尾
外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設

昭和四十八年三月二十七日

衆議院會議録第十八号(二)

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の變更について承認を求めるの件 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

四六九

島根	山口	愛媛	福岡	長崎	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
十六島	川尻	佐田岬	小呂島	伊奈崎	佐賀関	宮之浦	宇治	波照間
中郷	見島	佐田岬	小呂島	伊奈崎	佐賀関	宮之浦	宇治	波照間
外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地

計 六十二港

なお、本計画の実施に当たっては、今後の経済、財政事情および漁業の動向等を勘案しつつ、弾力的に行なうものとする。

理由

昭和四十四年第六十一回国会において承認を受けた漁港整備計画は、その後における水産業の進展、漁業情勢の推移等に即応して、これを変更する必要があるため、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、その全部を変更したので、同条同項の規定により国会の承認を求める必要があるからである。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十八年二月二十日

内閣総理大臣 田中 角榮

住宅金融公庫法の一部を改正する法律
住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項及び第三項を次のように改める。

2 公庫は、前項の場合においては、次に掲げる資金を、それぞれ当該住宅の建設に必要な資金にあわせて貸し付けることができる。

一 前項各号に掲げる者が住宅の建設に附随して新たに土地又は借地権の取得を必要とするときは、当該土地又は借地権の取得に必要な資金
二 前項第三号又は第四号に掲げる者(次号に掲げる者を除く)が住宅の建設にあわせて幼稚園又は保護者の委託を受けたその乳児若しくは幼児を保育することを目的とするその他の施設(以下「幼稚園等」という。)の建設に必要な資金(幼稚園等の建設に附随して新たに土地又は借地権の取得を必要とするときは、当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)

三 前項第三号又は第四号に掲げる者で政令で定める規模以上の一団地の住宅の建設をするものが当該住宅の建設にあわせて学校、幼稚園、店舗その他の居住者の利便に供する施設

3

公庫から貸付けを受けた第一項第三号又は第四号に掲げる者が貸付金に係る住宅又は幼稚園等を、公庫から貸付けを受けた同項第三号又は第四号に掲げる者で前項第三号の政令で定める規模以上の一団地の住宅の建設をするものが貸付金に係る関連利便施設を、それぞれ次項の規定による貸付けを受けて造成した土地に建設する場合においては、これを住宅若しくは幼稚園等又は関連利便施設の建設に附随して新たに土地の取得を必要とする場合とみなして、前項の規定を適用する。

第十七条第四項第二号中「学校、幼稚園その他の居住者の利便に供する施設で政令で定めるもの(以下「関連利便施設」という。)」を「関連利便施設」に、「道路、公園、下水道その他の公共の用に供する施設で政令で定めるもの(以下「関連公共施設」という。)」を「関連公共施設」と改め、「(関連公共施設の整備に附随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。第三十五条の二第一項及び第三十五条の三第一項において同じ。)」を削る。

第二十条第一項を次のように改める。

第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金(同条第一項第四号に掲げる者のうち地方公共団体、地方住宅供給公社その他政令で定める者(以下「地方公共団体等」という。))以外の者に対する貸付金を除く。一戸当たりの金額の限度は、次の表の上欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄各項に掲げるとおりとする。

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

区	分	限	度
耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金		住宅の建設費(購入の場合にあつては購入価額とし、建設費又は購入価額が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下この条において同じ。)及び土地又は借地権の価額(価額が標準価額をこえる場合においては、標準価額。以下この条において同じ。)の八割五分に相当する金額	住宅の建設費及び土地又は借地権の価額の八割に相当する金額

第二十条第三項を次のように改める。

3 第十七条第二項又は第四項の規定による貸付金で次の表の区分の欄各項に掲げるものの金額の限度は、当該各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区	分	限	度
一	第十七条第二項第二号の規定による貸付金	耐火構造の幼稚園等又は簡易耐火構造の幼稚園等の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	幼稚園等の建設費及び土地又は借地権の価額の八割五分に相当する金額	幼稚園等の建設費及び土地又は借地権の価額の八割に相当する金額
二	第十七条第二項第三号の規定による貸付金	耐火構造の幼稚園等及び簡易耐火構造の幼稚園等以外の幼稚園等の建設並びにこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	幼稚園等の建設費及び土地又は借地権の価額の八割に相当する金額	幼稚園等の建設費及び土地又は借地権の価額の八割に相当する金額
三	第十七条第四項第二号の規定による貸付金	店舗等以外の関連利便施設の建設を目的とするもの	店舗等以外の関連利便施設の建設費の九割に相当する金額	店舗等以外の関連利便施設の建設費の九割に相当する金額
四	第十七条第二項第三号又は第四項第二号の規定による貸付金で関連公共施設の整備及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とするもの	関連公共施設の整備及び土地又は借地権の取得に要する費用(公庫の定める額を限度とする)の九割に相当する金額	関連公共施設の整備及び土地又は借地権の取得に要する費用(公庫の定める額を限度とする)の九割に相当する金額	関連公共施設の整備及び土地又は借地権の取得に要する費用(公庫の定める額を限度とする)の九割に相当する金額

備考
この表において「耐火構造の幼稚園等」とは、主要構造部を耐火構造とした幼稚園等をいう。
二 この表において「簡易耐火構造の幼稚園等」とは、耐火構造の幼稚園等以外の幼稚園等で建築基準法第二十九条の三イ又はロのいずれかに該当するものをいう。

第二十条中第四項から第七項までを削り、第八項を第四項とし、同条第九項中「関連利便施設又は特定中高層耐火建築物については幼稚園等、関連利便施設又は特定中高層耐火建築物」と又は関連利便施設(店舗等を除く。以下この項において同じ。)については幼稚園等又は関連利便施設に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とし、同条に次の一項を加える。
7 前各項に定めるもののほか、第十七条の規定による貸付金の金額の限度については、政令で定める。

第二十一条第一項及び第二項を次のように改める。

第十七条第一項、第二項又は第四項の規定による貸付金で次の表の区分の欄各項に掲げるもの及び同条第五項から第八項までの規定による貸付金の利率、償還期間及び据置期間は、同表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の利率の欄、償還期間の欄及び据置期間の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区	分	利 率	償 還 期 間	据 置 期 間
一	第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金(同条第一項第四号に掲げる者のうち地方公共団体等以外の者を除く)	イ 中高層耐火建築物の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金 ロ 中高層耐火建築物以外の耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金 ハ 簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金 ニ 耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五・五パーセント以内で政令で定める	五十年以内	三年以内
二	第十七条第二項第二号の規定による貸付金	同上	年五・五パーセント以内で政令で定める	三十五年以内	三年以内
三	同上	同上	年五・五パーセント以内で政令で定める	二十五年以内	三年以内
四	同上	同上	年五・五パーセント以内で政令で定める	十八年以内	三年以内

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

三	第十七条第二項第三号又は第四項第二号の規定による貸付金(店舗等に係る貸付金を除く。)	年六・五パーセント以内で政令で定める	十年以内(政令で定める大規模な事業に限り建設される学校の他の施設に係る貸付金に於ては二十年以内とし、据置期間を含む。)	三年以内
四	第十七条第五項の規定による貸付金	年六・〇パーセント以内で政令で定める	十年以内	三年以内
五	第十七条第六項の規定による貸付金	年五・五パーセント以内で政令で定める	二十五年以内	三年以内
六	第十七条第七項の規定による貸付金	年五・五パーセント以内で政令で定める	三十五年以内	三年以内

七	第十七条第八項の規定による貸付金	年六・五パーセント以内で政令で定める	十五年以内	三年以内

備考

一 この表において「耐火構造の災害復興住宅」とは、主要構造部を耐火構造とした災害復興住宅をいう。

二 この表において「簡易耐火構造の災害復興住宅」とは、耐火構造の災害復興住宅以外の災害復興住宅で建築基準法第二十一条第三号の三イ又はロのいずれかに該当するものをいう。

三 この表において「耐火構造の地すべり等関連住宅」とは、主要構造部を耐火構造とした地すべり等関連住宅をいう。

四 この表において「簡易耐火構造の地すべり等関連住宅」とは、耐火構造の地すべり等関連住宅以外の地すべり等関連住宅で建築基準法第二十一条第三号の三イ又はロのいずれかに該当するものをいう。

2 前項に定めるもののほか、第十七条の規定による貸付金の利率、償還期間及び据置期間については、政令で定める。

第二十一条第三項から第八項までを削り、同条第九項中「第一項又は第七項」を「前項」に、「の規定に該当する」を「に掲げる」に、「施設建築物等」を「土地の取得及び造成、店舗等の建設若しくは中高層耐火建築物等」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十一条の二第一項中「特定中高層耐火建築物」を「中高層耐火建築物等」に改める。

第二十二條の二第二項中「同項第一号」を「同項の表」に改め、同条第三項中「同項」を「同項の表」に、「年五分五厘」を「年五・五パーセント」に、「年六分」を「年六・〇パーセント」に改める。

第三十五条第三項中「家賃」を「賃借人の資格、賃借人の選定方法、家賃」に改め、同項後段を削る。

第三十五条の二第四項中「譲渡価額」を「譲受人の資格、譲受人の選定方法、譲渡価額」に改め、同項後段を削る。

第三十五条の三第一項中「幼稚園等の建設に必要な資金の貸付けを受けた者」を「貸付けを受けた者で幼稚園等の建設に必要な資金、関連利便施設の建設に必要な資金(関連利便施設の建設に附随する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)」又は関連公共施設の整備に必要な資金について同項の規定による貸付けを受けたものに改め、同条第二項中「附随して土地の取得及び造成又は」を「附随して土地若しくは借地権の取得又は土地の取得及び造成若しくは」に改める。

第四十九条第四号を次のように改める。

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

四 第二十条第一項から第三項まで若しくは第七項の規定による限度をこえて、又は同条第四項の規定によらないで床面積を計算して、貸付金の貸付けをしたとき。
第四十九条第五号中「第二十条第十項」を「第二十条第六項」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 (産業労働者住宅資金金融通法の一部改正)
産業労働者住宅資金金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。
第九条第一項及び第二項を次のように改める。

第七条の規定による貸付金(以下「貸付金」という。)の一戸当たりの金額の限度、利率及び償還期間については、政令で定める。

2 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二十一条第三項の規定は、前項の規定により政令で利率を定める場合について準用する。この場合において、同条第三項中「地方公共団体等以外の者で第十七条第一項第四号に掲げるもの」の行なう住宅の建設又は

土地の取得及び造成、店舗等の建設若しくは中高層耐火建築物等の建設若しくは購入とあるのは、「産業労働者住宅の建設」と読み替えるものとする。

第十七条第二号中「又は同条第二項において準用する住宅金融公庫法第二十条第八項の規定に違反して貸付金の限度をこえて貸付を行つた」とによる限度をこえて、貸付金の貸付けをしたに改め、同条第三号を削る。

3 (北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)
北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「第十七条第四項」を「第十七条第二項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 公庫が北海道の区域内において住宅の建設をしようとする者に対し、公庫法第十七条第一項又は第二項第一号の規定により資金を貸し付ける場合においては、貸付金の一戸当たりの金額の限度、利率及び償還期間は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の限度の欄、利率の欄及び償還期間の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区	分	限	度	利	率	償	還	期	間
一	公庫法第十七条第一項各号に掲げる者(同項第四号に掲げる者を除く)以外の者	イ 中高層耐火建築物の建設又は住宅の取得を目的とする貸付金 ロ 中高層耐火建築物以外の住宅の建設又は住宅の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費(購入の場合)又は購入価額(建設費又は購入価額が標準価額をこえる場合)に相当する金額	年五・五パーセント以内で政令で定める	年五・五パーセント以内で政令で定める	五十年以内				

ハ 防寒住宅であつて、かつ、耐火建築物の建設又は住宅の取得を目的とする貸付金	の表において同じの八十分の五パーセントに相当する金額	年五・五パーセント以内で政令で定める	三十年以内
ニ 防寒住宅であつて、かつ、耐火建築物の住宅及び耐火建築物以外の住宅の建設又は住宅の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費及び土地又は借地権の価額の八十パーセントに相当する金額	年五・五パーセント以内で政令で定める	十八年以内

二 一の項に掲げる貸付金以外の貸付金	政令で定める金額	政令で定める率	政令で定める期間以内
--------------------	----------	---------	------------

備考
一 この表において「地方公共団体等」とは、公庫法第二十条第一項に規定する地方公共団体等をいう。
二 この表において「中高層耐火建築物」とは、公庫法第二条第六号に規定する中高層耐火建築物をいう。
三 この表において「耐火構造の住宅」とは、公庫法第二条第四号に規定する耐火構造の住宅をいう。
四 この表において「簡易耐火構造の住宅」とは、公庫法第二条第五号に規定する簡易耐火構造の住宅をいう。

第八条第三項中「同項」を「前条の表に、「八割」を「八十五パーセント」に、「八割五分」を「八十八パーセント」に、「年五分五厘」を「年五・五パーセント」に、「年六分」を「年六・〇パーセント」に改め、同条第六項中「第二十条第八項」を「第二十条第四項」に、「同条第九項及び第十項」を「同条第五項及び第六項」に改め、同条第七項中「第二十一条第九項」を「第二十一条第三項」に改め、「第二項の下に」(同項の表の二の項に係る部分に限る。)を加える。
第八条の二第二項を次のように改める。
2 公庫が北海道の区域内において災害復興住宅若しくは地すべり等関連住宅を建設し、又は

は当該災害復興住宅若しくは地すべり等関連住宅の建設に附随して土地若しくは借地権を取得し、若しくは当該災害復興住宅の建設に附随してたい積土砂の排除その他の宅地の整備をしようとする者に対し、公庫法第十七条第六項又は第七項の規定により資金の貸付けをする場合においては、貸付金の一戸当たりの金額の限度は、政令で定めるものとし、貸付金の利率、償還期間及び据置期間は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の利率の欄、償還期間の欄及び据置期間の欄各項に掲げるとおりとする。

項 区 分	利 率	償 還 期 間	据 置 期 間
一 耐火構造の家屋に係る貸付金	年五・五パーセント以内で政令で定める	三十五年以内	三年以内
二 簡易耐火構造の家屋に係る貸付金	年五・五パーセント以内で政令で定める	三十年以内	三年以内
三 耐火構造の家屋及び簡易耐火構造の家屋以外の家屋に係る貸付金	年五・五パーセント以内で政令で定める	十八年以内	三年以内

備考

- 一 この表において「耐火構造の家屋」とは、主要構造部を耐火構造（公庫法第二条第三号に規定するものをいう。）とした家屋をいう。
- 二 この表において「簡易耐火構造の家屋」とは、耐火構造の家屋以外の家屋で建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当するものをいう。

第九條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 公庫が北海道の区域内において住宅の建設をしようとする者に対し、融通法第七条の規定により資金の貸付けをする場合においては、貸付金の一戸当たりの金額の限度、利率及び償還期間については、政令で定める。

4 融通法第九條第二項の規定は、前項の規定により政令で利率を定める場合について準用する。

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

4 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九條第二項第三号中「又は第四項第二号」を削る。

（経過規定）

5 この法律（前項の規定を除く。）による改正後

の法律の規定は、住宅金融公庫が昭和四十八年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したのから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

関連公共施設等資金貸付け制度を拡充し、新たに団地の住宅の建設とあわせて関連公共施設の整備等に必要資金の貸付けを行なうこととする。ことに、個人住宅建設資金、関連公共施設整備資金等に係る貸付金の利率、償還期間等貸付条件の改善及び貸付条件に関する規定の整備等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、対外経済関係の調整、国民生活の安定等に資するため、関税率について所要の調整を行なうほか、関税制度について所要の規定の整備を行なうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

（一）特惠関税制度の改正

（1）農水産物の特惠関税適用品目として、新たに、魚卵、たこ等一品目を追加するとともに、現行の特惠関税適用品目のうち、さんご、グリセリン、魚の罐詰等一四品目について特惠税率の引下げを行なうこと。

（2）鉱工業産品であつて、国内産業への配慮から特惠税率を一般税率の二分の一にとどめている品目のうち、鉛の塊、蓄電池等六品目について、その特惠税率を無税に引き下げる。

（3）鉱工業産品の特惠関税適用輸入額が一定の限度額に達した場合に特惠税率の適用を停止する制度について、その弾力的運用を図るため、所要の規定の改正を行なうこと。

（二）生活関連物資等の関税引下げ

国民生活の安定・充実に図るため、コーヒー、紅茶、バナナ、エアコンディショナー等国民生活に関連の深い物資を中心に、三二品目の関税率を引き下げる。

（三）関税割当制度の改正

最近における産業の状況等を勘案し、硫化鉄鉱及び天然黒鉛につき関税割当制度の適用を廃止し、その関税率を無税とする。ことに、魚粉、木炭の二次税率を引き下げる等の改正を行なうこと。

（四）通関簡素化のための税率調整

通関実務を簡素化し、輸入者の便宜を図る

ため、識別困難な同種類品目間の税率を低いものに統一する等、三五品目について調整のための関税引下げを行なうこと。

（五）暫定税率の適用期限の延長

以上のほか、昭和四十八年三月三十一日に期限の到来する一八七品目の暫定税率の適用期限を一年間延長すること。

（六）各種関税制度の改正

（1）わが国の居住者に対する贈与品について、政令で関税を免除しうる限度額を五、〇〇〇円から一〇、〇〇〇円に引き上げること。

（2）輸入後一定期間使用されて再び輸出される物品に対する減税制度について、その対象を拡大すること。

（3）保税展示場に関する制度の要件を緩和すること。

（4）人工衛星等宇宙開発の用に供する物品等について、関税を免除する制度を創設すること。

なお、以上の改正に伴う昭和四十八年度における減収見込額は五三億円と見込まれている。

二 議案の可決理由

最近における内外経済情勢及び物価の現状等にかんがみ、生活関連物資を中心に関税率の引下げを図り、特惠関税制度の改正等を行なうとする本案は、時宜に適する措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十八年三月二十三日

大蔵委員長 鴨田 宗一

衆議院議長 中村 梅吉殿

〔別紙〕

関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(二) 議案に関する報告書

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について配慮すべきである。

一 円の変動相場制への移行等新たな国際経済状況にも十分留意し、関税引下げ、特恵関税制度の改正等に伴い、その運用にあつては、国内関連産業、ことに中小企業等への影響に遺憾なきよう適切な措置をとるべきである。

一 生活関連物資については、関税率の引下げが消費者価格に反映されるよう流通過程を追跡調査し、価格の引下げに万全の努力をほらうべきである。

一 国際貿易の拡大をはかるため、中国等協定税率が適用されていない国との間において、貿易協定、関税取決め等の締結を促進し、関税上の格差を解消するよう努めるべきである。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件目的

日本放送協会の昭和四十八年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

二 本件の要旨

収支予算は受信契約者から徴収する受信料の額、予算経理の基本準則並びに収入及び支出の款項別金額を、事業計画は事業運営計画、建設計画及び受信契約者見込数等を、資金計画は収支予算及び事業計画に基づき資金の出入の計画を定めるものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 収支予算

1 受信料	月額	三一五円
普通契約	六か月分	一、七三五円
(前納)	十二か月分	三、四六五円
カラー契約	月額	四六五円

(前納) 六か月分 二、五六〇円
(前納) 十二か月分 五、一一五円
ただし、沖縄県の区域においては、特例措置として

普通契約 月額 二五〇円

(前納) 六か月分 一、三七五円

(前納) 十二か月分 二、七五〇円

カラー契約 月額 四〇〇円

(前納) 六か月分 二、二〇〇円

(前納) 十二か月分 四、四〇〇円

2 事業収入

一、五〇四億一、九二五万六千円

事業支出

一、三二五億七、九二五万六千円

事業収支差金 一七八億四、〇〇〇万円

なお、事業収支差金のうち、一四三億

四、七〇〇万円を資本収支に繰り入れ、三

四億九、三〇〇万円を翌年度に繰り延べる

こととしている。

3 資本収支

資本収入 三六八億六、四〇〇万円

資本支出 三六八億六、四〇〇万円

また、事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常事業収入は一、一八八億

四、四二五万六千円、事業支出から特別支出を除いた経常事業支出は一、一九八億三、〇

二五万六千円であり、経常事業収支差金は九

億八、六〇〇万円の支出超過である。

(二) 事業計画

事業経営の長期的構想のもとに、いつそ業務の効率化を推進し、テレビジョン、ラジオ放送の全国普及の早期達成につとめるとともに、すぐれた放送を実施して、国民の要望にこたへることとしているが、その計画の主要な項目は次のとおりである。

1 放送網の建設については、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の早期完成につとめ、また、ラジオにおいては、超短波放送局の建設を行なう。

2 放送番組については、テレビジョン、ラジオとも放送系統の性格に即して、番組内容を充実刷新する。

また、ローカル放送においては、地域社会の実情に即応した番組の充実刷新を図る。

3 放送番組の利用については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育面及び社会教育面への利用を促進する。

4 受信契約者の普及については、いつそ受信者の開発につとめるとともに、協会事業の周知、受信の改善を積極的に行ない、受信契約者の維持増加を図る。

5 国際放送については、番組内容の充実刷新を行ない、放送効果の増大を図る。

6 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を充実するとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発展に資する。

7 経営管理については、経営全般にわたる業務の効率化をいつそ推進し、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

8 放送センター総合整備の完了に伴い、東京放送会館の土地・建物を売却する。この売却収入については、これを最も有効に国民に還元する趣旨のもとに、放送七〇〇の建設及び沖縄の復帰にかかる債務の返還並びに放送界全般の向上に寄与する「放送文化基金」の設立に充てるとともに、事業安定のための資金確保を行なう。

(三) 資金計画

1 年度内の入金並びに出金額をそれぞれ次のとおり予定している。

一、六七一億六、三五八万二千円

出金額

一、六六八億六、六四二万七千円

2 前期未資金有高五〇億円、期末資金有高五二億九、七五五万五千円を予定している。

三 本件の議決理由

日本放送協会の昭和四十八年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は、これを承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十八年三月二十六日
通信委員長 久保田円次
衆議院議長 中村 梅吉殿

〔別紙〕

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施につとむべきである。

一 放送法の精神にのっとり、表現の自由と放送の不偏不党を確保すること。

一 一般放送事業者の放送を含め、テレビ難視聴対策をさらに積極的に推進すること。

一 負担の公平をはかるため、未契約者の把握を推進するとともに、受信料収納の向上をはかること。

一 事業安定資金の効率的活用と経営努力により、できるだけ長期にわたつて受信料の値上げを回避すること。

一 放送文化基金は、設立の経緯にかんがみ、その運営にあつては、あくまで国民への利益還元となるよう努力すること。

一 協会は、能率の向上をはかり、職員の待遇改善に資すること。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、地方裁判所における交通関係の業務上過失致死傷事件等、家庭裁判所における少年事件等および簡易裁判所における民事事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 判事補の員数を三人、簡易裁判所判事の員数を四人計七人を増加する。
- 2 裁判官以外の裁判所の職員のうち、裁判所書記官八人、家庭裁判所調査官十人および裁判所事務官十人計二十八人を増加する。
- 3 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事補および簡易裁判所判事ならびに裁判官以外の裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十八年度裁判所関係予算に七千八百五十四万三千円が計上されている。

昭和四十八年三月二十七日

法務委員長 中垣 國男

衆議院議長 中村 梅吉殿

〔別紙〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 近時における訴訟遅延の現象は、裁判官その他の裁判所職員の不足と裁判所の施設の不備によるところも大きい。

よつて政府並びに最高裁判所は、裁判所職員

の増員と裁判所の施設の充実等について予算の増額その他適当な措置を講じ、もつて裁判に關する国民の信頼にこたえるよう努力すべきである。

一 政府は、最高裁判所裁判官国民審査の方法等について検討すべきである。

一 政府並びに最高裁判所は、可及的すみやかに執行官法附則及び同法に關する附帯決議の実施を図るとともに、執行官制度の根本的な改善を図るべきである。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本件は、最近における漁業情勢その他経済事情の著しい変化に伴い、昭和四十四年第六十一回国会で承認された漁港整備計画を現情に即するよう全面的に変更しようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 漁業と漁港施設の現状とを基礎とし、将来における漁業生産の確保と漁船勢力の増大、流通機構の改善、漁港の安全性の確保、地域社会の基盤強化の観点から特に必要な漁港について整備する方針で、漁業振興上重要であり、かつ、漁港施設の不足度の高いもの、経済効果の多いもので緊急整備の必要のあるものを採択する。
- 2 昭和四十八年度以降五年間に、総事業費約四、八〇〇億円をもつて四二〇港の漁港を全国にわたり計画的に整備拡充する。
- 3 四二〇港の内容は、第一種漁港一一港、第二種漁港一五三港、第三種漁港八二港、特定第三種漁港一二港及び第四種漁港六二港である。

二 本件の議決理由

漁業情勢の進展に即応するため、漁港整備計画を全面的に変更して、漁港を整備拡充すること

とは適切な措置であると認め、本件はこれを承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十八年三月二十七日

農林水産委員長 佐々木義武

衆議院議長 中村 梅吉殿

〔別紙〕

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件に対する附帯決議

水産業の基盤である漁港の整備拡充を図り、漁業の振興に資するため、政府は、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

- 一 漁港修築事業、改修事業および局部改良事業を含めたいわゆる第五次漁港整備計画は、五年間に総事業費七、五〇〇億円(うち国費約四、五五〇億円)を要することにかんがみ、次年度以降において必要な予算を確保し、計画の完全実施を図ること。
- 二 漁港整備事業に要する費用については、すみやかに国の負担および補助の割合の是正に努めること。
- 三 漁港関連道の建設については、計画的に実施する等これが整備充実を図り、漁獲物の流通の合理化、漁村環境の改善に資すること。
- 四 漁港の維持管理の適正を期するため、漁港の種類に応じて漁港管理者たるべき地方公共団体の区分を整理することについて検討すること。

右決議する。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は住宅金融公庫の業務範囲を拡大するとともに、貸付条件の改善を行なうことを目的と

するもので、主な内容は次のとおりである。

- 1 賃貸住宅建設事業者(地方公共団体を除く)又は分譲住宅建設事業者で、公庫の貸付けを受けて政令で定める規模以上の一団地の住宅の建設をする者が、住宅の建設とあわせて関連利便施設の建設又は関連公共施設の整備を必要とするときは、当該施設の建設又は整備に必要な資金及びそれらに附随して新たに必要とする土地又は借地権の取得に要する資金を貸付けることができるものとする。
- 2 個人住宅建設資金、関連利便施設建設資金、関連公共施設整備資金等に係る貸付金の利率については、法律で定める限度の範囲内で政令で定めるものとする。
- 3 幼稚園等建設資金に係る貸付金の償還期間は据置期間三年以内を含む十年以内とし、関連利便施設(店舗等を除く)建設資金及び関連公共施設整備資金に係る貸付金の償還期間は十年以内、据置期間三年以内とするものとするほか、関連利便施設(店舗等を除く)建設資金に係る貸付金で、政令で定める大規模な事業により建設される学校等の貸付金の償還期間は据置期間三年以内を含む二十年以内とするものとする。
- 4 宅地造成資金、特定中高層耐火建築物建設資金及び店舗等建設資金等に係る貸付金の限度、利率及び償還期間等は政令で定めるものとする。政令で利率を定める場合は、当該事業(地方公共団体等が行なう事業を除く)が促進されるように配慮するほか、銀行その他一般の金融事情を勘案しなければならぬものとする。
- 5 産業労働者住宅資金融通法の一部を改正して、産業労働者住宅の建設、購入及びこれに付随する土地の取得に必要とする貸付金に係る一戸当たりの金額の限度、利率及び償還期間は政令で定めるものとする。

昭和四十八年三月二十七日 衆議院會議録第十八号(一) 議案に関する報告書

6 北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正して、個人住宅建設資金等に係る貸付金の利率については、法律で定める限度の範囲内で政令で定めるものとするほか、産業労働者住宅の建設、購入及びこれに附随する土地の取得に必要とする貸付金に係る一戸当たりの金額の限度、利率及び償還期間は政令で定めるものとする。

7 その他所要の規定の整備を行なうものとする。

8 本案は昭和四十八年四月一日から施行するものとし、改正後の法律の規定は公庫が昭和四十八年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとする。

二 議案の可決理由

居住環境の良好な団地の住宅建設の促進と個人の持家取得の負担の軽減を図るための措置として必要と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画において貸付契約予定額として一般住宅資金貸付五千五百九十億九千三百万円、産業労働者住宅資金貸付七十二億六千万円、市街地再開発住宅等資金貸付七百五十四億三千二百万円、関連公共施設等資金貸付五十億円及び宅地造成等資金貸付九百七十五億三千八百万円の中にそれぞれ計上されている。

昭和四十八年三月二十七日

建設委員長 服部 安司
衆議院議長 中村 梅吉殿

〔別紙〕

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

政府は、本法の施行にあつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 公庫の貸付けを受ける民間デベロッパーに対し、良質かつ低廉な住宅を供給するよう十分な指導監督を行なうとともに、民間デベロッパーに對する貸付ワークを安易に拡大しないこと。

二 公庫の貸付金の限度、利率、償還期間等を政令で定める場合は国会の意思を尊重すること。

三 個人住宅及び改良住宅については、貸付限度額を大幅に引き上げるとともに償還期間の延長、償還方法を元利均等償還とする等、貸付条件について抜本的な改善措置を講ずること。

四 個人住宅建設資金とあわせて貸付ける土地費については、その貸付対象範囲が土地区画整理事業等に係る土地購入に限定されている現行の貸付条件を改めるとともに、貸付限度額を事態に即して大幅に引き上げること。

五 大規模な開発事業にともない増加する地方負担の軽減を図るため、更に関連公共、利便施設建設資金に對する公庫の貸付条件の改善等について格段の努力をすること。

六 公庫事務の能率化を図り早期貸付けについて今後とも更に格段の努力をすること。

右決議する。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂二丁目 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六)